

衆百八十九回 国会院

社会保障と税の一体改革に関する特別委員会議録 第十一号

平成二十四年五月三十日(水曜日)

午前九時三分開議

出席委員

委員長 中野 寛成君

理事 武正 公一君

理事 古本伸一郎君

理事 和田 隆志君

理事 伊吹 文明君

理事 綱屋 信介君

理事 磯谷香代子君

理事 今井 雅人君

理事 大西 健介君

理事 岡田 康裕君

理事 川越 孝洋君

理事 近藤 和也君

理事 篠原 孝君

理事 瑞慶覧長敏君

理事 田中美絵子君

理事 永江 孝子君

理事 道休誠一郎君

理事 藤田 憲彦君

理事 早川久美子君

理事 藤田 憲彦君

理事 三村 和也君

理事 宮島 大典君

理事 室井 秀子君

理事 森山 浩行君

理事 石田 直一君

理事 金子 一義君

理事 田村 憲久君

理事 石田 真敏君

理事 松浪 駆

理事 駒

理事 健太君

理事 浩君

理事 信孝君

理事 稲浪 健太君

理事 信太君

理事 健太君

理事 信太君

理事 健太君

理事 信太君

竹内 讓君 高橋千鶴子君

宮本 岳志君

小林 正枝君

阿部 知子君

山内 康一君

田中美絵子君

山村 敬君

室井 秀子君

柚木 道義君

渡部 恒三君

田村 浩君

坂田 大助君

藤田 幸一君

山崎 誠君

田中美絵子君

山村 謙治君

玉城デニー君

本村賢太郎君

齊藤 進君

大西 健介君

稻富 修二君

網屋 信介君

田中美絵子君

山村 謙治君

山崎 誠君

坂田 大助君

藤田 幸一君

松岡 広隆君

同日

大西 孝典君

山崎 雪子君

同日

同日

大西 健介君

稻富 修二君

網屋 信介君

田中美絵子君

山村 謙治君

山崎 誠君

坂田 大助君

藤田 幸一君

松岡 広隆君

同日

大西 孝典君

山崎 雪子君

同日

同日

補欠選任

大西 孝典君

稻富 修二君

網屋 信介君

田中美絵子君

山村 謙治君

山崎 誠君

坂田 大助君

藤田 幸一君

松岡 広隆君

同日

大西 孝典君

山崎 雪子君

同日

同日

補欠選任

大西 孝典君

稻富 修二君

網屋 信介君

田中美絵子君

山村 謙治君

山崎 誠君

坂田 大助君

藤田 幸一君

松岡 広隆君

同日

大西 孝典君

山崎 雪子君

同日

同日

補欠選任

大西 孝典君

稻富 修二君

網屋 信介君

田中美絵子君

山村 謙治君

山崎 誠君

坂田 大助君

藤田 幸一君

松岡 広隆君

同日

大西 孝典君

山崎 雪子君

同日

同日

補欠選任

大西 孝典君

稻富 修二君

網屋 信介君

田中美絵子君

山村 謙治君

山崎 誠君

坂田 大助君

藤田 幸一君

松岡 広隆君

同日

大西 孝典君

山崎 雪子君

同日

同日

補欠選任

大西 孝典君

稻富 修二君

網屋 信介君

田中美絵子君

山村 謙治君

山崎 誠君

坂田 大助君

藤田 幸一君

松岡 広隆君

同日

大西 孝典君

山崎 雪子君

同日

大西 孝典

法の一部を改正する法律案(内閣提出第七三号)

そういうことでありますから、私は、与党の議員として質問をいたしますが、たゞ、それ以上に、団塊ジュニアと言われる世代であります。四

○中野委員長　これより会議を開きます。

内閣提出、公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律案、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案、子ども・子育て支援法案、総合こども園法案、子ども・子育て支援法及び総合こども園法施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法等の一部を改正する等の法律案及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律案の各案を一括して議題といたします。

この際、お詫びいたします。

各案審査のため、本日、政府参考人として厚生労働省社会・援護局長山崎史郎君の出席を求め、説明を聽取いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野委員長　御異議なしと認めます。よつて、石井登志郎君の出席を認めます。

○中野委員長　本日は、社会保障、特に年金制度と税制等について質疑を行います。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。石井登志郎君。

○石井(登)委員　おはようございます。民主党の石井登志郎でございます。

かとうございます。

本来は、きのう質疑の時間をいただきまして、ありきのう、私、四十一歳の誕生日になりまして、古本理事に誕生日プレゼントを下さいとせがんで、いたいたわけですが、一日おくれということになりました。

員として質問をいたしますが、たゞ、それ以上に、団塊ジュニアと言われる世代であります。四

十一歳の一人の働く男として、きょうは厚生労働大臣、副総理、そして財務大臣にお伺いをしたいと思います。

まず、小宮山大臣、私は二〇三六年に六十五歳になります。そして、どうでしょう、一千五百何年まで生きるかわかりませんが、一応予定としては二〇五五年ぐらいまでこの世におけるかなと思う年ですけれども、私の年金は大丈夫でしょうか。小宮山国務大臣　年金の財政は、御承知のよう

に、長期的な収支で判断をされます。少なくとも五年に一度、長期的な年金財政の見通しを作成し、にわたって年金財政の給付と負担の均衡が図られているということが確認をされていますので、石井委員が受け取られるころにもしっかりと年金財政は安定していると考えます。

直近の平成二十一年二月の財政検証では、将来に少くともと書いてあるわけではありませんから、そこそこであるうと思いますから、それが来年から八〇%というのも現実的ではないか。そうした中で、小さなことですけれども、まず五年後にそれなら七〇%，十年後に八〇%，そうした一つ一つの積み重ねを真摯にすることによつて国民の信頼というものは回復されるんじやないか。

そうした意味での財政検証を、法律には五年に少くともと書いてあるわけではありませんから、この再検証を二十六年を待たずにされたらよいかと思いますが、副総理の御見解をお聞きしたいと思います。

そうした意味での財政検証を、法律には五年に少くともと書いてあるわけではありませんから、この再検証を二十六年を待たずにされたらよいかと思いますが、副総理の御見解をお聞きしたいと思います。

○岡田国務大臣　実は、今委員が言われた数字、特に経済前提は、先般明らかになりました民主党の、これは全体のものではありませんが、試算においても同じ数字を使って計算しているわけあります。それは、やはり比較をするために、そういった、従来の政府がとってきた前提をそのまま使っているということであります。

これから年金制度のあり方を検討する際に、我々は抜本改革が必要だという立場に立つております。一方で、自民党や公明党の皆さんには、今の制度の改善によって百年間大丈夫だ、こういう結果を出しておられるわけです。

そういうことだけは思う一方で、そのときに指摘をされたこと、それは私はまだ消えてはいないと思つています。

つまり、例えば平成二十一年の財政検証に関して、国民年金の保険料の収納率をその次の年から八〇%で前提を置いているとか、あとは、物価上昇率一%、賃金上昇率二・五%、運用利回り四・一%、そして労働参加率、これもある一部の世代では今よりも一〇%も二〇%も高いような形で目標値として書いてある。これに關して、当時野党の民主党、そして昨年の提言型事業仕分けに関して、一度この財政検証をやり直した方がいいんじゃないのかと。

例えば、国民年金に関して、将来八〇%を求めるというのは結構だと思います。ただ、今五九%そこそこであろうと思いますから、それが来年から八〇%というのも現実的ではないか。そうした中で、小さなことですけれども、まず五年後にそれなら七〇%，十年後に八〇%，そうした一つ一つの積み重ねを真摯にすることによつて国民の信頼というものは回復されるんじやないか。

そうした意味での財政検証を、法律には五年に少くともと書いてあるわけではありませんから、この再検証を二十六年を待たずにされたらよいかと思いますが、副総理の御見解をお聞きしたいと思います。

私がここで申し上げたいメッセージというの

は、何か天からお金を降つてこさせてくれというふうに私たちの世代は思つてゐるわけではありません。ただ、やはり、これはそういう意図があるかどうかはわかりませんが、何か百年先に五

〇・一%を維持するためには数字をつくったんじゃなかったらどうなのかなというふうに思つております。

○石井(登)委員　ありがとうございます。

私がここで申し上げたいメッセージというの

は、将来の高い目標というよりは、まさに現実的な数字と現実的な見込み、そのいいパターんと悪

いパターん、そういうものを知りたいわけでありますから、そういう観点で、平成二十一年の財政

検証、次が仮に二十六年になつてしまつたとして

も、同じような形での財政検証というのであれ

ば、それは私たち自身、ちょっと納得感が不十分だと思います。

そうした中で、きょうは、二十二年の財政検

証、そして足元の経済前提、この資料一番、二番

この二枚目の方を見ていただきますと、物価上昇率等々、この見込みと実績、これは残念ながら

相当乖離をしているところも多く見受けられます。賃金上昇率も、御案内のとおり、十分賃金が上がっていないというところであります。こういうことを一つ一つ丁寧にメッセージとして国民に

知らせる責任が特に厚生労働省にはあると私は思っております。

そこで、三枚目、厚生労働省のホームページの

一部を焼いてまいりました。【教えて】一年金積立
金運用　運用状況はどうなつていいの？」こうい
うホームページであります。若葉マークがこの
ホームページについておりまして、どうなつていい
のかなど見る世代がぱつとこれを見るわけであ
ります。Q1、Q2、Q3、Q4とあって、「Q
4　運用状況はどうなつていいの？」ということ
で、自主運用を開始した平成十三年から十年経過
し、これまでの状況は、単年度で見ると市場動向
によつてプラスのときもあればマイナスのときも
あります。が、累積で見ると比較的安定的に推移し
ており、二十三兆円のプラスの収益になつていま
すということであります。

ここに書いてあることはもちろん、当然ですが、これを見て、本当に若葉マークで、年金の運用はどうなっているんだ、一部の学者やメディアが書き立てて、一方で厚生労働省はこういうホームページを書いています。このホームページから伝わってくるメッセージは、大丈夫です、もう全く心配ありませんというようなことが書いてあるわけです。

一方で、例えば、私はこういうものを追加した方がいいと思うんですね、私たちの年金は大丈夫ですか、団塊ジュニア世代の方々はここをクリックくださいと。そこで、前提どおりにいけば大丈夫ですけれども、前提が崩れた場合はそうでないリスクもありますというような項目を追加するとか、なかなか厚生労働省でそれができるかどうかわかりませんが。

まず、このホームページを見られて、所管大臣としてどのような見解をお感じになり、そして、私が申し上げたことに關して、小宮山大臣の率直な御見解をお聞きしたいと思います。

○小宮山国務大臣 厚生労働省のホームページによつて、皆様にわかりやすく、必要な情報などを

やつてお伝えするかということは、昨年、私が副大臣だったときにも相当地いろいろとやつたんですねけれども、まだまだそこが十分に機能していない

そういう認識は私自身も持っています。
ですから、おっしゃるように、積立金について
も大丈夫ですよというメッセージ、もちろん大丈
夫なんですが、それは、今言われたように、
自分たちの年金は大丈夫ですかとか、いろい
ろな皆さんの疑問に直接答えられるような形で、
例えばこの積立金の運用と年金財政の関係とか、
皆さんの疑問に直接答えられるように、これはま
だまだ改良する余地というか、改良しなければな
らないと私も思っていますので、また御意見もい
ただいて、そのようにできるようにしていきたい
と思っています。

○石井(登)委員 ゼひ我々の世代の納得感が得ら

れる、いいところはかりでない、眞実により近い、これもうそではありませんが、そういうホーミページづくりにぜひ私も協力をしていきたいと思ひます。

統いて、デフレ下でのマクロ経済スライドについてお伺いをしたいと思います。これは岡田副総理にお伺いしたいと思ひます。

昨今、特にこの単年度の積立金取り崩しが大きくなつてたり、その運用実績等々、これを単年度で捉えて、例えば、二〇三〇年ないし二〇五〇年に今のままいけば年金積立金は枯渇するのではないかと言うような方もおられます。確かに、今そのままこのペースで推移をすれば、百年安心とうのにはほど遠い状況であります。一方で、物価が上昇しなければ、賃金がしっかりと上昇しなければ、この調整であるマクロ経済スライドがしっかりと働かない、そういう中で、今、特にこの五年、七年、来ているわけであります。

そこで、十六年検証では、マクロ経済スライドの調整期間を二三年までにする。そして、その財政検証の五年後には、二〇三八年まですると。そうしたらこのままいくと、次のマクロ経済スライドはどこまでやるんだろうか、もしくは、マ

クロ経済スライドの調整幅がもつと大きくなるんじやないかというようなことを私たちを感じます。

そして、もう一つ思うのが、今しつかりとした調整ができないければ、その調整のあたりが来るのはまさに我々の世代であり、次の世代です。調整ができないことで枯渇をする、もしくは、調整がここで五年、十年できないことで調整幅ないしさまざまな調整が一気にがんと大きい幅で降りかかるつてくるんじゃないのか。

そうしたときにやはり考えなければならないのは、デフレであっても、もしくは十分な物価上昇率、賃金上昇率がなかつたとしてもマクロ経済スライドが働くように、法律の改正も含めて、これは私は可及的速やかに検討すべきだと思うし、やるべきだと思いますが、その点についての御見解

○岡田国務大臣 まず、マクロ経済スライドの前に、物価スライドそのものが発動されていないという問題があつたわけですね。年金は、基本的に物価が上がればそれに応じて上げる、下がれば下げる。現に、今度消費税をもし5%引き上げさせていただくということになりますと、それに

基づいて消費者物価が例えば四%上がるとしても、それに応じて年金も上げるということになるわけです。しかし、現実には、物価が最近下がってきて、それに応じて下げなければいけない年金水準を下げるに来たということです。これをまずきちつとやろうということで、今回、御提案の法案の中にそのことは入れさせていただいているわけであります。

そういうことで調整した上で、委員御指摘のマクロ経済スライドをどうするか。確かに、この調整をやらないで先送りすれば調整幅が大きくなれば、それに応じて年金も上げるということになるわけです。しかし、現実には、物価が最近下がってきて、それに応じて下げなければいけない年金水準を下げるに来たということです。これをまずきちつとやろうということで、今回、御提案の法案の中にそのことは入れさせていただいているわけであります。

るのは御指摘のとおりで、それは、世代間で言えば、先の世代ほど負担が重くなるわけですから、やはり物価が下落しているときでも同様の考え方を可能なようにするというのが私は正しい方向だというふうに思っております。

もちろん、賃金や物価が上がっているときにはその上げ幅を抑える、基本的には〇・九%程度抑えわけですね、人口の減少それから平均余命の延

ひということで〇・九ですから。物価が下がつて
いる、あるいは物価がフラットのときにその〇・
九を下げるというのは、なかなかつらいわけで
す。上がるときにその上げ幅を抑える、例えば、
一・五上がるときに〇・九差し引いて〇・六だけ
年金を上げるというのと、フラットのときにそれ
をマイナスにちぢやうというのとは、その感じる
痛みが違うわけで、それだけ難しさはあります
が、しかし、考え方としては、それは物価が上
がつた下がつたに関係なくやっていいけるような仕
組みをやはり議論すべきではないか、そういうふ
うに思つております。

○石井(登)委員 ありがとうございました。ある

べき方向で検討していくたたくことあります。す。
ただ、一方で、今、物価が上がらないときに下げるというのはなかなか体感的に厳しいものがあると言いましたけれども、ただ、副総理、やはり厳しいものは、本当に、来年、再来年に枯渇をするとと言われ、そしてある日突然、その物価の上昇

云々のあおりを二十年後、三十年後に大きな形で食らってしまう我々の世代の方が厳しいわけありますから、そういう意味では、やはりこれは政府として、高齢者の方々にもしっかりと説得をして、本当にこの制度がもつ形での検討というのをお願いしたいと思います。

次に、国民年金の納付率について。

今、六〇%を切っています。あれだけ三年前、民主党として、国民年金の前提、八〇%の前提というのを、当時は舛添厚生労働大臣でありました、厳しい指摘をしました。政権交代をして、そ

うした視点も含めて、収納率は上がっているかな
と思ったら、残念ながら収納率が下がってしまった
ています。これは、もちろん、もうろほかの仕
事にとられた等々あるんだと思いますけれども、
しかし、やはり現実は、収納率が下がったという

現実であります。真面目に国民年金を払っている人からすると、どうなつてているんだ、何やつてい

件について、これが国民年金の収納率にどういう影響を与えるかということについてお聞きをした

○石井(登)委員 思っています。
ぜひよろしくお願ひしたいと思

とでござります。

法案はこういう形になつておりますが、委員の御指摘は、この法案は法案として、将来の課題と

生年金の人にはその選択の余地はないわけあります。

今回二十五年で納めなきやいかぬというのを十年に短縮する。もちろん納めるのは納めなきやいけないわけですが、しかし、そうした中で、二二三月トヨミヨリハニシニヨリ、モハニ

こうした国民年金の収納率の課題というのは我々、今、党で検討しておりますが、しっかりと歳入庁ができれば、もしくはその前段でマイナンバーカードを導入するなどして、

してそういうたものを一元化できないかという御指摘だと思います。私は、貴重な御指摘ですか
ら、ぜひこの法案をこの国会で成立させていただ

そうした中で、昨年、会計検査院の方からも指摘をされました。民間に委託した業務が、この未払いの方々に対する督促といいますか、そうしたことに関して十分行っていないというようなことに対する会計検査院の指摘もあつたところであります。

で二十年間今日まで払ってきた人かほんならもうええかというふうに言つてしまふんじゃないか。いやいや、そうじやなくて、七年しか払っていない人が、あと三年なら頑張れると言うかもしれない。さあ、これは果たしてどちらだろうか。そして、パートの方でありますけれども、こち

ハーカシーカリとした形で導入をされは、そうした形でも大いに収納率の向上に当たつていくと思ひます。私も、こうした点で、党の方からつかりとサポートしていきたいと思ひます。

次に、年金の運用体制について、岡田副総理にお伺いしたいと思います。

きたいというふうに考えておりますが、そういう
う、別々に運用するという前提でつくられた法案
でござります。その上で、今後の課題として検討
する、検討には値する問題だと思っております。
○石井(登)委員 ゼひ前向きによろしくお願ひし
たいと思います。

これは小宮山大臣しつかりしていただき
いんですが、取り組みと、そして御決意をひとつ
お聞かせください。

らの方は、四十五万人が厚生年金に加入をすると
いうことになります。

今回、厚生年金、国民年金、そして共済が一緒になるわけであります。この運用について、それぞれ、それぞれの所管大臣が話を合わせて同じ方

次に、住宅に係る消費税について、安住財務大臣にお伺いをしたいと思います。

この法案第七条で、消費税の引き上げに際して

○小宮山国務大臣　この未納者の対策というの
は、やはり眞面目に納めていらっしゃる方との公
平感からいって、これは本当に解消していかなければ
いけない問題だと思つています。そのためには
は、現在の取り組みが甘過ぎるということは私の
方からも、次の収納率の目標値がまだ低過ぎると
いうことで、今回もその目標値をさらに上げて、
しっかりと取り組むようにというふうに指示をして
いるところです。

○小宮山國務大臣 か、お聞きしたいと思います。
　　以上の二点による国民年金の収納率についてですが、まずは、パートへの適用拡大によって、これは現在の第一号被保険者が適用拡大の対象となります。これによりまして、これまで定額の保険料を納めていた人が、報酬に応じて労使折半で保険料を納めることになり、保険料負担が軽減をされる、また、これまで

針で運用しますよというような法律であろうと思
いますけれども、ただ、私は、将来的に、運用を
それぞれ別でやるのでなくて、一まとめにしてし
まつたらいいんじやないか。行革の観点からも、
それはちょっと乱暴かもしれないけれども、百
二十兆円運用するのも百六十兆円運用するのも、
ある意味一緒なんじやないかなと。
そうした意味で、行革の観点を申し上げました
が、私は、将来的には運用の全面統合というのを

実際の取り組みに当たりましては、免除対象になつてゐる低所得者でも免除制度を知らない、そこに勧奨を徹底するということ、また、戸別訪問を重視いたしまして、納付の勧奨をもつと徹底するということ、また、能力がありながら納付しな

みずから保険料を納めていた人が、事業主が報酬から天引きして保険料を納めることになり、納付手続の負担が軽減され、適用拡大は国民年金の保険料の納付率向上につながる、そういうふうに思っています。

○岡田国務大臣　まず、今回、被用者年金の一元化、つまり、国民年金ではなくて、厚生年金と共済年金を一つにするということになります。

目指すべきだと思いますが、副総理のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

い高所得者への強制徴収、これもしつかりと進めることなど、もつときめ細かく、もつと積極的にやらねばいけないということは私の方からも強く言っていますので、そこはしっかりと取り組ませ

それから、期間の短縮の方ですけれども、十年間保険料を支払った後、保険料を払わなくなるのではないかという御懸念がありますが、年金制度は四十年間払い続けることが原則で、これが法律

今回の法案の中では、共済組合、私学事業団を厚生年金保険法上の実施機関として位置づけ、引き続き、事務組織として活用することとしております。積立金の管理運用につきましても、保険料

ていただきたいと思つています。
○石井(登)委員 ぜひよろしくお願ひします。結果が全ての政治の世界でありますから、ぜひ頑張つていただきたいと思ひます。

上の義務もあるということ、また、十年分の保険料の納付だと、もう年金も低額であること、それから、遺族年金とか障害年金はきちんと毎月納めていないと受け取れないということなど、そ

そして同時に、今回の改正に伴うパート労働者の加入、そして加入期間の義務を十年に短縮する

の仕組みを丁寧にわかりやすく御説明をして、しつかり納付をしていただきたいというふうに

で運用に携わる職員が五十九名、国共済は十二名、地共済は四十二名、私学共済は七名というこ

きな買い物だけれども、それは若い世代に過重な負担をしてしまっているんじやないかというふう

に、私は私の世代として思うわけあります。

そこで、例えば、一方で、では住宅ローン減税を拡充するというふうにおっしゃるんですけども、住宅ローン減税というのは、それなりの収入、例えば年収六百万、八百万なければこれまで届かないわけです。最近は、例えば阪神西宮駅

前、七十平米のマンション、そこを二千六百八十万円とかいうようなところで買うわけですね。そこは毎月々五万、六万というような形で買える。そうした中で、住宅ローン減税、それで所得税等々が減免をされても、十分きかない世代というのもあるわけです。また、十分きかない層というのもあるわけです。

そうした中で、今簡素な給付措置というのが別の文脈で検討されておりますけれども、住宅に関する簡単な給付措置を考えたらどうだろうか。例えば、百万円とは言いません、五十万円、百万戸と言いませんが五十万户、二千五百億円。大変簡素ですが、簡素という割にはむちやくちや大きな点ですけれども、この点に関して、財務大臣いかがでしょうか。

○安住国務大臣 お気持ちは十分わかります。人生にとって、普通のサラリーマンの方にとっては、住宅を買うというのは本当に一生一代の大きな買い物でありますから。

私どもとしても、そういう意味では、今石井さんおっしゃるように、土地にはかかるないけれども箱物にはかかります、その箱に関してどうするか。これについては、今住宅ローンの控除等いろいろなことはやつてはおりませんけれども、それがけでは十分でないという声も党の中からありますので、分科会を設けていただきまして、石井さんにも入っていますけれども、そこでの結論等を待って、現実可能で、特に大事なのは、やはり、住宅着工件数の変動というのは、比較的消費税の場合は大きく出ると言われているんですね。それを平準化していくためにも、重荷を感じないと言つたら変ですけれども、比較的、そういう点での軽減対策というものは考えていかないと

いけないだろうというふうに思つております。

○石井(登)委員 ありがとうございました。世代間の公平という観点での住宅に係る消費税についての御検討を進めていただければと思います。

最後に、安住大臣、被災地選出ということで、大変御苦労もそういう意味でされておられると思

います。かく言う私も、十七年前の阪神大震災で大変大きな被害を受けた西宮、芦屋という地域であります。あのとき消費税は3%がありました。

しかし、阪神大震災が起きてから二年と三ヶ月後に5%に上がりました。あのときも、消費税を被災地だけはゼロにする、もしくは3%に据え置きにしてくれというような声がありました。ただ、残念ながら、テクニカルな問題等、その声が十分に届かなかつたのかどうかわかりませんが、そのとき一緒に上がつたというわけであります。

そこで、そういう意味で、だからどうというこ

とではなくて、何事も被災地の施策というのは、阪神のときどうだった、そして今回どうだ、それ

ぞれ違うもあろうと思います。考え方の違いもあります。しかし、阪神のときにどうあつたか、そして、もしさらに何かをするというのであれば、阪神に対してもしっかりと説明のつくような形での施策をお願いしたいと思います。

そして、住宅絡みでもう一つ気になりました

○安住国務大臣 お伺いして、最後にしたいと思

います。この前、きづなの斎藤さんの質疑のときに大臣がお答えになつたのが、被災地の方々は公営住宅とか賃貸の住宅にこれから入ることになるだろう、そういうこともあるので、この住宅の再建といふことにもちろん何もしないわけじゃないけれども、三百万円という新たなものもあるけれども、しかし賃貸は消費税もかららないし、問題は

余りないというふうに私は聞こえました。

以上申し上げて、私の質疑を終わりたいと思

います。

○中野委員長 これにて石井君の質疑は終了いたしました。

のに関しては消費税はかかるわけあります。そ

ういうものが回り回つて家賃に、毎月毎月、家賃に消費税はからなければ、その乗つかつた部分がプラスアルファになるわけがありますから、この点に関して、賃貸であれば問題ないとい

うような一言で片づけていただきたくないなど私

は思うんですけれども、その点に関して、しつか

り認識をしていただいているという一言をいただ

けられがたいと思つています。

○安住国務大臣 被災地の、今の点でも、今現時

点でも特例措置というのは随分やつています。細

かいことは言いませんけれども。

例えば、家が全壊をした方々が新しく建てるときも、これは支給金として四百万近く出ますよ

ね。ですから、そういう点からいうと、税制上の優遇措置もさることながら、例えば、完全にゼロの時点から何かスタートをして非常に重荷になつてゐるという状況ではなくて、今、現時点でもかなりできることはやつてゐるつもりでございま

す。

ですから、家賃、賃料が決まった段階でも、そ

の負担にできるだけたえられるような言つてみれ

ば家賃体系、それから、今お持ちであるお金で十分賄えるような体制というのではなく、自治体も含めて十分とつていきたいと思っております。

○石井(登)委員 ありがとうございます。

十七年前、阪神大震災、大変なところでした。

今、それぞれ個人は、二重ローンを抱えられて大

変な思いをされている方は正直多いんですねが、た

だ、一方で、十七年たつと、町は復興し、そして

すばらしい町並みが戻つてきています。ぜひ、そ

ういうメッセージも私の方からお伝えさせていた

だいて、被災地は大変であろうと思ひますが、私

も含めてともに一生懸命頑張つてまいりたいと思

います。

以上申し上げて、私の質疑を終わりたいと思

います。

○中野委員長 これにて石井君の質疑は終了いたしました。

次に、永江孝子さん。

○永江委員 おはようございます。民主党の永江

孝子でございます。

さきようは、質問の時間をいただいて、どうもあ

ります。かくいう私も、十七年前の阪神大震災で

夫婦で子育てをしている二十から四十九歳までの女性を対象にしたアンケートで、何らかの形で働

きたいと考えている人が全体の実に八六%に上つ

ています。九割近くです。ほとんどの女性が働き

たいと。うち、今後はパートで働きたいと答えて

いる人が全体の四五・三%、半数近くがパートで

働きたいという希望を持っています。ですから、

実際、パートなど短時間労働者の数というのは年々ふえておりまして、二〇一〇年で千九百九十二万人、非正規雇用で働く人のおよそ七割を占める

ようになつてきてています。

かつては、パートといいますと、主婦が家計の足しに働くというイメージが強かつたと思うんで

すけれども、今は、シングルマザーを初め、世帯

主である人もふえていました。加えて、リストラや

就職難で、男性それから若者のパート労働者とい

うのもふえていました。仕事内容も、店長さんが

パートであるというケースもよくある話で、非正規といいながら、正規労働者と大差ない基幹的な

ものに変わつてきています。ですから、その待遇

の改善というのは重要な問題となつていて、

民主党党政権、政権交代しましてから雇用保険の適用拡大を実現いたしまして、今回は、短時間労

働者の厚生年金、健康保険の適用拡大で、一段と

セーフティーネットの強化というのを目指してい

るところなんですが、将来の無年金者を生まない

ためにも、ここでまた一歩進めていただきたいと

は思つてゐるんですけど、一方、適用拡大によつ

て、やはり事業主、企業の保険料負担というの

増大することになります。今、地方経済は大変厳

しい状態が続いております。ですので、中小企業

の皆さんからも大変不安の声も聞かせていただきています。

この中小企業への負担、影響というのをどのようにお考えでしょうか。負担軽減策というのは講じるんでしょうか。

○小宮山国務大臣 今委員がおっしゃったように、働きたい女性がきちんとした処遇を受けて働くということは、年金の上からも、さまざまな面から、これからの日本にとってぜひ必要なことだと考えております。

そういう意味で、短時間労働者への適用拡大、これは、非正規で働く人へのセーフティーネットはなるべく広げたい、ただ、言われたように、中企業などの経営の負担になるところも考慮をして、現実的な線から、四十五万人からスタートをするという形にしました。

その中でも、中小企業への配慮として、一つは、従業員数が五百人以上の企業から適用を拡大する、それから、施行を二十八年四月として、十分な準備期間を設けるという形にしました。また、医療保険制度では、今回の適用拡大によつて主に短時間労働者が多い業種の健康保険組合に生じる負担増を緩和するための措置、これを講じているところです。

○永江委員 わかりました。

本当に、地域で、中小のところで頑張つていらっしゃる皆さんは、ぎりぎりの経営努力も重ねていらつしやいます。たちまち五百人以上の従業員のところという話でしたけれども、そのうち自分が生じるのではないかという心配の声もよく聞きますので、重々お考えをいただきたいなどいふうに思つていてます。

続いて、子ども・子育て新システムについて、これまでのこの委員会での議論を聞いておりまして、幾つか確認をさせていただきたいといふうに思つていてます。

まず、児童福祉法の二十四条が改正されまして、市町村の責任が薄くなるのではないかといふうに思つてます。

指摘があります。

○小宮山国務大臣 保育所への企業の参入は平成には、法改正してどう変わるのかということが触れられておりませんで、何か改正されたら大変なことになるんじゃないかというような不安をお持ちの方も多いと思いますし、誤解も招きかねないと思いますので、もう一度、内閣法制局長官にお尋ねをさせていただきたいと思います。

保育所が市町村の直接運営の場合とそうでない場合、それぞれ、法改正によってどう賠償責任が変わるとお答えください。

○山本政府特別補佐人 お答えいたします。

保育所において何か事故があつた場合のその損害賠償責任でございますけれども、これは、もちろん個別具体的な事実関係を踏まえまして裁判所において最終的には判断される事柄ではございませんけれども、現在の制度のもとにおきましては、市町村が直接運営している場合には、市町村が国家賠償責任または民法上の賠償責任を負い、そつてない民間立の保育所の場合におきましては、基本的にはその保育所が民法上の賠償責任を負うのが通例であると考えております。

ましては、制度の改正後においても基本的には変わらないといふうに考えております。

○永江委員 安心をいたしました。法改正後も変わらないということですね。

では、今回、指定制を導入いたしまして、企業の参入を認めるということで、保育の産業化だ、

保育の質が下がるのではないかといふ声

も、現行法では保育園への企業の参入というの

認められていないんでしょうか。

○小宮山国務大臣 保育所への企業の参入は平成

十二年から可能になっていまして、現在、二百八十八カ所ございます。

○永江委員 それでは、現行法での企業が認可されための要件を教えていただきたいのと、新システムで総合こども園へ参入する企業に求められる要件とどう違うのか、その相違点を教えてください。

○小宮山国務大臣 現在の制度での保育所の認可を行うに当たりましては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、これに示されました面積に

関する基準、人員配置の基準を満たすということがますございます。それに加えて、保育所を運営するために必要な経済的基礎があること、経営者または経営にかかる役員が社会的信望を持つていること、経営者に保育サービスの利用者と実務を担当する幹部職員を含むことなどについても適正な審査を行いうことを厚生労働省の通知で求めています。

これは、子ども・子育て新システムで株式会社が指定こども園に参入する際は、質の確保のための客観的基準を満たすことが必要です。指定は五年ごとの更新制で、定期的にチェックをするといふこと、また、法律上、欠格事由を定めるとともに、連座制も含めて、基準に違反した場合には厳格なペナルティーを科す。これは、現在の認可制度のもとではこのようない仕組みはないところです。

そこで、これまで厳格にして、法律上きちんととした仕組みを設けていますので、質の確保されました学校教育、保育が確実に提供されるようにしていきたいたいと思っています。

○永江委員 わかりました。

では、改定によって大きく緩和されて、そして質の、レベルの低いところがあつと参入していくわけではないといふことです。

改定によって、指定制の問題なんですが、この特別委員会でも横浜市の先進的な取り組みの話がよく出でます。横浜市は、横浜市立保育室という名前で、平成九年から、認可ではないだけれども、保育環境や

保育時間、保育料など、横浜市独自の基準を設けまして、そこをクリアしたところを横浜市が横浜保育室と認定をして助成するというシステムであります。現在、百五十二園中、株式会社と有限会社の経営のところが半分近くの六十九園となっています。

資料の方のグラフをごらんいただけたらと思うんですが、この資料のグラフ、待機児童の減少に、この横浜保育室、効果があるということをおわかりいただけるかと思います。この横浜保育室に倣つて、東京都の認証制というのも生まれたと聞いています。

○山本政府特別補佐人 今回の指定制というのも、私はこの横浜保育室の類型に当たるのではないかというふうに理解しています。これまで自治ごとの取り組みで助成の線引きをしていたものを、国として縛りをかけ財源をつけようと。実際の線引きの権限というものは自治体にありますので、地域の実情に応じて、住民の皆さんの意見も聞きながら、条例で自治体がその範囲を決める。そして、保育の質を担保するため、その基準をクリアして努力するところにはしっかりと公金を投入して支えて、その質の向上を目指していくことという、保育の質の底上げを図る一步前進といふうに受けとめています。

○永江委員 わかりました。

では、改定によって大きく緩和されて、そして質の、レベルの低いところがあつと参入していくわけではないといふことです。

改定によって、指定制の問題なんですが、この特別委員会でも横浜市の先進的な取り組みの話がよく出でます。横浜市立保育室という名前で、平成九年から、認可ではないだけれども、保育環境や

子供も最初は無認可の託児所からスタートして、一歳になつてやつと私立の認可保育園に入つたところだったんですが、復帰した仕事が夜の七時まででありまして、延長保育を一歳では受け入れてもらえませんでした。ですので、一旦、認可の私立の保育園のところに迎えに行つて、それから民間の託児所に預けかえるという二重保育をしながらのいでのきたこともあるんです。

いい環境を望まない親はいません。だけれども、仕事はしなければなりません。ですので、いいところにあきがないとなりますと、多少のこととは目をつぶって、保育条件が低いとわかつていても預けざるを得ないんですね。

ん。それだけしか情報がありません。今回、指定制度が入りますと、ここは認可じゃないんだけれども、一定の基準はクリアしているところですよ、ちゃんと助成も入っていますよということがわかるんですよね。これは、より安心できる、認可、認可外しかないというよりは安心できると私は思うんです。枠を広げて、保育の質を上げる努力をするところはきちんと公金も投入しますよ、その質を担保できるよう支えるんですねよというのではなくて、実に前向きな話だというふうに受けとめています。

小宮山大臣も、私と同じ、大変時間の不規則な放送業界で働いてこられました。少し先輩でいらっしゃいますので、バイオニアとして大変御苦労されたかと思っています。大臣初め、いろいろこれまで苦労された先輩方あるいは現場の皆さんとの思いや恵みが集まつて、そして認定こども園の発展形として今回のシステムが生まれたと私は信じております。ですから、改善すべき点があればこれから審議の中で改善しつつ、全ての子供が質のいい保育と、それから、人づくりの国日本であるためには重要な幼児教育を受けられるというところを目指して頑張っていただきたい、頑張らせていきたいというふうにも思っています。

そして、もう一つ確認をさせていただきたいのが、地域子ども・子育て支援事業についてなんですが、地域で行う小規模保育、延長保育、病児・病後児保育あるいは保育ママというのが充実するのは非常に大きい効果があるというふうに思っています。

実際、子育てしながら働いていて頭を抱えるのが二つです。時間外勤務のときと、それから子供が病気になつたときです。地域子ども・子育て支援事業というのは、これに延長保育ですとか病児保育が入っていますので、しっかりと応えてくれる仕組みで、しかも保育ママというのは家庭に一番近い形ですから、子供にとつては一番いい形で、三歳未満児の保育にとつては大きな力になると思

園の指定には参考すべき基準しかない、ことと園には従うべき基準と参考すべき基準があると受け取られるとめられるような指摘がありまして、これは具体的にどんな違いがあるのか、教えてください。

この地域型保育園とこども園と、その基準にはちょっと不安に感じるところでもあります。

○中野委員長 永江さん、法制局長官はもう帰つていただいいですか。（永江委員「はい、結構です」と呼ぶ）

それでは、長官、御苦労さまでした。

○小宮山国務大臣 委員から、御自身の経験も含めて、いろいろ今回の仕組みのメリットをお話しいただいて、ありがとうございました。

御質問の件ですけれども、こども園も地域型保育事業も、その指定基準は国が示した基準をもとに市町村が条例で定めます。このときに、職員の資格とか人數、処遇の確保、秘密の保持、健全な発達に密接に関連するもの、これについては、ども園でも地域型の保育でも国が示すものが従うべき基準となりますので、ここは同じです。

一方、地域型保育事業は、大都市部で待機児さんが多いところ、また、子供の数が減少していくなかなか今後の規模では成り立たないようなところ

も含めて、これは地域のニーズに柔軟に対応して、待機児さんが多いところなども含めて、公的スペースの活用、共用などをを行ったり、機動的に整備をしていただく、こういうことが重要だということから、面積基準についてだけは、子ども園では従うべき基準とされているものを、地域型保育

育では参酌すべき基準というふうにしています。
市町村が条例を制定するに当たりましては、市
議会を通じまして、地域住民に対してどのような
面積を基準とするのかの説明責任を果たしていく
だきながら、質が確保された客観的な基準を定め
てもらうことになつていて、このことについてございま
す。

○永江委員 わかりました。はい。安心いたしま
す。

といいますのが、実は私が最初に預けていた民間の託児所というところはマンションの一室であつたんですね。でも、園庭はないものの、ベランダを使ってちゃんと行水をさせてくれたり、非常に細やかな保育をしてくれました。ですが、なかなか財政面がうまくいかなくて、その後、閉鎖になってしまったんですねけれども、そういうったところも、今回きちんと公金も入る、支えていこうといふことになるということですから、これは非常に心強い話だとも思っています。

連日、保育の質、幼稚教育の質を上げていくた

めには保育士あるいは幼稚園教諭など現場で働く人の待遇を上げることが大事だ、これが求められています。私も全く同感であります。多分、異論を挟む人はいないと思っています。国の未来をつくっていく大事な仕事でありますし、体力的にもきつい仕事であるにもかかわらず、その待遇がアップしない。今や非正規雇用がその六〇%にまで増加しております。

きたいと思ひますし、改善すべき点は改善すべ
き。

の待遇の改善というのを緊急に上げていく対策か必要だというふうに思います。このシステムですと、財源が確保されてお金が回り出すのが平成二十六年からということですかね、民主党政権、政権交代しましてから介護の処遇を緊急的に引き上げをいたしました。二万四千円、大幅なアップをいたしました。

このように、保育の現場の待遇改善ということとも先出しで何かの対策、これは若者の雇用対策ないもつながらうかと思います、やつていただけないかと思うんですが、お考えはいかがでしようか。

○小宮山国務大臣 今おっしゃったように、保育

などの福祉の職場というのは、これから雇用が創出できる、たくさんの方々の働き手をそこで雇うことができる職場でありますので、そういう意味からも、しっかりととした待遇の改善ということが必要だと思います。

そして、消費税を上げさせていただいた後、そこは本格的に安定的な財源が確保されます、それ以前でも、人材を確保するためには保育士さんを扶養必要がございますので、一つは、保育士資格を持ちながれ働いていない方がたくさんいらっしゃる、そういう潜在保育士の皆さんの再就職を支援すること、また、認可外保育所での勤務経験を受験資格としまして、受験機会を増加させ

せる、こうした取り組みは、これからすぐに、今もやつておりますけれども、さらに進めていきたいたい。

また、人材の確保とともに、職員の職場への定着を図るために、配置基準の改善とかキャリアアップ、待遇の改善、これを含めました質の改善についても、恒久的な財源が確保されるまでも、その財源となるべく確保して、優先順位をつけながら、可能な限り取り組んでいきたいというふうに考えております。

○永江委員 ぜひよろしくお願ひをしたいというふうに思っています。

このシステム、を目指すところというのは本当に多くの皆さんのが共感してくださるところです。日本がこれから一層の成長を遂げていくために、やはりしっかりと人材を育てる事、人づくりの国として世界に貢献していくところを目指していくべきで、そういう意味では、教育は大事でありますので、その大もとのところの幼児教育をしっかりとやる、そして保育とあわせて全ての子供たちにそういう場を提供していくシステムをつくっていくということについて、最後に、大臣の思い、決意などを聞かせていただければと思います。

○小宮山国務大臣 これは今、親の働き方によつて、幼稚園で学校教育を受けるか、保育所で養護と保育所の教育を受けるかということが決まりますけれども、働き方もフレキシブルになつていて、職場がわかるたびに子供が動かなくなさいやいないとか、あるいは、親が働いていたら、では学校教育は幼児教育として受けられないのかと、いろいろな声がある中で、就学前の全ての子供たちに、親の働き方にかかわらず、必要な子供には全て学校教育と保育が受けられるようにしたい。そのためには、やはり認定こども園の先駆的な実例を踏まえて、その認定こども園が課題だとしていった二重行政の解消、それから財政的支援を一括的にしっかりとすることなども含めて発展をさせていきたいと思っていますので、ぜひまた皆様

の御理解をいただきたいというふうに思っています。

○永江委員 どうぞよろしくお願ひをいたします。

○中野委員長 これにて永江さんの質疑は終了しました。

次に、中島正純君。

きょうも御質問の時間をいただきまして、本当にありがとうございます。

本委員会の質疑も十日目となりました。本日のテーマは、年金改革ということをございます。国民の皆様に本当にきつちりとアピールしていくことが一番大切だというふうに思いますので、きょうもたくさんの方の質問を用意してまいりましたので、どうかよろしくお願ひいたします。

このまま少子高齢化が進んでいけば年金財政が破綻するという危機感は、国民の皆様と共有できています。そういうふうに私は思っています。今回の法案で受給資格期間を短縮することによって、どれくらいの人たちが無年金でなくなるといふふうに見込んでおられるのか。

また、その一方、受給資格期間を短縮するとしても、十年間納めればもう納めなくていいといふような間違った解釈が広がつていくといふことは非常に問題であります。

こういう受給資格期間短縮の趣旨について、改めてお伺いをいたします。

最初に、低年金と無年金対策についてお伺いいたします。

今回の年金改革法案は、現行の年金制度のさまざまな課題に対応し、高齢者と若者双方にとってメリットのある改革内容になつてゐることは以前の質疑でお伺いしたところであります。

今回の法案には、現行の年金制度に関する大きな課題である無年金、それと低年金対策が含まれております。無年金対策として受給資格期間の短

縮、そして低年金対策としては低所得者に対する加算を行うということがあります。これからの生活ができるようにしていくことは、高齢者の生活の安定及び地域経済の活性化の観点からも非常に重要なことだというふうに思います。

現在、無年金者は最大で百十八万人いると見込まれております。既に六十五歳を超えている無年金者は四十二万人とも言われております。こうした人たちが、生活保護に陥るのではなく、年金によって生活できるようにすることは、社会全体のコストを下げるという観点からも重要であります。

また、二十五年という受給資格期間は、諸外国と比べて非常に長いものとなつております。今回の法案で受給資格期間を短縮することによつて、どれくらいの人たちが無年金でなくなるといふふうに見込んでおられるのか。

また、その一方、受給資格期間を短縮するとしても、十年間納めればもう納めなくていいといふような間違った解釈が広がつていくといふことは非常に問題であります。

こういう受給資格期間短縮の趣旨について、改めてお伺いをいたします。

○小宮山国務大臣 受給資格期間の短縮は、委員御指摘のように、無年金者をなくすということと、それから保険料をできるだけ給付に結びつける、そういうことからつくるものです。

この受給資格期間の短縮によりまして、六十五歳以上の無年金者およそ四十二万人のうち、およそ十七万人が年金を受給できることになります。

この受給資格期間の短縮によりまして、六十五歳以上の無年金者およそ四十二万人のうち、およそ十七万人が年金を受給できることになります。

御指摘の、十年納めればいいのではないかと思われるという御懸念に対しましては、これは四十

年間保険料を納付するということが法律上の義務

だということ、また、十年分の保険料納付だと

いうこと、また、障害年金しかもらえないということ、また、障害年金とか遺族年金は毎月きちんと保険料を納めて

いたいかないと受け取れないということなどを、

わかりやすく丁寧に皆様に御説明をしていきたい

というふうに思っています。

○中島(正)委員 この、十年間納めればという問題については、連日各委員の皆様が懸念を抱いて質問をされております。ということは、本当にこの問題について、きつちりと、四十年間納めなければならぬんですよということを前面に出してお聞きを

いたいと思います。

それでは、次に、低年金対策についてお聞きを

いたします。

現在、高齢者の七割が年金収入のみで生活して

いるという実態があります。実際の年金の平均受

給金額は五万五千円となつております。特に、基

礎年金しか持たない人たちの平均受給金額は四万

九千円となつております。

これは基礎年金満額よ

り低くなつております。特に、基礎年金しか持たない人たちの平均受給金額は四万九千円となつております。

これは基礎年金満額よ

り低くなつております。

これは基礎年金満額よ

○中島(正)委員 今、納付意欲という言葉が大臣から出てまいりましたけれども、昨日も、公明党の遠山議員、そして社民党的阿部議員、きょうも、石井議員からもこの問題については質問が出ておりました。本当に、ちゃんと眞面目に年金保険料を支払っている人、また支払っていない人、こうした低所得者に年金制度の中で加算を行うときには、納付意欲に配慮するということ大いに思っています。

今回の案の中で、苦しい生活の中でも一生懸命眞面目に納付している方への納付意欲に対するどのような配慮を行つておられるのか、お聞きいたします。

○小宮山国務大臣 そのためには、なぜ今年金制度の中でこうしたことを行つたという趣旨を御理解いただくことがまず必要だと思っています。

これは、平成二十年に社会保障国民会議で基礎年金の最低保障機能の強化が提案をされまして、

昨年の社会保障・税一体改革の議論でも、各団体とか報道各社からさまざまなもの提案をいただきま

した。これを受けまして、年金制度の最低機能の強化を図る、一定の低所得の人に年金額の加算を行つことにいたしました。

高齢者の生活の中心は年金の制度ですので、そ

こで保険料の納付意欲を損なわないよう、先ほど申し上げたように、免除を受けた期間に応じた割り増しを加算する、これによつて、最大、六千円と合わせて一万六千円になるような形をとつていますので、こういうことで、全体の趣旨と納付意欲を損なわない仕組みにしてあることも含め

て、丁寧に説明をしていく必要があるというふうに考えていてます。

〔委員長退席、古本委員長代理着席〕

○中島(正)委員 ありがとうございます。

それでは、統いて、厚生年金の短時間労働者への適用拡大についてお聞きをしたいというふうに思ひます。

最低保障機能の強化とあわせた今回の年金改革の柱として、働き方に中立的な年金制度としてい

く方向性があるようですが、現在、非正規雇用の若者がふえており、短時間労働の若者が厚生年金には入れない、それによって国民年金に入らざるを得ないというような状況が生まれております。国民年金に入らざるを得ない若者がふえた場合、保険料の未納がふえるという可能性があります。また、将来の年金給付が十分でないという不安もあります。

厚生年金への短時間労働者への適用拡大は、長年の課題であり、自公政権下でも一度提案されましたが、実現しなかつたといういきさつもあつたと思います。今回の法案では、平成十九年の自公提出法案の内容とどこが異なるのか、また、どのような内容で適用拡大を行うつもりなのかについてお伺いをいたします。

○小宮山国務大臣 今委員が御指摘いただいたよ

うに、国民年金のうちの四割が今非正規になつて

います。

そうした中で、今回の法案では、短時間労働者への適用拡大、これは、週の労働時間が二十時間以上、雇用期間一年以上、月額賃金が七・八万円以上、学生は除外をいたしまして、従業員数が五百人以上の企業、こういう基準で適用拡大を現

実的なところからスタートをするということで、対象数が四十五万人です。

一方、平成十九年の法案では、この基準のう

ち、月額賃金が九・八万円以上、従業員数が三百人以上の企業ということで、対象者数が十万人から二十万人というふうになつています。ここ

部分が違います。

非正規労働者へのセーフティーネットの拡充、

こういう観点からは、なるべく適用範囲を広くし

たい、先ほどもお話ししたように、中小企業など

なければいけないという中から、今回、四十五万人で現実的にスタートをすることにいたしました。

また、この法案の中では、平成三十一年三月三十一日までという具体的な期限を置いて、適用範

域をさらに拡大するための法制上の措置を講ずる

ということも書き込んでございますので、その時

点での法案の施行状況、短時間労働者の雇用環境、企業が置かれた状況、こうしたことを勘案し

て考えていいと思ってます。

○中島(正)委員 それでは、厚生年金に入ること

によって、若者は、保険料が減る、そして将来の年金がふえるなどのメリットがあると思いますが、本人が、この点について、全国の若者に向けて、大臣、御説明をお願いいたします。

○小宮山国務大臣 この短時間労働者への社会保

険の適用拡大によりまして、被用者であつても国民年金、国民健康保険に加入になつていた短時間労働者にとりまして、現在の保険料が軽減をされるということがあります。

また、シングルマザーやフリーターといったよ

うな、国民年金の第一号被保険者の将来の年金保障が手厚くなるということがあります。

また、現在第三号被保険者である人にとっても、将来受け取れる年金額がふえる、配偶者の失業ですか離婚、死別といつたよなリスクに対する備えとなる、こうしたメリットがございま

す。

また、同じ職場で働く人たちに公平なセーフティーネットを整備して、多様な働き方を支える

社会保険制度とする、女性を中心とした短時間労働者、この就労意欲を促進するということで、企

業にとつても働き続けてもらえるというメリットがあるというふうに考えております。

○中島(正)委員 ありがとうございます。

それでは、次に、産休期間中の保険料免除につ

いてお伺いをしたいと思います。

今回の年金法案は、高齢者向けの施策だけでは

なく、若者に対する措置も盛り込まれていてること

を国民の皆さんにどんどんアピールするべきだとい

うふうに私は思います。特に、年金制度の中において次世代育成のための施策を行ふことは、将来

にわたって年金制度の持続可能性を高めるために非常に有効な施策であると考えております。

これまで、育児休業期間中には保険料が免除さ

れていましたが、産休期間中には保険料は免除されていませんでした。産休期間中にも保険料免除

の措置を行うということによって、子育てを行いやすいう職場づくりにも資すると思いますが、本人及び事業主に対して保険料免除などのようなメ

リットがあるのか、今回の措置の趣旨とメリットについて具体的にお願いをいたします。

○小宮山国務大臣 今回の法案では、委員も御指

摘いただいたように、次世代育成支援の観点から行われています。育児休業期間中の保険料免除をさ

らに進めまして、厚生年金で産休期間中の保険料

免除を行つて、女性が就業継続をしやすいように

する、そしてまた負担の軽減を図ることにしてい

ます。

この産休期間中の保険料は、本人と事業主、両

方にメリットがあるというふうに思つていてます。

女性労働者が就業継続をしやすくなる、そのこ

とによって、事業主が今まで投資した採用コスト

ですか教育訓練費が無駄にならなくて働き続け

てもらえる、そのようなメリットが事業主にもあります。

○中島(正)委員 ありがとうございます。

本当にこのシステムは評価の高いことだとい

うふうに思いますので、これは頑張つて実現させて

いただきたいというふうに思います。

若者の目から見て、年金財政が安定すること

は、将来にわたつて持続可能な年金制度とする上

で非常に重要なことであります。これまで、税制

の抜本改革がなされていなかつたために、基礎年

金の国庫負担割合の引き上げは臨時財源によつて

賄われるなど、非常に不安定な状態となつております。

基础年金国庫負担二分の一を恒久化することに

よつて、年金財政の安定化と若者の負担軽減が図

られることとなると思いますが、基礎年金国庫負

担割合の恒久化の意義と大臣の決意をお願いいた

します。

○小宮山国務大臣 年金制度の長期的な負担と給付の均衡を図つて持続可能な制度をつくるために、平成十六年の年金制度改革で、安定財源を確保する税制の抜本改革を行つた上で基礎年金の国庫負担割合を二分の一に引き上げることとされています。

でも、実際には、その安定財源が確保をされないまま、平成二十一年度以降、臨時財源でこの二分の一を達成してきたわけですから、その金額が毎年度一・五兆円を超える巨額の臨時財源を必要とするということです。もうここはぎりぎりのところだというふうに考えています。

消費税の引き上げによつて安定財源を確保して、基礎年金の国庫負担二分の一、これを恒久化するということは、これは自公政権のときから引き継ぎました年金法本来の考え方方にかなうもので、持続可能にしていくためには必ず必要なものでございますので、これは皆様の御賛同を得て、必ずこういう形がとれるようにしていきたいとうふうに思つています。

○中島(正)委員 ありがとうございます。
それでは、次に、被用者年金一元化法案についてお伺いをしたいと思います。

被用者年金、つまり、雇用されている人たちの年金は、民間サラリーマンが加入する厚生年金と公務員や私立学校の教職員が加入する共済年金に分かれているのが現状であります。

厚生年金と共済年金には、保険料率や給付内容に差があります。現在、保険料率は、厚生年金では一六・四一二%、私学共済では一三・二九二%と、共済年金の保険料率は厚生年金より低くなっています。

また、給付の内容にも差があります。共済年金には職域加算という制度があり、同じ年収で同じ加入期間だったとしても、厚生年金よりも共済年金の方が給付額は多くなつております。標準的な年収の人の年金でいうと、共済年金は厚生年金よ

りも月二万円ほど給付が加算されることとなつております。

また、このほかにも、共済年金には、遺族年金について、年金受給者が失権した場合に別の受給権者が遺族年金を受けられる、転給という厚生年金にはない制度もあります。

つまり、共済年金は、厚生年金よりも保険料率が低いのにもかかわらず給付は厚いということになつてゐるのが現状であります。

同じ被用者の年金としてこのようない差があるのはおかしいということで今回被用者年金一元化法案を提出したものと認識しておりますが、今回の被用者年金一元化法案では、このような厚生年金と共済年金の格差についてどのように対応しているのか、伺います。

○小宮山国務大臣 公務員などの共済年金につきましては、民間サラリーマンが加入している厚生年金と比べて、今委員が御指摘いたたいたように、保険料率が低い、そして、三階部分の職域部分があるので手厚い給付となつていて、また、遺族年金の転給があるなど、厚生年金にない独自の制度がありまして、これが公務員優遇と指摘をされてきたところです。

今回の被用者年金の一元化法案では、公務員や私学教職員も厚生年金に加入する、このことを通じて、公務員などの保険料率を引き上げて、厚生年金の保険料率上限一八・三%に統一をするなども、三階部分を廃止いたしまして、民間サラリーマンなどと同一の保険料同一給付を実現するといふことです。

については、基本的に厚生年金にそろえてこれを解消する、このことによって、公的年金の官民均衡、これを実現するものとしています。

〔古本委員長代理退席、委員長着席〕

○中島(正)委員 岡田副総理に初めて御質問させていただきたいんですが、公的年金としては、共済年金の職域部分は廃止されるとのことであります。ですが、この法案では、職域部分廃止後の新たな年金についてお聞きをしたいと思います。

このような改革内容とあわせて、年金制度全体

で、その結果に基づいて、別に法律で定めることとなつております。

この新たな年金については、現在検討が行われていると思いますが、どのような方向で検討が行われているのか、また、いつごろに法案を提出するおつもりなのか、岡田副総理からお願ひいたします。

○岡田国務大臣 委員御指摘のように、職域加算部分、この部分は廃止をすることになつておりますし、新たな年金制度をつくるということになつております。

そのあり方につきましては、私のもとに設けられました共済年金職域部分と退職給付に関する有識者会議において御議論いただいているところであります。

まず、この有識者会議において、今まで三回開いておりますが、この三回では、退職給付に関して官民格差四百万あるということについて主として御議論いただいたところであります。

それについての一定の方向性を出していただきまして、四回目以降、今後は、この職域加算部分を廃止した後の新たな年金制度のあり方について集中的に御議論いただくことになります。

そういう御議論を踏まえ、政府の中で検討を行つた上で、別に定める法律というものを国会に提出しなければなりません。現在のところ、平成二十四年度中に所要の法案を国会に提出するといふことにしているところでございます。

具体的な方向性は、そういうことと、有識者会議でこれから御議論いただくところでありますので、余りその前に私が方向性について何か申し上げることは適切でないというふうに考えておりま

への信頼を高めていくためには、国民年金の未納問題を解決していくことが必要であると考えます。幾ら年金制度改革を行つたとしても、現在の

よう、保険料の未納者、未加入者が約三百二十万人いるとも言われておりますから、このようない状況では、不安定な要因は全く変わることはあ

りません。約三百二十一万人ということは、本来入つてくるはずの保険料収入五千四百四十六億円が入つてきていません。

国民年金の保険料の未納がふえることによつて年金制度の破綻を招くのではないかという議論もあります。そうした国民の皆様の不安を払拭するためにも、日本年金機構の現場が全力を尽くして國民年金保険料の未納問題に対処していくかなければならぬというふうに思います。

今回の法案にも国民年金の未納対策が盛り込まれておりますが、どのような内容になつているのか、また、今回の法案とあわせて、どのように国民年金保険料の未納対策を進めていくおつもりなのか、大臣の決意をお願いいたします。

○小宮山国務大臣 今回提出をしている年金機能強化法案の中に、国民年金保険料の免除申請などをおくれた人が未納にならないよう、遡及をして免除を承認する期間、これを延長する制度改正をしていまして、過去二年分まで遡及して免除を行つことができるようにしています。

そして、納付率の向上に向けましては、免除対象になるのに申請をしていない低所得者に対しましてこれを周知し勧奨するということ、また、戸別訪問を重視した保険料の納付の勧奨、これを徹底するということ、また、高所得がありながら納付をしない人への強制徴収の推進など、未納者のそれぞれの属性に応じましてきめ細かに対応して、何とかこの未納率を下げていきたい、そのよ

うに思つています。

○中島(正)委員 ありがとうございます。

それでは、最後に、これも各委員から何度も質問に上がつてゐる問題ですが、国民年金保険料の未納対策についてお聞きをしたいと思います。

このような改革内容とあわせて、年金制度全体

やはり、消費税をいつ採決するか知りませんけれども、その前に成長戦略を示すのが当然なのではないですか。いかがですか。

○石田副大臣 今御答弁申し上げましたように、日本の再生の成長戦略につきましては、年次に取りまとめさせていただくことで、今、取りまとめておる最中でございます。

先ほども申し上げましたように、エネルギーとか医療、介護、また成長マネー、また女性の社会進出、活躍等々を今取りまとめている最中でござりますので、御理解をいただきたいというふうに思つております。

○竹本委員 どちらが先かということを聞いてるんです。お答えください。

○岡田国務大臣 どちらが先かというか、ともにやらなければいけないこと、そういうしたこと、今、年次をめどに取りまとめ作業をしていると、消費税の具体的な引き上げは、二〇一四年四月というところでございます。

○竹本委員 渡してあります資料をちょっと見ていただきたいと思います。

一ページ目の、欧州危機概念図というものですね。欧州で現在起こっていることをこれは説明しているんですけども、財政支出の減少がありますと景気が減速する。そうすると、債務危機に拍車がかかる。銀行経営に懸念が生じて、自己資本引き上げのための貸し渋り等が発生する。また景気の減速が始まると、負のループに入っちゃっているんですね。

やはり、これに入つたら大変だということを私は心配しております。ですから、まず成長戦略を確定して、それから財政再建を国民に示すべきではないかと思うんですが、これについて、もう一度、どなたでも結構ですから、お答えください。

○岡田国務大臣 欧州と今の日本を比較するといふのはかなり無理があると思います。もちろん、どういった状況で日本が欧州のようにならないと

いうことは私は言えないと思いますが、現時点においては、欧州のような厳しい状況には経済はないという状況であります。むしろそういうと

だないという状況であります。むしろそういうときにつかりとした方向性を示す必要があるということだと思つております。

それから、欧州の場合はまさしく金融危機と示すこと、私は、国民から見ても、将来社会保障はどうなるかわからないということの不安感がますので、早く持続可能性というものを示すべきだというふうに考えております。

○竹本委員 そこはそうだと思いますが、世論調査の結果を見ますと、将来のために消費税増税が必要だと考える人が七割ぐらいいて、ところが、今回、野田内閣提出の消費税増税法案には反対だという人が六割以上いるんですね。これが国民の感情だと思うんですね。そういうときに、この法案を国会で審議し、通そうとしておられるわけですから、これはどのように考えておられますか。

○岡田国務大臣 確かに負担増というのではなく好む方はいないわけで、そういう意味では、国民の皆さんのおっしゃった数字にあらわれている。頭では理解して、将来的にはこれでもない、ですから増税は仕方がない、しかり現に上げることについてはいろいろと抵抗があるということだと思います。そこは、いかに説得していくかということが重要だというふうに思つております。

○竹本委員 確かに負担増というのは、それと景気の減速が始まる。つまり、負のループに入っちゃっているんですね。

○岡田国務大臣 確かに負担増というのは、それを好む方はいないわけで、そういう意味では、国を守るために、同時に、先生御存じのように、多分金利も上がりますので、そうしたことをいろいろとおっしゃった数字にあらわれている。頭では理解して、将来的には所得税、法人税の落ち込みが発生していま

すけれども、今回の消費税増税によって、所得税と法人税の落ち込みはどうなっているのか、考えているのか考えていないのか、そこについてお答えください。

○石田副大臣 お答えいたします。

この試算では、二〇一五年度における社会保障・税一体改革を反映した税収は、一体改革をしない場合に比べ七・七兆円程度大きくなると試算をいたしております。一方、二〇一五年度時点の消費税率一%当たりの税収は二・七兆円、二〇一五年度の税率引き上げによる国税の消費税増税分は八兆円程度と試算をいたしております。

こうしたことから、二〇一五年度においては、消費税増税分を除いた所得税や法人税等のその他の方が将来的には仕方がないと思っていただけております。

いる。こういうことだと思います。いかに説得していくかということだと思います。

○竹本委員 ちょっと局面を変えまして、社会保障・税一体改革の経済に対する影響について質問します。内閣府が一月二十四日に公表しました経済財政の中長期試算では、社会保障・税一体改革による実質GDP成長率への影響は、二〇一三年から六年の間の平均でマイナス〇・一%程度であるとしています。

税収に関して、これは成長率の話ですけれども、税収に関してはどういう影響が出るんでしょうか。

○石田副大臣 お答えいたします。

本年一月の経済財政中長期試算におきましては、一体改革があつた場合となかった場合の差をとりますと、慎重シナリオでは、二〇一四年度が五・七兆円、二〇一五年が七・七兆円、二〇一六年度が十・一兆円程度と試算をいたしております。

○竹本委員 内閣府の資料を見ますと、税収という項目があるんですけども、その項目の内訳が示されていないんですよ。平成九年の消費税増税の際は所得税、法人税の落ち込みが発生していま

すけれども、今回の消費税増税によって、所得税と法人税の落ち込みはどうなっているのか、考えているのか考えていないのか、そこについてお答えください。

○石田副大臣 お答えいたします。

この試算では、二〇一五年度における社会保障・税一体改革を反映した税収は、一体改革をしない場合に比べ七・七兆円程度大きくなると試算をいたしております。一方、二〇一五年度時点の消費税率一%当たりの税収は二・七兆円、二〇一五年度の税率引き上げによる国税の消費税増税分は八兆円程度と試算をいたしております。

こうしたことから、二〇一五年度においては、消費税増税分を除いた所得税や法人税等のその他の方が将来的には仕方がないと思っていただけております。

程度小さくなると試算をいたしております。

○竹本委員 先ほど話題にしました民主党の新成長戦略によりますと、名目三%，実質一%成長を目指すとしているんですね。名目三パー、実質二パーという成長を続けていきますと、法人税、所得税が当然上向きます。今回の消費税増税分はすぐ吸収できるんじやないか、このように思いますが、したがって、消費税を上げる必要はないんじゃないかな、こう思いますが、この辺の計算はどうしておられますか。

○安住国務大臣 以前、町村先生の方からも御質問いただいたんですが、いわゆる上げ潮派的論理で税収が、二%，三%という、だけども、これは十年平均で、アベレージでということですか

ら、急にそういうふうなことで仮に税収が上がつたとしても、同時に、先生御存じのように、多分金利も上がりますので、そうしたこといろいろ勘案すれば、それで消費税分が貯えるかといえば、消費税分の穴というの構造的な問題を解決しない限りは、税収は上がるかもしれませんけれども、大ものとのところではやはり改善をしない

といふふうに私どもは見ております。

○竹本委員 社会保障・税一体改革による実質GDP成長率の影響は、二〇一三年から六年度の平均でマイナス〇・一%という数字になつています。

○石田副大臣 お答えいたします。

政府は余り影響ないとしているんですけども、成長そのものが一%ぐらい、そのときに〇・一%の影響があるというのは、この数字というの結構重いんじゃないかと思うんですが、どんな感覚で見てますか。

○石田副大臣 お答えいたします。

社会保障・税一体改革のもとで、二〇一三年度から二〇一六年度にかけての平均成長率は、慎重シナリオで一・一%、成長戦略シナリオで一・八%となつております。仮に一体改革を考慮しない場合のそれぞれのシナリオ、平均成長率が一・二%、一・九%と比べ、大きな差はない姿となつております。

しかしながら、この年平均の〇・一%、今先生がおつしやった〇・一%程度の成長率の差について、この差をどう見るかということあります

が、さまざま御意見があるものと承知をいたしております。御指摘のような、一%程度の成長のもとではその差が小さいものではないという見解もあるものと考えております。

○竹本委員 要は、消費税を導入する、税の負担を大きくする、こういうときには、その過渡期、前後の関係をどう見ていくかが一番難しいところですね。我々自民党が政権をとったときの、消費税を始めたゼロから三%のときも、あるいは三パーから五パーに上げたときも、いろいろな思いを持つていろいろな対策を講じているんです。今回はどういうふうな対策を講ずるつもりなのかと

いうことを聞きたいんです。

まず、先般、こどしの三月三十日の閣議決定では、第七条で、住宅の取得については、駆け込み需要云々があるので、その影響を平準化して、財源も含め対策を総合的に検討する、こういう趣旨のことを書いております。

具体的にはどういうことを考えているのか、ちょっと教えていただきたいと思います。これら住宅を一つのテーマとしてこの議論を細かくやつていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○安住国務大臣 住宅は本当に人生の中で最も大きな買い物の一つであるし、九七年のときも、需給の、消費税を上げた後ではたしか三十万戸前後の落ち込みがあったような、数字はちょっと今手元に持つていませんが、百六十が百三十万だったですかね。

そういう意味では、一つの例でございますけれども、できるだけ住宅の着工件数のこういう極端な落ち込みをさせないために、まず、五%の引き上げについては、八それから一〇という一つずつ段階を踏んで、経済に比較的影響を与えないようにようということを考えました。

それからもう一つは、もちろん、先生は専門家

ですから、今、土地の取引については非課税である。それから家賃ですね。

ただ、問題は、やはり建物に対する課税に対し

は、五パーが一〇パーになれば、単純に計算をすれば、例えば二千万の建物を建てたときの大きさというのは、百万単位で上がってくる。だから、これに対するどういうふうな控除ができるのか。

現状に対しても今までというよりは、それに対していろいろな上増しをするような形で軽減措置というのを考えたいと思いませんけれども、ただ、税率を、これは単一税率を維持していますから、ここだけはちょっといじらないで控除等で対応したいというふうに考えております。

○竹本委員 住宅ローン減税を考えておられるのは、年収六百万とか四百万ぐらいの人はほとんど抜けないですね、税金をそんなに納めていないわ

けですから。ですから、この辺のどういう対策を考えておられるのか。そういう人たちには、例えば何かお金を別に給付しようとでも考えている

んですか。どうですか。

○安住国務大臣 確かに、額が大きくなつて、所得の低い方々が、そういう、言つてみれば二千万を超えるような屋家を建てないで、もうちょっと安い値段で建てたときにローン減税の対象にならぬ部分というものは出できますので、十分そこのところは勘案しながら、率直に言つて、まだ具体的な制度設計をしているわけではないので答えておふうに思つています。

○竹本委員 もととしては制度設計をしつかりしていきたいといふふうに思つています。

○安住国務大臣 今は、このことを安住さんに問

とき、住宅が、その前が百六十三万戸だったんですね。ところが、翌年には百三十四万戸で、約二十九万戸減っているんです。さらに、その翌年に

は十六万戸減っている。こういう状況なんですよ。余りにも激変なんです。学者によりますと、

税が上がるとなると駆け込み需要があるから大丈夫だと言ふ人もいます、土居先生のようにです

だけれども、私は、この現実を見ておりますと、駆け込み需要があつても後にどかと落ちてしまふのですから、経済に対するすごい悪影響を与えるのではないか。そこで、税というものをもう一回考えてみよう。

例えば、住宅については消費税を5%のままにする、こういう考え方を主張する人もいます。しかし、私は、これがきょう一番言いたいことなんですが、土地には税金がかかつていませんよね。土地とか授業料とか、ああいうようなものには非課税のものはたくさんあるじゃないですか、ゼロ

税率もありますけれども。だけれども、まず、土地にはなぜ消費税がかかっていないんですか。税がかかつてないんですか。それについてお答えいただきたいと思います。

○安住国務大臣 このは、取引だからだと思います。つまり、消費税のように付加価値を生む取引ではなくて、土地というものに対するもともとの考え方からいえば、そういう意味では取引という扱いですから。外国の例では、どこでしたか、ド

イツかな、諸外国では課税をしているところもあると思いますが、長年ここに関しては非課税であるというところです。（発言する者あり）両方課税、失礼しました、フランスでございました。

○竹本委員 きょうは、このことを安住さんに問うふうに思つています。

ただ、日本の場合、どうかということなんですが、御指摘のとおり、中古に関して言えば、EC、フランス、ドイツ、イギリスは非課税でござります。御指摘のとおりございます。

ただ、日本の場合、どうかということなんですが、御指摘のとおり、中古に関して言えば、EC、フランス、ドイツ、イギリスは非課税でござります。

けれども、私もきょう、けさ、実は役所で、先生の質問があるというので、いろいろこの住宅のことを、事情を聞きました。やはり個人間の、個人と個人の中古住宅の売買がほとんどなので、そうしたことからいふと、個人取引なので消費税の課

なくともそこで付加価値が出てくるものではない、このように思うんですよ。

ですから、私は、むしろ住宅は非課税ないしぜ

い、申しますのは、ちょっと資料をお渡ししてい

ます。

口税率にすべきじゃないか、こういう提言をした

いんです。

と申しますのは、ちょっと資料をお渡ししてい

ます。

なくてごめんなさい、今コピーをとつてもらつて

いいんですけども、外國の例を見ますと、先

進国も土地はほとんど非課税です。カナダとオーストラリアとニュージーランドだけが税金がかかるといふんですですが、でき上がった住宅、中古住宅を見ますと、アメリカもイギリスもフランスもドイツもカナダもオーストラリアも、全部非課税なんですよ、中古住宅、でき上がったものです

ね。

だけれども、私は、この現実を見ておりますと、駆け込み需要があつても後にどかと落ちてしまふのですから、経済に対するすごい悪影響を与えるのではないか。そこで、税というものをもう一回考えてみよう。

例えば、住宅については消費税を5%のままにする、こういう考え方を主張する人もいます。しかし、私は、これがきょう一番言いたいことなんですが、土地には税金がかかつていませんよね。土地とか授業料とか、ああいうようなものには非課税のものはたくさんあるじゃないですか、ゼロ

税率もありますけれども。だけれども、まず、土地にはなぜ消費税がかかつていませんよね。

土地とか授業料とか、ああいうようなものには非

課税のものはたくさんあるじゃないですか、ゼロ

税率もありますけれども。だけれども、まず、

土地にはなぜ消費税がかかつていませんよね。

土地とか授業料とか、ああいうようなものには非

課税のものはたくさんあるじゃないですか、ゼロ

税率もありますけれども。だけれども、

向が強いと。

ですから、私は聞きました、では、例えばどこ不動産を経由をしてやった場合、どうなんだと。いや、それは、しかしあくまでマージン

仲介として入るけれども、個人と個人、例えば私の持っているものを、竹本先生が私の中古の家を買つたり、そういう中で、今日本の場合はこの制度になつてているということなんです。よろしいですか。

○竹本委員 おっしゃるとおり、日本の制度でも、中古住宅は5%かかるんですけれども、個人から、私があなたに譲った場合、その場合は非課税になつてゐるんですよ。

ですから、私が言つているのは、要するに、なぜ土地に税金がかからないのか。その理由は、付加価値を生まないから。そうすると、完成された住宅も同じではないかというのが私の考え方なんです。今すぐ、ではそのとおりにしますとは言えるわけはないけれども、哲学的なことも含め、また諸外国の例も含め、ぜひこれは検討してもらいたいんです。ぜひともお願ひしたいと思つう。

それと、もう一つ。実は、私はなぜこの住宅の消費税を非課税ないしゼロ税率にしなさいと言っているかというと、予算委員会でちょっと質問してあるんですけれども、日本の国を富ませるためににはどういうことをしたらいいかということを考えたときに、外国へどんどん日本の企業が出ていく、外国で仕事が、商売が成功してどんどん稼ぐ、しかし、その金を日本の国内へ持ってきて日本で投資先がないんですよ。投資先がないから、外国の企業のままに抱えさせているのがほとんどなんですよ。

ですから、そういうときに、税の特典を与えて、日本の国内にそのお金を持っていけば、その恩典を利用して投資ができるというインセンティブを与えますと、円高で困っているこの日本経済は大きくさま変わりするんじゃないかな。これが

をやれば、さすが、安住大臣はすごい、野田さんもすごい、こういう話にならぬ
関する特別委員会議録第十一号 平成二十四年五月一日

ぜひ、これは思い切ったことをやつた方がいいと思うんですよ。五%なんですよとちやちなことを言っているんじゃないですよ。もうゼロにするんですよ。医療費には税金、消費税はかかるといません。同じように、住宅にも税金をかけない。なぜならば、日本の住宅は、ウサギ小屋と言われたぐらい、まだまだひどいじゃないですか。土地はこれ以上広がりませんよ。だけれども、住宅はもう一回建て直す必要があります、よくする必要があるからあります。そういったことは、国の要請として

○岡田国務大臣 私は、消費税を余り政策目的として使うべきではないという考え方でございまます。したがつて、複数税率についても慎重であります。やはり、そういうことにしますと、どうしても全体がゆがむといふか、例えば複数税率による言ひ方をすれば、こういうものは軽減税率にする、しない、そこに行政なりあるいは政府の意思といふのが働いてくるわけで、ある意味では、それは国民生活にとつて余りいいことではないというふうに私は思うわけであります。

御指摘の住宅というのは、まさしく国民の貢献のものの中の最大のものでありますから、それに、そなへて、いろいろな理由の中で、軽減税率ないし、税をそもそもかけないということになりますと私は、消費税全体の性格そのものをえかねない、そういうインパクトがあるというふうに思っております。

住宅取得には物すごく金がかかるとおっしゃいました。結局、今回の値上げが、一〇%まで上昇すると、五%のとき消費税が百五十二万円だ、前提

三十日
は建物価格二千五百万で計算していますが、百五十二万、それが、消費税が八%になると二百七十七万、そして一〇%になると二百七十七万。百五

十二万が二百七十七万、ほぼ倍になるんですすね。そうすると、ほぼ三百万円を余分に用意したいと家が買えない。これは大変ですよ、実感して。コンビニで物を買うのと全然わけが違う。ですから、コンビニで物を買うに一〇%でも我慢できるけれども、三百万余分を持ってこいと言ふとしたら、二千五百万の家が三千万近くになるわはでしょう。そうすると、若い人が家を買おうと思つてゐるときに、やはり一の足を踏みますよ。ですから、その辺のことを考えますと、こち

際、五%にとどめる、あるいは消費税に段階を設ける。それはやらないと言つてゐるわけですからね、やらぬのならば、いつそのこと、医療費を負担するわけがないでしよう。今、だつて消費税をかけるわけがないでしよう。ですから、ならば住宅も国民の基本的資産として、インフラとして、これは非課税にするという決断をしたら、田内閣は物すごく人気が出ますよ。いかがですか。

○安住国務大臣 一つの御提案だと思いますけれども、ただ、先生、住宅の場合、資材の調達か、それこそ、アルミサッシをどこから持ってきてこれを調達するとか、中間でどんどん言つてみれば消費税の附加価値税をかけていく仕組みについてはやはり非常にきれいに成り立つんだと云うんですね。最終的に、消費者にこれをお負担ただく。

やはりそういう点では、もしかすると先生の御指摘は、資産デフレの解消とか経済の活性化のために、もう一回この住宅政策というものを消費なりの上がるところで考えてみたらどうだということであれば、今副総理がおっしゃったようにそれを税でやるのがいいのか、資産デフレを解消

するためには何か成長戦略等で土地の価値を高めていくのかというと、やはり政府としては後者であって、ただ、住宅の取得というのは

先ほどから申し上げているように、金銭負担が常に重いものですから、やはりこれに対する何らかの減措置は私どもとしては責任を持つて考えてよい

○竹本委員 もう一度もとに戻しますが、家をくるときに注文してつくる人がいますよね。例えば、セメントを買います、材木を買います、いろいろな資材を買います、これは全部消費税が入っているんですね。ですから、注文住宅は消費が入るのは、それは結構ですよ。だけれども、が申し上げているのはでき上がった住宅ですわでき上がった住宅は、まさに不動産である土地同じ状態ではないか。なぜならば、付加価値を

そして、現実に、外国ではそういうしたもので課税している、ゼロ税率にしてるんです。本だけがなぜそこに税金をかけるのか。結果としてウサギ小屋であるというのはやはりまずいだ、私はそう思いますか。いかがですか。

○安住国務大臣 中古の住宅は、これまで個々で行われることがほとんどだったものですが、そういう意味では、個人間の取引について課税対象外となつてきました。

今先生から、いわゆる土地イコール、もう建がそこにある以上、その取引は土地と同じよう扱いにしたらどうだという御提案でございますので、そうしたことが現実に税収構造にどういうような影響があるかどうかを含めて、検討させていただきたいと思います。

○竹本委員 ゼひそういうことでお願いをしたと思ひます。

さて、この消費税の問題に関して、負担の軽措置で、冒頭の質問なんですかけれども、エコポ

ントとかいろいろ考えておられるのだと思いま
が、先ほどの繰り返しになりますけれども、税
の納めている額が少ない人にはほとんどローン

税はきかないということと、エコポイントも、どうなんですかね、部分的にはさきますけれども、住宅を、大きい買い物をしようとしているのにエコポイントを三十万もあつたって、どれほどのインセンティブになるか、よくわからない。ですから、私は、もつともつと、そういう意味でも、やはり住宅を非課税にするというぐらいの思い切った対応が必要なんぢやないかなというふうに思っています。

野田さんおられないけれども、ぜひ総理とも相談して御研究いただきたいというふうに私は思っています。

さて、日本の経済を外国がどう見ているか。今、消費税の値上げをやろうとしているわけですけれども、私は、先ほど言いました成長率の上昇ぐあいを見ましても、もつともつと自信を持つていいのではないかと思います。

実は、三、四週間前に、ニューヨークで、

二ヶ月連銀のダドリー総裁と一時間近く話をしました。彼は、日本で今話題になっ

ている日銀と政府との関係について、F.R.B.が非常に過酷な経験をした、こういうことを言つていました。つまり、外部から、もつともやれ、もつともやれと、最初は、F.R.B.の総裁がむちやくちややつたと言つていて、外部からいつぱいいろいろな雑音が入つた。ところが、今になると全然様子が違う。どういうふうなことをダドリーさんが言つていたかといいますと、ちょっとと御紹介をしたいと思います。

日銀は従来より積極的な金融緩和を行つて

いる。個人的には白川総裁のファンであるとか言つて、いましたけれども、年に十回近く会つてゐる。白川総裁の残りの任期は短いので誰になるか気になるところであるが、彼はよい仕事をしてきました。

また、これが大事なんですが、中央銀行の独立性は国際的にも重要な認識されており、政府との関係を見直すことは慎重に考えるべきだろう。日米双方に、中央銀行はパワフルで何でもでき、中

央銀行だけで経済をよくすることができるという見方のものと、経済がよくならなかつたら中央銀行が批判される傾向がある。やや皮肉なことだが、コボイントを三千万もあつたって、どれほどのインセンティブになるか、よくわからない。ですか

ら、私が現在は積極性が足りないと、いつて文句を言つていて。

我々は、可能な範囲で物価安定と雇用創出に努めているが、F.R.B.の責任と法的権限には限界がある。よくジョークで言うんですけど、金融危機時に多くの関係者が来訪し、さまざまな提言をしていったが、その七五%はF.R.B.の法的権限外のものであった。中央銀行の業務や権限については多くの誤解があるのが普通だ。こういうような話であります。

結局、日本の経済運営、やつと成長率があいつた状態に戻つてきました。私は、もつとも自信を持つてやるべきだし、ギリシャのように小さい國じやないから、ギリシャを横に置いてどうこう

ということは全く必要ないと思います。ギリシャがどうなるか、非常に関心はありますけれども、しょせんEUの二%程度のシェアしかないわけで、すから、あの国がどういう状態だから日本も財政危機だという論法は、言うべき話ではないと思いま

す。先ほど委員は、サルコジ前大統領とオランダ新大統領のことにも言及されたと思いますけれども、二人の差というのは財政再建の目標年次が一年違つて、方向性は同じであります。

ですから、もちろん、現時点で見ればヨーロッパと日本は違つわけですが、同時に、GDP比で見た借入金の多さというのはこれまで格段に違つて、私は余り楽観的に考えない方がいいのではないかというふうに思います。

国債についても、日本人が九五%持つていると、いうことです。そのため、その大半は実は個人ではなくて、金融機関が持つていて、個人であれば忍耐強く期待したいとは思いますが、金融機関にとって

は、持つてある国債の格付が下がれば、それはそれだけ貸し出しを抑制しなければいけなくなるわ

けですから、それは貸し渋りになつて経済の縮小という悪いサイクルに入つていくわけで、やはり私は、余り先々については樂観的に考えずに、やるべきことをしっかりとやつしていくことが非常に重要なことではないかと思っています。

○竹本委員 私は、やれるのにやらないのがよくないということを申し上げたいんです。

つまり、今、日本経済は約十五兆円の需給ギャップがあるじゃないですか。だから、つくつ

たものが売れない、デフレ状態がずっと続いているんですね。これを解消するにはどうすればいいのか。

私は、民間に需要がなければ政府が必要を出し

てやればいい、つまり政府が買つてあげればいいんですよ。それが証拠に、エコカーポイントをやれば途端に車はどんどん、トヨタのも売れる、や

めれば途端に誰も買わない。何か。需要が不足しているんですよ。

○岡田国務大臣 ギリシャと日本は経済の規模が違う、それはそのとおりであります。しかし、これはギリシャだけではなくて、例えばフランスとかイタリアも含めて、EU全体の危機の問題になります。

○岡田国務大臣 ギリシャだけではなくて、例え

ば、副総理、いかがですか。

そういう説得をすべきではないかと私は思います

から、そういうことを国民の前にしっかりと示

して、しかしながら、税の構造として今はまずいか

らこのようないふを我々は考へているんだ、そ

ういう説得をすべきではありません。しかし、こ

れは副総理、いかがですか。

○岡田国務大臣 ギリシャと日本は経済の規模が

違う、それはそのとおりであります。しかし、こ

れは副総理、いかがですか。

○岡田国務大臣 ギリシャだけではなくて、例え

ば、副総理、いかがですか。

○岡田国務大臣 ギリシャだけではなくて、例え

うことは私は非常に重要なことで、そういう意味で、規制改革などはしっかりと進めるべきだと、私の責任の範囲ですから、そのことに今取り組んでいるところあります。

同時に、成長戦略 先ほど石田副大臣が説明し

た成長戦略をしっかりとやっていくということだと思います。

委員、公共事業のことを言及されました。私も、大震災の経験から見ても、将来起これ得るそ

ういった震災への対応とか、そういったことにつ

いては重要なことだと思います。しかし、公共事

業をどんどんやって、そのこともあって現在の財

政の状況があるわけですから、やはりそこは選択と集中でやつていかないと、昔に戻してしまった

のではこれはだめだというふうに思つておりま

す。

○安住国務大臣 私も、公共については、やはり

大震災以降かなり国民の価値観も変わってきましたので、防災関係の必要な予算については、これ

はやつていくといふことは十分あつていいし、そ

れがまたそれぞれの地方でいわゆる需要を起こし

ていくのであれば、これは一つの政府の政策の判断としてプライオリティーを高めていくといふこ

とではいいと思います。今のような財政の状況で

その限りの中で有効的なものを使って、やはりそ

れは雪給のバランスをどうやってとるかなんですか

ただ、一方で、やはり構造調整というのはなかなか言いにくいつですぐですが、日本の場合、二十年にわたつて、例えばメガバンクを見ていただければ、これはかなり、都市銀行と言っていたものがもう四つに編成をされて、今非常にそつういう点

では健全になつて、アジアなんかに投資をしていました。業界によつては、そうした業界の再編がなかなかうまくいかなくて、いわば供給サイドの改革が進んでいない部分も、ここはやはり逃げちゃダメだと思うんですね。

ただ、これはやはりなかなか、政治をやつてい

ますと、それぞれの地域の例えば工場を疊んで二つの企業を一つにしてもらおうとか、そういうことで、規制改革などはしっかりと進めるべきだと、私の責任の範囲ですから、そのことに今取り組んでいるところあります。

同時に、成長戦略 先ほど石田副大臣が説明し

た成長戦略をしっかりとやっていくということだと思います。

委員、公共事業のことを言及されました。私は

ここにやはり目をつぶつて、先ほど先生、私はおつしやるとおりだなと思つたのは、日銀や中央

銀行にだけ、とにかく何か徹底的にお金をヘリコ

プターからまくればよくなんだみたいな風潮があ

りましたけれども、アメリカに行くと私も感じま

すが、今は、議会では、F R B はやり過ぎであ

る、もう少しどルの信用を高めるような政策をす

べきではないかという共和党の議員を中心とした

意見が多うございます。

ひもといて、ちょっとギリシャの話もします

が、やはりE C B が時間を持つて、資金を出しま

して少し小康状態を保ちましたけれども、これは

白川総裁以下、バーナンキさんもよく私におつ

しやるんですが、時間を買うことはできる、しか

し、そこで政治が財政再建と成長というものを具

体的にどういうふうにやつしていくのかということ

をやらないで、ただ、いわばE C B 、つまり中央

銀行なんかがお金を出して、そこで時間だけを稼

とであります。実際、これ、皆さん方、二五%削減できることは思つていらないんじやないかと私は思つます。ある調査によりますと、いろいろ努力をしております。

○岡田国務大臣 まず、鳩山総理の時代の二五%

削減は、これは日本単独でやるということではなくて、諸外国がそれに見合つた努力をするという

ことを条件につけて申し上げたところでございま

す。かつ、原子力発電にかなり依存するという前

提ではじかれた数字。原子力に対する依存をどう

するかということは、今まさしく政府の中で有識者に御議論いただいておりますが、少なくとも、

心配をしております。そんな気楽なことを言つて、そして、日本の総理大臣というのは何を言つたって信用できない、こう思われてもばかみたい

なことありますから、ぜひどこかで修正してお

かなきやいけない。どうですか。

○横光副大臣 お答えをいたします。

今後の地球温暖化対策については、エネルギー政策と表

ギー・環境会議を中心、エネルギー政策と表

ギー・環境会議を中心、エネルギー政策と表

ギー・環境会議を中心、エネルギー政策と表

ギー・環境会議を中心、エネルギー政策と表

ギー・環境会議を中心、エネルギー政策と表

ギー・環境会議を中心、エネルギー政策と表

ギー・環境会議を中心、エネルギー政策と表

ギー・環境会議を中心、エネルギー政策と表

ギー政策を打ち出しますということを報告いたしております。

○岡田国務大臣 まず、鳩山総理の時代の二五%

削減は、これは日本単独でやるということではなくて、諸外国がそれに見合つた努力をするという

ことを条件につけて申し上げたところでございま

す。かつ、原子力発電にかなり依存するという前

提ではじかれた数字。原子力に対する依存をどう

するかということは、今まさしく政府の中で有識者に御議論いただいておりますが、少なくとも、

心配をしております。そんな気楽なことを言つて、そして、日本の総理大臣というのは何を言つたって信用できない、こう思われてもばかみたい

なことありますから、ぜひどこかで修正してお

かなきやいけない。どうですか。

○竹本委員 お答えをいたします。

今後は地球温暖化対策については、エネルギー政策と表

ギー・環境会議を中心、エネルギー政策と表

ギー・環境会議を中心、エネルギー政策と表

ギー・環境会議を中心、エネルギー政策と表

ギー・環境会議を中心、エネルギー政策と表

ギー・環境会議を中心、エネルギー政策と表

ギー・環境会議を中心、エネルギー政策と表

ギー・環境会議を中心、エネルギー政策と表

ギー・環境会議を中心、エネルギー政策と表

ギー政策を打ち出しますということを報告いたしました。

○竹本委員 いや、そんな手続論を聞いてるん

じゃないんですよ。国連という公の場で言つて

います。

○横光副大臣 環境関係の国際会議の場でも、今

私が申し上げたようなことを報告いたしておりま

す。ことしの夏に私たちははつきりとしたエネル

ギー政策を打ち出しますということを報告いたしました。

○横光副大臣 環境関係の国際会議の場でも、今

私が申し上げたようなことを報告いたしておりま

ついて根拠を持つて申し上げていたところでござ

○竹本委員 いや、要するに、我々はこれからずっと生きていかなきやいけないわけですよ。外國は日本の姿を見て、いるわけです。ですから、あのときはそういう発言があつたけれども、齊藤さんがどうこうという話じやないでしょ。總理として国連の場でおつしやつたことだから、それをどうのように修正するのか、しないのか。しないのであれば、このようにしますということを言わなきやならない。

我が国は、昨年、東日本の大震災を食らいました。そして、原発事故に遭いました。ですから、その経験を踏まえて、事情が大きく変わったと云つて、その言い方を修正すればいいじゃないですか。なぜそんな当然のことができるないんですか。

○岡田国務大臣 ですから、今後どうするかは今
政府の中で検討しておりますので、原発の稼働率
が従来のように見込めない、どうするかはこれ
から議論するわけですけれども、そういう新しい
環境の中でどういう数字を打ち出していくかとい
うことを探在検討しているところであります。
○竹本委員 いずれにしろ、世の中は、大きく地
球上が変わってきております。

例えば、ことしの1月でしたか、トヨタ自動車が子会社のトヨタ自動車九州で生産するハイランダーという車を、来年、生産を打ち切ってアメリカに移管する、こういうようなことを発表しております。

あるコンサルタントの調査によりますと、もはや、中国の賃金水準とアメリカの南部の割合給料の低いところの賃金水準と、そんなに生産能力において差がない時代なんですね。

ですから、大きく変わつてきている中で、やはり、日本が経済的に活力を持つて対応するには、経済の仕組みをきちんととして、対外的に説明できることにしておかなきやいけない。そのうちの一つが、CO₂二五%削減という言葉に対してもう

対応していくのかとやはり言つておかなきやいけ

ないと私は思うんです。それが国際的なつき合いをする国の責任だと思いますし、今は民主党さんのが政権をとっているんだから、やはり野田総理がきちっとどこかで、国連でもいい、国連が一番いいじゃないですか、そこで、これから我が国はこうして対応しますと。そうなると諸外国は日本をまた頼りにするのではないかと私は思います。
○岡田国務大臣 何度も同じことを申し上げます
が、今政府の中でいろいろ議論をしているところですから、どこかのタイミングで、今後どういう数字を出すかということを決めて、それは対外的にもちろん発信するということになります。

○竹本委員 いや、それを聞きたかったんですね。
どこかのタイミングとおっしゃつたけれども、父の場で言つたことだから公の場で返事をしてあげてください。それが私の願いであります。

時間が来ましたので、これで終わります。ありがとうございました。
○古本委員長代理　これにて竹本君の質疑は終了いたしました。

○松浪委員　自由民主党の松浪健太であります。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

た。私も政治の世界に入つてことしで十年目になりますけれども、一言で言うと、だるいな、すばらしい倦怠感があるなと思うわけであります。この倦怠感、何かなというと、やはり我々自身、そしてまた国民全体がうんでいるんだな。倦怠感の

倦、まさにうんでいるというのが今ふさわしいと思ひます。

最近は船中八策ブームでありますけれども、船中八策を凝縮した五カ条の御誓文、そしてその三項目めですね、「官武一途庶民ニ至ル迄、各其志ヲ遂ケ、人心ヲシテ倦マサラシメントヲ要ス。」これを起草した由利公正公は、本来、これを一項目めにというふうにお考えだつたというようなことをも聞きますけれども、まさにこの國が今うんで

い
る。
、

副総理、こんなのは別に質問通告するようなな容ではないんですけども、今これほど、この十一年間で、国民の心がうんでいたことがこれまであつたと思われますか。

その背景には、やはり国民の今の政治に対する不満、不信、そういうものがマグマのようにある、それが最近、なかなか物事が決まらない政治という中で、既成政党全体に対する批判となつて出てきている、そういうふうに思つております。

一〇〇五年、一〇〇九年と今並べられましたけれども、いやしくも今政権の座にある方は、謙虚に、今この状態が、うんていするという状況を反省すべきであつて、そして、直近の総選挙で皆さんには大勝されたわけですから、それに対しても答えが出せていないということを率直にお認めになる、これが政治の潔さ、これが国民がうんていする理由だと私は感じます。

そこで、國民心理がこれだけ政治に期待をしないということは、一体どういうことがあらわれてくるかといいますと、私はやはり、政治が行っていること、ちょっと順番が違ううじやないの、増税する前に定数を下げると言つて

いたじやないの、さまざま、これはちょっと順番が違うなということ、納得できないことがたくさんあると思います。

そしてまた、もう一点。これは正直者が報われないな、どうも正直者がばかを見ているなど国民心理は、貧しくたって、これをが感じる。国民心理は、貧しくたって、これをやつたら未来があると思えば、人心はうまいわけであります。こんなのがやつてもしようがない、報われない、政治がそう国民に思わせている。こ

れを与野党ともに我々は解消する、これが政治の

要諦であろうと私は思います。
こうしたことを見た副総理はお忙しいので、なかなか地元に戻る時間がありません。でも、今、民主党の皆さんも御自身の選挙区を回ってみれば、うんだ言葉でいっぱいあります。私も、先週、びっくりしました。地元で、ある運送会社に行きました。百台程度の、たたき上げで大きくなってきた会社であります。百台程度のトラックで、正規雇用の方が百人ぐらいいらっしゃるわけですね。

この間、十人やめはりましたと。社員が十人やめ
めていった。連れ立つてやめていった。どうして
だ。いや、この間から、きついので二回給料を下
げてきたんですと。一人が、こんなので二十二
三万しかもえへん、一日十六時間も乗つて。
の間のバスどころじやないですよ。バスは二日で

平均九時間とかありますけれども、トラックはその倍近く乗らなきやいけないということが今往々にして起こりつつある。その中で、これだけ苦学しても「二十一」、三万やつたら、やつてられぬ、子供二人やし、生活保護の方がよっぽど楽やでとう話が広まつて、受給の仕方がその会社で次々と広まつて、そして、あつという間に十人が連れ立つてやめていった。

こんな話を聞くとやはり今國民心理までうんでいるのかと。モラルハザードの最たるものだと私は思います。

いたときに、やはりこれが一般化して、そして
その人たちがその友人に、知り合いに、どんどん
どんどん話をする。つまり、今、頑張つてもこの
国では報われないんだというような風潮がどんど
んどんどん広がっている。

政治は、まず人心を一新すべきだと私は思う
です。ですから、この税と社会保障の一体改革
税と社会保障、私は本当は経済も一緒にべき
だと思いますけれども、それ以上に、国民の納得

をいただけるということで、本来であれば、皆さんも回っていたら、納得できない話で生活保護が一番多いと思うんです、生活保護も何とかこういうふうに改善するから増税するんですよというのが筋なんですけれども、そうなつていなから、うんでくるわけあります。

こうした生活保護受給者、大変な増加を伴つているわけでありますけれども、一般国民が抱くモラルハザードに対するこうした不満というものについて、今どのように認識していらっしゃるのか、まず伺います。副総理。

○岡田国務大臣 先ほども言いましたように、政治に対する不満、不信というのは間違いなくある。特にそれは既存政党に対して、もちろん与党である民主党に対しても強くあります。しかし、野党に対しても、動かない政治に対する不満は国民は持っているというふうに思います。それは私の認識です。

いずれにしろ、そういう中で、今おっしゃったモラルハザードというのは、それはちょっと次元の違う話で、それでもやはり国民の多くは健全だし、そして、例えば消費税の引き上げについても、私は各地で対話集会を開いておりますが、今上げるかどうかかということについては、それはいろいろな御議論があります。しかし、やはり消費税引き上げはやむを得ないという方は圧倒的であります。それだけの健全性というのは日本国民は持っているということです、どうせ同じだから生活保護を受ければいい、そういう声は一部にはあると思いますが、私は、それは全体をあらわしているというふうには思つておりません。

○松浪委員 今も野党のことにつれて触れましたけれども一言多いと思います。私は長年武道をやつてしまひましたけれども、武道は、やはり、おのれを律する、これは日本人の美德だと思いますけれども、わざわざこうしたときに、与党のことを反省をされればいいのであって、野党のことに触れる、そうした潔くない姿勢が私は政治への不信を高めるんだと思います。

これは、本当に、民主党政権になつてから、生

活保護の受給率、リーマンの後、確かに麻生内閣のもとでも生活保護受給はふえたわけでありますけれども、湯浅さんとか生活保護の仕方みたいな本を書かれた皆さんも内閣に入れながら、皆さんは厚労省の方からも通知を出されたわけであります。平成二十一年十二月二十五日には、「失業等により生活に困窮する方々への支援の留意事項について」という通知、速やかな保護を決定せよという通知を出されているわけであります。

御承知のように、今、生活保護はこれだけぐつと上がつたわけでありますけれども、この通知の影響についての総括、厚生労働大臣に伺います。○小宮山国務大臣 先ほど委員がおっしゃったような事例があるのは、本当にそれは本来あるべき姿ではないので、そこはしっかりと是正をしなければいけないと思いますが、今、これだけ生活保護の受給者がふえているのは、やはり経済状況がこれだけ厳しく、失業者がふえているとか、あるいは高齢者がふえているということもあると思います。

御指摘の通知ですけれども、厳しい雇用失業情勢の中で生活保護を申請する人が急増してきた。ただ、ここで、本当にこれは最後のセーフティーネットだということは受ける方にも当然自覚をしていただくようにもっと伝えなければいけませんが、本当にものうど伝えるべき事項を改めて徹底した通知です。

この通知によりまして、保護の決定に必要な手続ですとか支給要件は全く変更していません。今後とも、本当に必要な人には保護を確実に実施する一方で、やはり働く方にはしっかりと働いて、正直に働く方への支援とか、あるいは医療費の不正受給など不正に對しては厳しく対応していきたいというふうに思つています。

○松浪委員 経済状況も当然でしょう。しかし、最も政治が行わなければならぬことは、いかに人心に對して訴えるかということあります。大臣も、厚生労働大臣をされているのであれ

とで伺つたんですけども、今、この通知で何も

変更していないとおっしゃいましたけれども、何も変更していないんだつたら、どうしてこんな通知を出す必要があつたんですか。

○小宮山国務大臣 申し上げたように、支給要件などは一切変更していません。

ただ、それぞれの自治体の窓口などで、これまで必要な方が来ても、本当に必要な人に対しても窓口を縮小してしまうというか、必要な方が受けられないというような事例があつたために、こういう厳しい状況の中、本当に必要な方はきちんと対応してくださいという意味で出しました。

○松浪委員 それはそのときの話であつて、その結果がどうなつたかというのが私は総括だというふうに思つんすけれども、その後、それは受けられない方が受けられる、それは必要なことだと思います。我々自民党政権下でも、九州の方でも大変自治体が厳しくしていた。それはやはり自治体として私は当然のことだと思つますよ。ただ、御飯が食べたいということが遺書にあつて、それで結局また非難されたというような、非常にそこは、必ずせめぎ合いがあるんです。

幾つかはそういう例も出るけれども、そうでない、全体最適というところも必要なわけであります。私は、これが、部分最適を目指したものであつて、全体的にどうであつたのかという総括を求めているわけであります。

○小宮山国務大臣 それは、その後、生活保護の受給者が年々ふえていることは事実です。ただ、これは別にその通知を出したからふえたということではなくて、要件は変えていませんので、そういうことはなくて、経済状況とか高齢化とかそういう要因が大きいというふうに考えてます。

○松浪委員 経済状況も当然でしょう。しかし、最も政治が行わなければならぬことは、いかに個別に照会している資産調査について、本店に複数支店分を集めて、その口座を一括して照会していくところでありまして、また、不正事案の告発の目安となる基準、これを策定して、悪質な不正事案に對して告訴などを含めた厳正な対応を

ば、十年前、介護保険が始まった当時の介護の方とおつき合いが多いと思います。異口同音に言われるんじゃないですか。かつては、介護保険が始まつた当時、たくさんの高齢者の方がいらっしゃった。わしは保険は払うけれども国の施しは受けないよというような方もいらっしゃった。

私は、これは別に差別的な意味で申し上げるんじやないです。かつては、介護保険が始まる前も、湯浅さんとか生活保護の仕方みたいては、厚労省の方からも通知を出されたわけであります。平成二十一年十二月二十五日には、生

じやなくて、国民の自立心というものが、これは制度が完備されてくるのは大事です、受けられるのも権利だとは思いますけれども、何かそうしたモラルハザードのようなものが身内の中でもあります。元戻つたら、政治家でそういう声を最近よく聞かない方はいらっしゃらないと思います。いやしくも小選挙区で戦つている衆議院の皆さんはそんな怨嗟の声を聞き続けています。ですから、私が申し上げているのは要件の話

じやない。やはり国民に対して、人心をうまさなためにどのよう、モラルハザード対策として何ができるのか、何をしたのか、伺います。

○小宮山国務大臣 モラルハザードを防止する、このことは大事だということは当然わかつております。そのためには、不正受給に厳正に対処をすること、また、生活保護受給者の収入の把握による年金収入の把握、年金調査による稼働収入の把握、年金調査による年金収入の把握、こうしたことで把握を徹底することに努めていきたいというふうに思つてます。そして、現在、地方自治体が金融機関の各支店に個別に照会している資産調査について、本店に複数支店分を集めて、その口座を一括して照会して、正確にそして効率的に調査が行えるように今

思っていますので、今取り組みを進めているところです。

○松浪委員 大変今の答弁では心を打たないなと思うわけであります。国民が今感じているのは、我々正直者がばかりを見ているなということです。

ます。報われないなということであります。例えば、私、ジエネリック医薬品の問題も指摘をしました。生活扶助 今医療費が大変大きくなっている中で、我々の後援会の若手であるとか、みんな、医療費がちょっとかかったな、若いけれども、余り行かへんけれどもかかったな、ジエネリックの方が安いからジエネリックにしておこうかなと意識は働くけれども、生活保護の人

はみんな何でただなんや、わしら金払つて、それでジエネリックを使ってちょっと節約するのに、それでも要らぬのかなと。

生活保護というののもともと、自動車とか有価証券とか不動産とか、こうした資産にも限定をされる。憲法から保障される権利からいえば非常にさまざまに制限をされている方々であるから私はこのジエネリック医薬品について、生活保護の皆さんは一律でジエネリックにするということについては問題があります。

○小宮山国務大臣 ジエネリックの推進ということは、全体に対しても今工程表をつくって、もつと推進をしたいと思っていますが、生活保護の半分が医療扶助であるということからして、生活保護を受けている方にもできればジエネリックを一旦は使ってもらう、そういう方向でそれぞれ対応してもらうようにということを今進めているところです。

ただ、生活保護だから必ずジエネリックを使わなければいけないということころまでいくのはなかなか、本人の選択ということもあると思いますので、一旦は使ってもらうということを推進する方向で今取り組んでいるところです。

○松浪委員 全く、さつきと同じですけれども、これでは心を打たないですよね。国民が今求めて

いるのは、はつきりしてくれ、俺たちはちゃんと働いているんだ。ちゃんとジエネリックを使っているんだ。

選択権とおっしゃるけれども、生活保護を受けているいらっしゃる方は、さつきも申し上げたよう

にこういう矛盾のある状況がないようにしてく

れ。それを決めるのが、皆さんおっしゃっていた政治主導じゃなくて、今まで民主党は、權

利、権利、権利、権利で来たけれども、こ

ういうこともしましたよというのが皆さんの信頼を回復するんじゃないですか。もう一言伺いま

す。

○小宮山国務大臣 もちろん働ける方には働いていただくために、この秋をめどに全体的な生活支援戦略をつくりたいというような、全体としての取り組みもしています。

ただ、生活保護を受けておいでの方は、高齢で病気にかかりやすいということ、また、精神を病んでいらっしゃる方がふえているということなど

か、そういうことを行っていくことでも、私は以前も伺いましたけれども、そうした方がいい

と思いませんか。

ただ、さつきからの御指摘のように、生活保護をもらう方が年金よりもいいとか、働くよりもいい

いということがないように、今、総合算定制度を

審議してもらいう研究会の中で、これは仕組みが縦割りにならないように、生活保護、そして年金、また最低賃金、そうしたことの関連についても今

審議を始めたところでございますので、全体として取り組んでいきたいと思っております。

○松浪委員 済みません。私は、生活保護の方がもうジエネリック一律でいいんじゃないかといふことを申し上げただけで、高齢だと精神的に病んでいるとか、そういうのは全く関係ないんじやないですか。これは、今までの試算はこうだ、健

すから、そこは全く筋が通らない。少しぐらい決断された方がいいのではないかと思います。

もう一点、このジエネリックに加えて伺いま

す。

○小宮山国務大臣 私、かつて厚生労働委員会で、生活保護も、こ

れは稼働世代とそういう世代で分けた方がいいんじゃないかなと。皆さんおっしゃっていた

ういうこともしましたよというのが皆さんの信頼を回復するんじゃないですか。もう一言伺いま

す。

○小宮山国務大臣 病気で、もちろん一度使つてもらうといふから、それは、もちろん一度使つてもらうといふから、それは、もちろん一度使つてもらうといふ

方向では今進めています。けれども、必ず使わなければいけないということは、これはいかがなも

のかと思います。

○小宮山国務大臣 ジエネリックの推進というこ

とは、全体に対しても今工程表をつくって、もつと推進をしたいと思っていますが、生活保護の半分が医療扶助であるということからして、生活保護を受けている方にもできればジエネリックを一

しゃつたような貯蓄凍結方式というようなものも、我々も恐らくは同じ認識を持っていますよ。

そういうことはありながら、やはり今、国家

国民の皆さん納得できないことで、今の話では全然しつかりしないですね。働くプロ

ス、国からお金をもらうんだから、意に反しても何もなく、奉仕活動ぐらいはしてもらつたらどうですか、それだと国民も納得するんじやないです。かということを私は提案したんです。

何度も何度も水かけ論になると思います。これはもうそれ以上聞きません、大体わかりますので。

○小宮山国務大臣 何度も大坂ですけれども、西成区へ行つてまいりました。今はパチンコも一玉一円のパチンコもあります。随分安価に行ける。そこで給付日に列

もできるんですけれども、生活保護受給者の方がこうしたギャンブルをすることについてはどのようにお考えですか。

○小宮山国務大臣 それは、国民の皆様がそれをどう受けとめられるかということも大切な視点だと思います。

○松浪委員 略して、私はパチンコも一玉一円のパチンコもあります。随分安価に行ける。そこで給付日に列

もできるんですけれども、生活保護受給者の方がこうしたギャンブルをすることについてはどのようにお考えですか。

○小宮山国務大臣 それは、国民の皆様がそれをどう受けとめられるかということも大切な視点だと思います。

○松浪委員 望ましい、望ましくないじやないといふことを申し上げただけで、高齢だと精神的に病んでいらっしゃる人には働いていたけれども、望ましくはないし申し上げました。

けれども、結局、今、この税と社会保障の特別委員会でなぜ私がこのことを申し上げているかといふと、国民の意識が、もう今政府に対して信頼がない。そして、みんな心が今崩れ始めている。この崩れている心をしっかりともう一回、日本人らしい、今まで、恥の文化がいいとは思いません、昔は生活保護は恥だとおっしゃった、それがいいとは思わないけれども、ある種の抑制がきいていたというのには事実なんですよ。くれ、くれ、くれ、くれじやなくて、本当に必要なところに必要なだけ、最小限に抑制する心のたが外れている。

だから、今申し上げたようなことを私たちも言いたくないです。ギャンブルはだめだとか、奉仕活動しきだとか、ジエネリックに全員しろとか、そもそもと言いたくはないけれども、それを言いたくないことを言わなければいけないぐらい、それを今政治に国民党は望んでいるんじゃないですか。続いて申し上げます。ちょっと時間を随分食い過ぎました。

今まで、我が自由民主党、民主党の皆さんとの約違反を随分ここで追及してきたと思います。そこで、今回、私、資料として自民党的二〇一〇年のJ-1ファイルを配らせていただきました。これは我が自民党的公約であります。

ここに書かれています、消費税については、経済成長戦略と無駄削減の不斷の努力を行いつつ、消費税の税率を引き上げますと。そしてまた、一〇%だけが随分とひとり歩きしていると思うんですけれども、多分、民主党の皆さんも自民党的議員も余り、これを完璧に読んでいるという人は少ないかもしれませんけれども、政権復帰時点での国民の理解を得ながら決定するものとしますと、我々はもう既に公約をしているわけです。抜本改革に当たっては円卓会議を設置しますとなつてあるんです。

今、我々は、もし皆さんと一緒に消費税を上げるとなると、これからいえば、あら、政権復帰時点と書いているのに、公約違反だなど私は思うん

ですけれども、安住大臣、これをどう思われますか。

○安住国務大臣 消費税の使い方にについてはほどんど私の考え方と同じだと思います。ですから、そなな、公約違反なんて狭いことを私は言うつもりは全くございません。

○松浪委員 もう一言言いたいところですが、ユーモアがきいていたので、これで了としたします。

そして、私、さつきも申し上げました、順番違

うな、さまざまのこと。私も、この間も代表質問のときに申し上げましたけれども、民主党政権になつて、ようやくマイナンバーも進むし、いいこともあるなと思うんですけれども、国民党の皆さん

は本当に、順番違うなと思ってることはたくさんあると思います。

歳入庁をつくるとおっしゃっていました。歳入庁をつければ、アメリカとかいろいろ世界の国々で、保険の収納と納税、一体化している効率が上がる。先ほどどこかの議員の方が質問され

ていきましたね。国民年金の未納率もこれによつて

本当に随分上がるんじゃないかなとも思うんですけども、どうして歳入庁をつくる前にこうした消費税上げの話になつていくのか。もう三年で

すのね、政権になられて。

今も幼保、体化の話が出ていますけれども、皆さんはもともと子ども家庭省をつくるとおつしやっていたんですね。幼稚園は文科省で、保育所は厚労省、おかしい、縦割りだ。では、政策を一体化する前に、ちゃんと官僚を一体化するというのが筋だと思うんです。これは順番が全部違うな私は思うんですけども、この歳入庁、子ども家庭省、いつできるんでしょうか。

○岡田国務大臣 歳入庁については、この場でも何度か取り上げられておりまますので委員も御存じのはずですが、政府の中それから民主党の中でも長年、道州制の最右翼で活動してまいりましたし、実は民主党の皆さんもたくさん入つていただいています道州制の超党派の議連は、もう今は百五十人を超えておりますけれども、私も事務局長を務めさせていただいているわけであります。

今後、この国的情形、皆さんには地域主権とおつしやつたけれども、一丁目一番地が余り一丁目じゃなかつたな、六丁目五十三番地ぐらいだったのかな、後ろまで随分行つてしまつたなどいう感覚論いただいて、政府の中は既に中間的な取組みも道州制を据えてきた。

我々も道州制基本法の策定を、党内ではもうほぼ作業を終えていますが、みんなの意見は提出をされているし、そしてまた、公明党さんは提出をされています。みんなの意見が言われると思いますが、それにまづかわるものとして内閣府の中に本部を立ち上げて、そこで一元化する、こういうことを申し上げているところです。

○小宮山国務大臣 マニフェストの中では、子ども家庭省の設置を検討するというふうにお約束をしています。

今副総理からお答えいただいたように、今回、その基盤になるものとして、子ども・子育て本部を内閣府につくります。その検討は速やかに進めたいと思っていますが、今、検討の中で一番大きな論点というのは、諸外国は割と教育の方に寄せてこれと似た形の省をつくっているんです。教育に寄せるのか、私どもがそもそも考えていた女性の働き方など労働とか福祉に寄せるのか、そうしたことばは議論が必要だというふうに思っています。

○松浪委員 本来であれば、政権をとつてすぐに皆さんがこれをつくって今政策をやつていれば、国民の心がこんなにうんだのかどうかというのは、私は、敵にエールを送るわけじゃないですけれども、違つたんじやないかなと思います。

○岡田国務大臣 それで、この国の形についてでありますけれども、私は自民党的中でも長年、道州制の最右翼で活動してまいりましたし、実は民主党の皆さんもたくさん入つていただいています道州制の超党派の議連は、もう今は百五十人を超えておりますけれども、私も事務局長を務めさせていただいているわけであります。

今後、この国的情形、皆さんには地域主権とおつしやつたけれども、一丁目一番地が余り一丁目じゃなかつたな、六丁目五十三番地ぐらいだったのかな、後ろまで随分行つてしまつたなどいう感覚論いただいて、政府の中は既に中間的な取組みもあるんですけども、自民党も、次の公約、七

本柱の一本目に憲法改正と道州制を据えてきた。現在御審議をお願いしている五%アップする分においては、これは基本的に社会保障の財源として、年度間の変動も比較的少ないということで、地方の部分のまさに自主的な財源として一%分が配賦してあります。

○川端国務大臣 お答えいたします。

現行の5%の消費税のうちの1%は地方消費税ということで、消費税全般には偏在性が少ない、そして年度間の変動も比較的少ないということです。

と考えているところでございます。

○松浪委員 先ほどのジェネリックの問題しかし

何しかりなんですけれども、最初に削減努力があつて初めて上げるという話になるわけありますして、削減努力が不十分なままで幾ら上げても、これは穴のあいたバケツに水を入れるようなものだと思います。ですから、これまで、さつきも私もあって申しました、タブーだと思われていたようなことまで切り込んでいるんだということなどは、結局国民は納得しないということなんですよ。

ですから、我々も地元でよく伺いますね、陳情を受けますね。うちのおじいちゃん、九十五歳なんですね。うちのおじいちゃん、九十五歳なんですね。それで亡くなるに亡くなれなくて、もう病院三ヶ月過ぎたから、先生、また新しい病院を紹介してくださいと。リビングウイルさえとつておいたら、本当にこれはクオリティー・オブ・ライフの、QOLの高い医療などのかなと、皆さん矛盾をいつも感じて地元で走っていらっしゃるはずです。

我々、与党時代は後高齢者医療制度で終末期相談支援料も潰されてしましましたけれども、終末期相談支援料、僕は正しかったと思いますよ、大臣。今、もうそれぐらいでどうこうなる段階について試算をされたことはありますか。

○小宮山国務大臣 リビングウイルという考え方には、私も大切な考え方だと思っています。

厚労省は、平成十九年に終末期医療の決定プロセスに関するガイドライン、これを策定して現場に普及を図っています。ただ、終末期の医療費については、その総額自体がわからない状況なんですね。リビングウイルによって治療方法がどう変化するか、推計することは困難ですので、そのよ

うな数字は出しません。

○松浪委員 冒頭から申しておりますけれども、今までの議論のタブーにも突っ込んでいくんだ、これは穴のあいたバケツに水を入れるようなものだと思います。

そこで、ちょっと、もう最後になりましたので、五月二十三日は、予防接種部会、厚生審議会の方でワクチンの話を進んでいます。予防医療もこれから皆保険との整合性というものを図つて、くべき時期に来ていると私は思いますけれども、今、地方の皆さんは大変心配されていますね。三月でワクチンが随分新聞で出ております、今回、三月は、今まで一対一だったものが、いきなりまた、こちら、市町村に全部かかってくる。今まで、確かに、予防接種法の中には実費徴収することができると書かれていますよ。しかし、定期一類で市町村が実費徴収しているほぼ全て、全額助成していますよ。実質動いていない。

だから、こういうものを今後隠れみにして、今回の三種のワクチン、どういう扱いになつていいのか、市町村との話し合い、これはちゃんとついでいるのかどうか、川端大臣とそれから厚生大臣に伺います。

○川端国務大臣 今御指摘の厚労省の厚生科学審議会予防接種部会には、全国市長会、全国町村会からも御参加をいただいて議論していただいた結果、今お触れいただきましたが、正確には、五月二十三日に部会から、子宮頸がん、H.i.b.、小児用肺炎球菌の三ワクチンについては、来年度以降も円滑な接種が行えるようにする必要がある旨の御提言をいたしました。

一方で、三ワクチンの費用負担については、平成二十四年度末までは子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進基金を活用しているところでござります。午後一時から委員会を開くこととし、この

りでありますので、同提言においても、接種費用の負担のあり方については市町村等関係者と十分に調整しつつ検討することとしており、なお課題が残っているというふうに認識をしております。

○小宮山国務大臣 定期接種化の予防接種法を国會になるべく早く提出したいと思ってますが、言われますように、地方の財源のこと、これは地方と丁寧に議論をしていきたいというふうに思っておりますので、そこで調整がつき次第、法案を出したいと思っています。

○松浪委員 では、まだこれは確定していないと、いうことでよろしいんですか。新聞はちょっと走り過ぎなんですか。市町村との調整というのはまだ全くついていないという認識でよろしいんですね。

○小宮山国務大臣 国と地方の協議の場などで、こうした社会保障の費用の持ち方については昨年来議論をしてきているところでございますので、その線上で、また総務省とも協力をしながら話を詰めていきたいと思っています。

○川端国務大臣 昨年十一月に地方と協議を行つて、関係四大臣で合意いたしました「平成二十四年度以降の子どものための手当等の取扱いについて」において、平成二十五年度以降に生じる年少扶養控除の廃止等による地方の追加増収分等約八百九十一億円の取り扱いについて、「基金設置による国庫補助事業の財源に代わる恒久的な財源として、子育て分野の現物サービスに活用することとし、その具体的な内容は今後検討する」ということにしておりますので、今後、三ワクチンの定期接種化については、その財源措置のあり方も含め、地方の御意見を十分伺いながら検討してまいりたいというふうに思っております。

○松浪委員 時間が参りましたので、終わります。ありがとうございました。

○中野委員長 これにて松浪君の質疑は終了いたしました。

午後零時二分休憩

午後一時四分開議

○中野委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。質疑を続行いたします。石田祝穂君。

○石田(祝)委員 公明黨の石田祝穂です。

きょうは一時間時間をいただきましたので、質問をさせていただきたいと思います。

いろいろと法案の中身についてもお聞きしたいんですが、それ以外の大変なこともありますので、まずそちらをお聞きいたします。

副総理にお聞きをしたいんですが、これは通告をいたしておりますが、政治家としての御発言がいただけると思いますのでお聞きをしたいんです。

○岡田国務大臣 私も先ほど小沢元代表のぶら下がりはテレビで見ておりましたが、総理も恐らくぶら下がりをされるだろうと思いますが、それはいませんので正確に中身を把握できておりません。

そういう段階ですから一般論で申し上げます

が、総理は真摯に社会保障・税一体改革の必要性について御説明になつたんだろうというふうに思いますが、岡田副総理はどのようにお考えですか。また、御自身の、こうなつてほしいということも含めて、御答弁をいただければありがたいと思います。

○岡田国務大臣 私も先ほど小沢元代表のぶら下がりはテレビで見ておりましたが、総理も恐らくぶら下がりをされるだろうと思いますが、それは

見ておりませんので正確に中身を把握できておりません。

それが最終的に了解ということにはなら

なかつたようですがそこは残念に思います。が、総理の全くぶれないそういう姿勢というのは明らかになつたというふうに思います。

○石田(祝)委員 私も、この委員会の議論はずつと見ておつたり、あと新聞報道等で見ますけれども、副総理、どう考へても、この議院内閣制の中で内閣で提出される、それで、与党の中が今総理と元代表が話し合ひをしているなんということは、これは遺憾千万なことじやないんですか。

要するに、少なくとも与党がまとめて提案をして、では野党はどうするのかと。そこでどういうふうに委員会の中で合意形成をするか。これは、委員会の合意形成を目指している中で与党の合意形成を今目指しているという話ですから、まさしく時計の針が逆に回つているような感じが私はいたします。

これは、これ以上申し上げませんけれども、この委員会で閣法として審議をする、ある意味では条件になつているのかね、こういうことを私は率直に申し上げたいと思います。

続きまして、これは通告しておりますのでお聞きをしたいんですが、自由民主党のことで私が言つてゐるなんありますけれども、社会保障制度に関する特命委員会で改革基本法をまとめたと。この自民党的提案に対しても、与党、まあ総理も、あながち、これは全部だめだとおつしやつていないうな気もいたします。国民會議ですね。

その中で、しかし、この自民党的決定した中には、年金や医療については現行制度を基本とする、こういうことも書かれているようでありますけれども、これについて副総理はどのようにお考へか、御意見をお伺いしたいと思います。

○岡田国務大臣 まずその前に、先ほどの御発言ですけれども、この社会保障・税一体改革は、もちろん、きちんと内閣で閣議決定してお出しをさせていただいているものでございます。その前には党の議論も尽くしております。そういう意味では、中には、個々には違う意見の方もいらっしゃることも事実ですが、これは、党としてしっかりと

と意思統一をして、そして閣議決定を経て出てきたということは申し上げておきたいと思います。

その上で、自民党的方で先日お出しになつたことに関するで、自民党的方で先日お出しになつたことと考へ方が違つていうものがござります。

特に、全体について協議会をつくつてそこで議論するということではなくて、やはり、我々は具体的に法案を出させていただいておりますので、議論いただきたいというふうに思つてはいるところです。

ただ、ああいう協議の場をつくるという御提案をいたしましたことは大変我々の従来の主張にも近いことで、さまざま問題についてしつかり協議をしていくことは重要だというふうに思つております。

○石田(祝)委員 副総理が私の一番最初にお聞きした件で、閣議決定している、こういうお話をされましたが、国民の目から見たら、要するに総理と元代表が会つことがニュースになる。こ

れは、一面、新聞のトップじゃないですか。これは一体何なんですかと。どう見たって、与党の中が一致団結しているなんて誰も思つていませんよ。どういうふうに言われているか、それは我々もわかりませんけれども、やはり与党の中はまとまつていません、これが国民大多数の思いじやないですか。

副総理は、そういうふうにおつしやつて、手続的に瑕疵はないということをおつしやりたい、また、それを閣議決定して出してきてるんだとか、そういうこととでしようけれども、これは国民の目から見ても、誰が見ても、与党の中が一体改革の

臣にお聞きたいのですが、平成十六年改正、いわゆる年金百年安心プラン、この案についての認識と評価ですね。

これは、当時、野党時代の民主党の皆さんから私たちは大変大きな批判をいたましたと思つておられますけれども、その当時の認識の評価と、現在はどうなのか。これは、副総理と厚生労働大臣、それぞれからお答えをいただきたいと思います。

○岡田国務大臣 この場でも何度も申し上げましたが、私は、やはり、あのときの年金改正の中で、国民年金の問題、これが一番気になつたところでございます。

国民年金そのものは、計算上これも成り立つておきます。ということはこの場でも私は申し上げれましたけれども、国民の目から見たら、要するに総理と元代表が会つことがニュースになる。こ

れは自分の判断で入らないことも、それはいいことではないけれども、結果的には容認するといふ部分もあつたかもしれません。

しかし、今や国民年金というのは、非正規で働く方、所得の少ない方がたくさん入つておられて、やはり、きちんとそういう方も含めて入つて、やはり、きちんとそういう方も含めて入つて、いたいで機能しなければいけない。しかし、なかなかお入りいたいでない方もたくさんいる。結果的に、老後の生活がきちんと保障されずには、生活保護に行かざるを得ないという状況はやはり適切なものではないので、もう少し多くの方が入れるというか、入る仕組みをつくつてというふうで、我々、最低保障年金あるいは年金の一元化ということを申し上げたところでございます。

私、国民年金は壊れてるという表現、党首討論などでも使っておりまして、そこは行き過ぎがあつたということはおわび申し上げたいと思いますが、何といいますか、計算上は成り立つてゐるけれども、本来の趣旨からいうと、外にこぼれているそういった方々について、きちんと、そういう方々も含めて年金制度というのはなければならぬか。

ないんだろう、そういう問題意識は今も変わつておません。

○小宮山国務大臣 野党的ころに、十六年度改正につきましていろいろ厳しいことを申し上げたこと、失礼があつたとすれば、そこはおわびを申し上げたいと思っています。

現在の制度に、今も副総理からお話をありましたが、国民年金の構造が変わつてきている中で低年金とか無年金の人ふえていて、そこをどうしたらいいかという問題意識から私どもは新しい年金制度を提案いたしました。

ただ、その十六年度改正で、基礎年金の国庫負担三分の一ですとかマクロ経済スライドとか、持続可能な仕組みがきちんとそこに組み込まれたということには、率直に敬意を表したいと思いま

す。

○石田(祝)委員 厚生労働大臣にちょっとお聞きしますが、今の御答弁で、厳しいことを申し上げたと、こうおつしやいましたよね。我々は幾ら厳しいことを言わてもいいんですか、それは、当然、そのときは与党ですし、提案をする側ですか

では、振り返つてみて、その当時、自分が、厳しくいう御答弁でしたけれども、その批判は正しいということを言わてもいいんですか。我々は、結構なんですよ、その当時のことは、野党という立場でおつしやつたんでしよう。

では、振り返つてみて、その当時、自分が、厳しくいう御答弁でしたけれども、その批判は正しいということを言つて、當時、もう年金は壊れてる、百年安心プランはもう破綻している、そうおつしやつたかたなんですか。今、いろいろなところでお聞きをすると、當時、もう年金は壊れてる、百年安心プランはもう破綻している、そうおつしやつた方が、いや、百年は安心だよと、こういう逆のことを言つてはいるらしいんですよね。

厚生労働大臣、では、結果的に、そのとき言ったことは正しかつたんですか、間違つていたんですか。どうなんですか。

○小宮山国務大臣 今申し上げたように、低年金、無年金の人がふえていて、国民年金の問題があるということ、その問題意識 자체は今も変わらず

ただ、そのときに厳しく批判をしたために、

それから、坂口先生に申し上げたことは、やはり現在の制度のその延長線上でそれを改良することでやつていただけるという御党を始めとする御主張と、新しい制度にしないと難しいんじやないかという我々の主張と、両方あります。

ただ、総理も言っておられるように、それは全くかけ離れたものなのがどうか。入り口と出口が逆になっているけれども、結局、どこかでそれが合意に達するということも私は可能だと思いますので、やはり、そういう協議の場で両方の案を

テーブルにのせて、そして議論させていただく、それが私は一番いいんだと思います。

我が党だけで法案を出すより、できれば、各党で合意して、そして各党でまとめて国会に法案を出していく、そういう形が何とかつくれないものかというふうに思つております。

○石田(祝)委員 副総理、副総理の考え方方が間違つているんですよ。

要するに、前の政権の私たちの案というのは、今まさしく動いているのが私たちの案なんですよ。百年安心プランでいろいろ批判されたけれども、財政検証をやって、大丈夫だと。そして、総理だってそうおっしゃっているんでしよう、安心だと。だから、自民党も出してください、公明党も出してください、私たちも出して、協議して、一本にして案を出しましようじゃないんですよ。我々はもう今の案なんですよ。そうでしよう。

だから、その改善案は、当然見直さなきやいけないから、我々も、二十五年を十年にしたらどうかとか、そういう提案をしているわけです。ですから、今内閣にいるんですから、閣法で出されたらしいんですよ。

私たちの案が今あるわけです。今の動いている案というのは、自民党、公明党が百年安心プランで直したじやないです。上限まで決めて、毎年保険料率を上げていきます、マクロ経済スライド、そして積立金も一年分残して百年間でバラン

スをとるようにする、そして、もう人も辛抱してください、だんだんと低減させていくと。こういう厳しいことを有権者にお願いして、批判も受けましたけれども、案は我々は出しているんです。全く白地で、出してくださいよ、お互いに土俵に上がりましょうというんじゃないんですよ。だから、出ていないのは政府案、民主党案なんですよ。

そこをどうも、副総理、僕、いろいろと聞いたり見たりしていると、両方が出していないからと、いうふうな印象を受けるような答弁なんですよ。これは明確に間違つていますから。

早くまとめていただきたいし、私たちも、民主党のいろいろな今までのマニフェスト、できていなかったときに、いや、四年間の約束なんだと、こうおっしゃつてているわけですから。

政権をとるまでわからなかつたことがあるんですよ。だから政権も経験しているじゃないですか。数字がわからなかつたと。では、この何年間か与党で政権を担つてやつていらつしやつて、少なくとも来年の任期が終わるまでに案をまとめて国会に提出をしないと、これはマニフェスト違反どころじゃないですよ。全く何もなかつたということじゃないですか。

私は、自分で選挙を二〇〇九年にやりまして、大変厳しかつたですよ。民主党の提案の最低保障年金、これは、人によつては、民主党が政権をとつたら、あしたからくるんじやないかと思つた人はたくさんいるんですよ。それは思つた方が悪いといえばそうかもしれませんけれども、そう思つやすよう発言をあちらこちらで選挙中にされつているんです。ですから、もうそろそろ、二年八ヶ月、九ヶ月過ぎて、その影も形も見えないんじや困るじやないです。

では、もう一度、もうこれ以上お聞きしませんので、最後に、この提出時期について、やはりこ

れは、衆議院議員の国民から与えられた任期、その中で形を出さないと、これは全くのやらめでよ。だから、出ていないのは政府案、民主党案なんですよ。

○岡田(國務大臣) 委員の御指摘は、先ほど言いましたように、一定の筋の通つたものだと思いま

す。ただ、党で今検討しているところですから、それを待たないといけない部分がありますので、閣僚である私が、党で検討しているものについて何か申し上げるということは現時点ではできない

ということです。

○岡田(國務大臣) それから、先ほどの、もちろん、自民党、公明党中央におつくりになつた案が今動いているわけですから、それはそのとおりなんですね。ただ、それ

その後、物価スライドに応じて下げていないとか、マクロ経済スライドはデフレ下で発動されないとか、そういうところもどういうふうに考

えていくのかという議論が必要なと思うんですね。

それから、前提条件も、本当に予想運用益とか成長率とか、そういうものも現実とは少し乖離がござります。そういうものをもう一度見直して、

それは私どもの案も同じ条件なんですけれども、そういう議論も私は必要なんだろうと。国民に対

して信頼感を与えるためにも、そういうことをきちんと出していくことは、私は、現行制度の改善でやるとしても、意味のあることだといふふうに思つております。

○石田(祝)委員 時間がなくなるのでこれ以上言いませんけれども、副総理、これだけ言つておきます。

いろいろな、例えば予定利回りとか、そんなのは変わるわけです。いや、変わるかもしれないから今はたくさんいるんですよ。それは思つた方が悪いといえばそうかもしれませんけれども、そつてもできぬないです。

それは、どこかのところで、ある時点での予定利率とかいろいろ決めて、こういう予定利率です、経済成長率はこうです、こういう前提の中で

出しますけれども、財政検証、こういった計算と見直すことにはなつてゐるわけですね。しかし、民主党、今の政府は、案そのものがないじやないですか、何か斜めに線の入つた絵みたいなの

はありますけれども。だから、これを早くお出しになります。

○石田(祝)委員 時間がなくなるのでこれ以上言いませんけれども、副総理、これだけ言つておきます。

いろいろな、例え予定利回りとか、そんなのは変わるわけです。いや、変わるかもしれないから今はたくさんいるんですよ。それは思つた方が悪いといえばそうかもしれませんけれども、そつてもできぬないです。

それは、どこかのところで、ある時点での予定

利率とかいろいろ決めて、こういう予定利率です、経済成長率はこうです、こういう前提の中でいつも流動しているわけですから、どこかの、あ

る時点をとつてそれは決めていかざるを得ないんじやないです。それをああだこうだと言われても、結局つくれていないといふことは間違いないので、私は、早く任期中にお出しになるべきであります。ただ、党で今検討しているところで、閣僚である私が、党で検討しているものについて何か申し上げるということは現時点ではできない

ということです。

○岡田(國務大臣) ちょっと誤解を招くといけませんで申し上げますが、私がその前提条件の話をしましたのは、これから出すとすれば、我々、前提条件、何といいますか、去年行つた試算、これは御党が与党のときにおつくりになつた

百年安心プランと同じ前提で計算させていただいているんですね。しかし、それから時間もたちましたから、私は、今どういう前提で計算するかと

いうことをきちんと議論しなければいけないといふふうに思つておきます。

○岡田(國務大臣) そのときに、では、御党の今の動いている案も、前提が変わつたときにはどう変わるかといふふうに思つておきます。

○石田(祝)委員 これは、ちょっと考え方が違つて、御党の今の動いている案も、前提が変わつたときにはどう変わるかといふふうに思つておきます。

私は、自分で選挙を二〇〇九年にやりまして、大変厳しかつたですよ。民主党の提案の最低保障年金、これは、人によつては、民主党が政権を

出しますけれども、財政検証、こういった計算と見直すことにはなつてゐるわけですね。しかし、民主党、今の政府は、案そのものがないじやないですか、何か斜めに線の入つた絵みたいなの

はありますけれども。だから、これを早くお出しになります。

○石田(祝)委員 出しますけれども、財政検証、こういった計算と見直すことにはなつてゐるわけですね。しかし、民主党、今の政府は、案そのものがないじやないですか、何か斜めに線の入つた絵みたいなの

受給資格期間の短縮など最低保障機能強化のための費用、これは、社会保障の費用はあらゆる世代が広く公平に分かち合うという観点から、消費税引き上げによる増収分を充てるということにいたしまして、その旨をこの年金機能強化法案の条文に明記をしているところです。

○石田(祝)委員 今回、例えば二〇一五年十月ですか、五%上げると、これは今の計算されている金額では十三・五兆円分上がる。それで、詳しい中身を見ますと、社会保障の充実というのが二・七兆、消費税一%分。消費税引き上げに伴う増、いろいろこれは手続的に、五%から一〇%に上がつて当然払わなきやいけないのが出てくる。二・九兆、これは交付国債償還費用含むとなつておりますけれども。

それで、この一番大きい金額は七・〇兆、後代への、後の負担のツケ回しの軽減。私は、言葉で、ツケ回しというのは余りよくないんじやないかなという気もしますけれども、言葉の問題は別にしまして、財務大臣、この七・〇兆円、これは消費税でいくと二%、二・五%ぐらいになるんでしょうか。これは一体何なんですか。ただのツケ回しだ、今はそれで出されているから、これは新たに上げたものでそこをカバーしよう、こういうことですか。

私は、質問の通告をするときに、この七・〇兆の中身というのは何ですかとお聞きしましたが、この中身は一体何ですか。

○安住国務大臣 この七兆円につきましては、一言で言えば、足らず前のお金でございますといふ子化にこれを当てはめたときに、例えば額が出てるのかという御指摘でございますが、これは仮に、引き上げ時ににおいて、現行ベースの今行つてある社会保障の四経費の各分野の比率に応じ、ここの七兆円を機械的に配分した場合には、次のように

になります。
年金一・六兆円程度、医療三・三兆円程度、介護一・四兆円程度、少子化〇・七兆円程度といふ

ことでございますが、これは先生、あくまで機械的に明記をしているところです。

○石田(祝)委員 それで、私が非常に疑問に思つか。ほかのものもあるんじやないですか。だけれども、これを社会保障にやつてあるから、ツケ回しの分だから、今回七兆取り出して、これは消費税でやりましよう。では、ほかの支出というのは全然関係ないんですか。

この考え方を当てはめていきますと、ずうつと、最後は、社会保障はもう消費税だけですよ、消費税しか社会保障に充てられませんよ、だからどんどん、社会保障が上がつていくたびに消費税を上げていかざるを得ませんよと、こういうふうに一対一対応の話なんですか、これは。

だつて、国の予算というのは、役所がある数だけ予算があるわけじゃないですか。何となく、この七・〇兆のツケ回し、何だ、これはうちのお父さんやお母さん、おじいちゃん、おばあちゃんのお金かよ、俺たちは苦労しているねと、こんな話になりますか。

○安住国務大臣 ことしの予算で御紹介させていただきますと、社会保障で大体二十六兆、これに交付国債等を入れますと約三十兆弱ぐらいの予算でござりますから、先生御存じのように、今、我が国的一般歳出に占める社会保障の比率、というの

で、当面、社会保障の負担分だけをこれで補つてもら、私は国民の皆さんに御理解はいただけるのでないかと思つております。

硬直化してほかには全然回さなくていいのかというふうな議論は当然あると思います。ただ、一方で、国民の皆さんからこれだけ大きな税金をいたくときに、やはり何に使うのかという目的税化をしつかりしなければ御理解はいただけないということもまた事実でございますので、今回こうした目的税化をしたということでございます。

○石田(祝)委員 ですから、私が恐れるのは、この社会保障が結局あるがゆえに消費税を上げざるを得ないんですよという話になつてきはしないのかと。そうすると、主に社会保障の対象になつてゐる、今回は四経費ということで子育ても入れようとしているわけですから、年金、医療、介護、これはほとんど高齢者だと。結局、そこを

大体、今、二〇一五年度における社会保障四経費と消費税、既存の四%分との差額は、二十四兆円ございます。その二十四兆円をどう埋めていくかという問題で、そのうちの三兆円余りは二〇一二年度から一五年度までの社会保障費の増といふことになるわけで、今後どこがふえていくか、あるいは、今どこがボリュームが大きいかというふことを考えれば、やはり消費税の使い道として、今赤字国債で賄つている分を置きかえるときに、社会保険費といふものをまず第一に念頭に置くべきだということだと思つております。

○石田(祝)委員 そうすると、副総理、二十四兆とおっしゃいましたので、今回、七兆、その分をカバーするよと。

といふことは、二〇一五年時点においても、社会保障だけとつても消費税の税収との乖離は十七兆だ、こういうことです。

○岡田国務大臣 いろいろな前提を置いた計算になりますが、委員おっしゃるとおり、十七兆程度の差があるということでございます。

○石田(祝)委員 十七兆といふことになると消費

税約七%分、こういうことですね、二・七兆とす

る。それで、民主党の、これはオーソライズさ

れた試算じゃないみたいですけれども、最低保障

年金をやると七・一%要る。そうすると、そういうものを入れたら、さらに二〇一五年の段階から、民主党の言うようなるべく、社会保障

年金の改善、最低保障年金といふことを入れると、一四%要る。一〇%にした、さらに一四%，こういうことになりますよね。

この計算は間違つていますか。

○岡田国務大臣 議論のいろいろな前提があると

思います。

まず、十七兆という金額を申し上げましたが、これを全て今後のさらなる消費税の増税で賄つていうことは、何も決まっていないわけであります。

いくということですから、その増分をやはり補つていいかなきやいけないということも言えると思います。

大体、今、二〇一五年度における社会保障四経費と消費税、既存の四%分との差額は、二十四兆円ございます。その二十四兆円をどう埋めていくかという問題で、そのうちの三兆円余りは二〇一二年度から一五年度までの社会保障費の増といふことになるわけで、今後どこがふえていくか、あるいは、今どこがボリュームが大きいかというふことを考えれば、やはり消費税の使い道として、今赤字国債で賄つている分を置きかえるときに、社会保険費といふものをまず第一に念頭に置くべきだということだと思つております。

○石田(祝)委員 そうすると、副総理、二十四兆とおっしゃいましたので、今回、七兆、その分をカバーするよと。

といふことは、二〇一五年時点においても、社会保障だけとつても消費税の税収との乖離は十七兆だ、こういうことです。

○岡田国務大臣 いろいろな前提を置いた計算になりますが、委員おっしゃるとおり、十七兆程度の差があるということでございます。

○石田(祝)委員 十七兆といふことになると消費税約七%分、こういうことですね、二・七兆とする。それで、民主党の、これはオーソライズされた試算じゃないみたいですけれども、最低保障年金をやると七・一%要る。そうすると、そういうものを入れたら、さらに二〇一五年の段階から、民主党の言うようなるべく、社会保障

年金の改善、最低保障年金といふことを入れると、一四%要る。一〇%にした、さらに一四%，こういうことになりますよね。

この計算は間違つていますか。

○岡田国務大臣 議論のいろいろな前提があると

思います。

まず、十七兆という金額を申し上げましたが、これを全て今後のさらなる消費税の増税で賄つていうことは、何も決まっていないわけであります。

す。そこは、今のトレンドの中でこういう数字が出でまいりますが、例えば、経済成長をより遂げれば税収は上がる可能性がある、あるいは歳出の削減もさらなる努力が求められる、そういう中で、十七兆という差分となるべく小さくしていくという努力は必要だと思います。

その上で、しかし、最終的にこれを埋めるとということになつたときに、どの税制でやるのかとといふのも、これは何も消費税だけに決める必要はないのであって、やはりそのときの議論だろうといふうに思います。ですから、いたずらに、消費税に置きかえると何%になるという議論は、私は、非常にミスリーディングだし、メディアもそつてそれをセンセーション的に取り上げますので、ここは注意して議論した方がいい、冷静な議論をした方がいいというふうに思っています。

の大事なところだと思うんですけれども、結局のところ消費税をこれだけ上げたら、消費税そのものの税収というのは、本当は、民間最終消費支出からすると、それに掛ければ大体出るのが本当なんですねけれども、その議論だけがあつて、では、それが経済にどういう影響を与えるのか、かえつて税収のマイナス効果が出てくるんじゃないのか、そうするとトータルとしてどうなのか。

いみじくも副総理がおっしゃったんですよ、経済も成長させたら、当然、消費税収、消費税でやらなきやいけないと思っているような、ただ計算上のそういう数字から下がりますよ。だから、そここの片一方の経済成長という話、これにどういう影響を与えるかということも、私は、これはもうちょっとお考えいたいた方がいいんじゃないのかと。

かないと、本当に、ただの税金の論争、税制の論争、経済というものとかけ離れたところでの議論になってしまふんじやないのか。これは要望だけをしておきたいというふうに思います。

いてお伺いをいたしたいと思います。
私は、今回、いろいろとマスコミ等でも騒がれていますけれども、個別の問題で不正があつたとか不正がなかつたとかいうことはきょうは申し上げません。

これは厚生労働大臣にお聞きをしますけれども、報道で見ます限り、厚生労働大臣は、どうも生活保護の削減に非常に踏み込んだ御発言をなさつたというふうに私も受けとめましたけれども、そういう趣旨でお話しになられたんでしよう

そして、地方は保護費の四分の一を出していま
すよね、また、実際の事務は地方がやっているわ
けですから、そういうところとの議論をなさつ
て、削減の方向に前向きだ、半歩前へ進めたん
じゃないか、こういうふうに私は思つたんですね
が、これはいろいろなところと御協議の上で発
言なんでしょうか。

申し上げたわけではございません。今、五年に一度の生活保護の基準の見直しを行っていますので、その中で、先日来、自民党さんの方から、一〇%引き下げということも含めいろいろな案が出たことを、総理がそれは受けとめるというふうにおっしゃいました。そうしたことでも受けとめ、そうした一〇%引き下げという自民党さんからの御意見なども受けとめて、そのことも新しく基準を見直す中で考え方をさせていくということを申し上げたので、今それを議論しているなかに、私の方から引き下げるということを申し上げたわけではございません。

○石田(祝)委員 普通、そういう提案があつて、受けとめますと言つたら、そうするということだけ

と思うけれどもね、私は、日本語から聞くと。そういう提案があつて、わかりました、受けとめますと言つたら、そういう方向に行くんじゃないかと思いますが、今、大臣からは、そういうことを決めたわけじゃないと、こういうお話をございます。

それで、ちょっと別の角度からお聞きをしますと、これは報道でありますけれども、生活保護の申請者や扶養義務者の収入や資産を正確に把握できること、銀行など金融機関の本店一括照会方式を実施することで厚生労働省と全国銀行協会が合意する見通しである、こういうことがわかつたという記事がありますけれども、これは、全銀協会は、全国全部調べますよ、一種の名寄せをしますよと、こういうことで合意をしたということです。ろしいんですか。

必要な資産調査について、現在は、地方自治体が金融機関の各支店で個別に照会をしています。より効率的で正確な調査方法として、金融機関の本店等に複数支店分の口座を一括して照会できるようにならないか、今、全国銀行協会に対しまして厚生労働省から要請をし、現在、前向きに検討をしているということです。

な手段の一つと考えていますので、全国銀行協会に加盟していない関係団体のうち、一部には既に厚生労働省から働きかけを行っていまして、今後は、一括照会の実施状況などを確認しながら、さらに積極的に働きかけもしていきたいというふうに思っています。

○石田(祝)委員 そうすると、この問題は、厚生労働省としては、今までのような小さい単位、ある一定の単位ではなくて、全国で調査をする、それで協力を求めていて、全銀協会も、前向きに協力をしたいと、こういうことですね。

私は、実は、きょう全銀協会にぜひ来てもらいたかったんですが、どうも話がまとまらなくて、残念ながら直接お聞きをできませんのでこれは厚

生労働大臣にお聞きをしたんですが。
それで、これは、大臣、全銀協はいいんでしょ
うけれども、ほかに、例えば信用金庫、信組、労
金、農協、漁協、こういうふうにあるんですけれど
ども、こういうところも全部協力するということ
なんですか。

○小宮山国務大臣 先ほどの答弁の後段で申し上げたのがそのことで、一括照会は非常に有効だと考へていますので、全國銀行協会に加盟していない関係団体、これは今おつしやつたように、ゆうちょ銀行ですとか信用金庫、農業協同組合などがござりますけれども、そうしたところのうち、一部には既に厚生労働省から働きかけを行つてゐるところです。これからは、一括照会の実施状況などを確認しながら、さらに積極的にこうしたところにも働きかけを行つていきたいと思つています。

○石田(祝)委員 ちょっと細かいことを申し上げますけれども、ゆうちょ銀行は全銀協会の会員ですからね、違うようなことをおっしゃったけれども。会員に入つておりますから。
それで、私は、生活保護と国民年金の問題で、いろいろなところの懇談会をやりますと、必ず言わわれるのは、四十年間一生懸命働いて払つてきたと。

今、六万六千円ぐらいですか、この四月から若干下がったようでありますけれども。そうするど、その金額よりも、いわゆる生活保護の金額の方が多い。四十年、ある意味では汗水垂らして真面目に働いて、これは四十年から欠けると、当然受給権は二十五年以上で、まあ今の、段階ありますけれども、払った月数に比例をする形でしかも受け取れない。最高は四百八十九ヶ月分ということですから、四十年も一生懸命夫婦で働いて、一人分、いわゆる扶養家族のような形ではないわけですから、国民年金は一人一人で払っている。それで、もらえる金額がなぜ少ないのである。

下げるとは、私はこれは申し上げません。しかし、そういう思いでいらっしゃる方が私はたくさんいると思うんですよ。特に今回、いろいろな形で生活保護は新たなクローズアップをされましたので、そういうお気持ちの方が私はふえているんじゃないのかと。

そういう、扶養家族、扶養義務者がどうだこうだという問題も出てくるし、貯金も持っているんじゃないだろうかとか、これは、はつきり言つて、役所の担当者よりも、実はお隣のおじさんおばさんが実態はよくわかっているわけです。私は四十年働いて掛けてきた、お隣はどうも保護でいただいているらしい、そういう生活を見ていると何か納得がいかない、こういうお声もあるんで

す。
これは、生活保護を引き下げると言つているのじやないんです。これについて、大臣はどういうふうに思われますか。

○小宮山国務大臣 それは委員がおっしゃるとおりだと私も思います。

これまで、年金と生活保護は仕組みが違うからという説明をずっとしてきましたけれども、それだけではなかなか納得いただけない状況にあるというふうに私も思いまして、先日、低所得者対策の在り方に関する研究会というのを今週初めに実は立ち上げたんですが、これは総合合算制度の仕組みなどを検討するためにもともと立ち上げようとしていたものなんですが、その中で、仕組み横断的に、年金と生活保護、それからあと、なるべく生活保護を受けていらっしゃる方にも働いていただきたいと思っているので、最低賃金との関係も含めて、総合的にそのあり方を検討していたただくように私の方からお願いをいたしまして、その検討も始めたところでございます。

○石田(祝)委員 時間になりましたので終わりま

すが、通告をしていた質問、全部できておりませ

んので、機会があれば、また質問をさせていただ

きたいと思います。

なお、最後に、先ほど厚生労働大臣から、国民

と申し上げて、そういうことを受けとめてほしかったと思ひましたので、ぜひよろしくお願ひをいたしたいと思います。

○中野委員長 これにて石田君の質疑は終了いたしました。

次に、高橋千鶴子さん。

○高橋(千)委員 日本共産党の高橋千鶴子です。

最初に、復興庁の問題で一言質問いたします。

復興庁は二十五日、東日本大震災で被災した八県七十一市町村に対し、総額二千六百十二億円の復興交付金を交付すると発表いたしました。資料の一枚目に河北新報の記事をつけておきました。第一次分と比べて、申請額の約一・六倍の配分だということで見出しが躍っておりますが、宮城県の村井知事は満面の笑みで、本当に感謝を申し上げたいと述べて、第一回のときは五四%だったものですから、復興庁は査定庁だと大変厳しい批判をしたことも忘れたかのように、百点満点中の百二十点と評価をしたようあります。

もちろん、我々も復興交付金の活用については復興特別委員会などで練り返し求めってきたことでありますし、防災集団移転ですか災害公営住宅、これが見通しが出たということでは、現地の歓迎、評価は当然のものだと思つております。

そこで、最初に伺いたいのは、きょうは松下副大臣いらしていますけれども、申請額を上回る交付というのは、どういう考え方によるものでしょ

うか。
○松下副大臣 高橋委員にお答え申し上げます。今委員からお話をありましたように、前回は査定庁と酷評されました。今度は真骨頂と褒められました。三回目は絶好序だ、こう言われて、どうしようかと思っているんですけど、私たち

は、ごく自然に、提案された内容を検討してまいりました。

第一回目のときは、やはり熟度がかなり低かつたし、準備不足もありまして、大きな構えで提案

されたんすけれども、まだ、用地の問題とかあるいは住民の合意とかいろいろなところでの熟度が低いということで、それをしつかり見きわめるための調査費あるいは設計費というものにとどめて、例えば三百億円の要求が二千万円になつたとか、そういうことがございました。しかし、ぴしっと我々は中身を検討してまいつたわけでござります。

今回は、都道府県の方もそれから地方の自治体の方も十分準備をしてこられまして、しつかりと中身の熟度を上げて要求してみました。そして、非常に熟度の高いものは全体計画を前倒しで認めるというようなこともいたしまして、かなり、今年度の予算とそれから来年度の予算、そういう前倒しで、実現可能な範囲をしつかりと見きわめて配分したということがございました。

同時にまた、市町村の方でも、さらにいろいろな事業をもっと効果的に進めた、面的に広げていきたいんだけれども、どういうことにしてこの予算を効果的に配分したらいかとというのがなかなか見きわめ切れなくて困つておられましたので、私たちは、こういう範囲の事業、例えば防災無線あるいは防災を完遂させるためのいろいろなハードウエア、倉庫、それから地域の経営で困つている人たち、企業者に対するいろいろな支援方法、そういうものをリストアップしまして、こういうものも効果促進事業として一緒に要求していただければできますよ。

そういうことを予定しまして、都道府県の方あるいは市町村の方に使い勝手のいい形の効果促進事業というのも配分いたしまして、地方の方もそれで非常に元気づけられて、内容も充実させて要求され、我々もそれをしつかりと見届けたという結果になつたと思っております。

そこで、まず、宅地被害の対象外に対して仙台市として独自に支援をしたいという問題。あるいは、移転ではなくて原状復旧とされてしまった、これは仙台市の若林区三本塚などがそうなんですけれども、だけれども移転をしたいという住民がいらっしゃるんです。そういう人たちが、土地を買い取る制度は対象になりませんよ、移転まではやつて

もいんだけれども自分でやりなさいよと言われる。だったら、そこをもう一押しやつてくれたつていいじゃないかと仙台市が求めている問題。そういう、自治体が必要だといって効果促進事業だとしたいというときに、もう一押し認めてくださつたつていいんじゃないでしょうか。

○高橋(千)委員 副大臣、絶好序はちょっとやは

り言い過ぎではないか、悪乗りすると後が大変か

なと思っております。

やはり、熟度が上がってきたからといって、申

〔委員長退席、古本委員長代理着席〕

○松下副大臣 お答えいたします。

議員になる前、旧建設省地砂防部長をしておりまして、まさにこの災害対策の、地すべり、崖崩れ、土石流、こういった土砂災害への中心的な役割を果たしてまいりました。

ずっと私たちも気にしていましたのは、今も御質問のありました個人の住宅あるいは個人の土地そのもの、そこが崖崩れ等あるいは地すべり等で崩れて、個人の土地そのものが傷んだという場合がございました。これはなかなか、公共の税金を使つて個人の資産そのものを増強していくということは、やはり事業の性質に照らして適当ないということで、採択をずっと見送つてまいりました。

それにつながるところで、公共のいろいろな災害時の避難路があるとか、あるいは公共のいろいろな施設が関連しているということであれば我々も含めて対応してまいつたんですけれども、純粹に個人のものそのもの、あるいは法人のものそのものということになりますと、これは税金を使って国や県が支援していくというのは問題があるということとしていたわけでございまして、そういうことでありますて、対応はなかなか難しいといふふうに判断しております。

○高橋(千)委員 やはり副大臣自身のお答えが御自身が実は課題には気がついていたという意味ではないのかなと思うんです。

いろいろあっても、最後に個人の財産には支援をしないんだという大原則が出てきまして、この復興交付金も、使い勝手がいいんだ、自由度を高めるんだと言ひながら、やはりそこはだめなんだよという大原則は生きているんだということを、改めてここを乗り越えなければならない。全く一人で、誰ともかかりなく家が建っているということはないのですので、やはりそこを認めていかなければならぬということを言いたいんですね。実は、この記事を見て、一次、二次の配分を合

わけですね。この記事を見た仙台市のある若い女性が、いや、復興というのはすごいお金がかかるんだねと私に言つたんです。五千億というの

まだほんの一部で、本当は復興財源は十九兆円なわけですけれども、でも、一般市民から見たら五千億というのは大変大きなお金なわけです。

それで、彼女が言うには、それなら私たちも国を応援しなくちゃいけない、そうおっしゃいました。それで、宝くじが当たつたら半分国に上げたあと大変奇特な意見を言つたのです。いやいや配することになつているのよ、ただ、まだ始まつてないから知らないだけよと言つたら、何だ、そななのかな、だつたらいっぱい稼いでいっぱい納めたい、そう言つてくれたんです。被災地の女性です。

ですから、復興のために何かしたいという気持ちは誰しもが持つてゐるんですね。彼女が言うように、働いて稼げばおのずと税金もいっぱい納められる、これが健全な姿ではないかと思います。しかし、東北三県だけでも消費税の税収は五千六百三十七億円です。増税が、倍になれば、この復興交付金の配分率一回分を優に超えてしまう、そのくらいの影響があるわけですね。

一方では、被災地では、所持金がもうない、九月で医療費の免除が切れたらどうすればいいかという声が上がっています。復興交付金は主に公共事業であつて、さつき言ったように、被災者個人の救済には使えません。ですから、被災地にはほかの施策で応援しているからいいと言つたけれども、そうではないんです。個人には使えないですか。だから、やはりそこは内需をふやす方向に、消費を促す方向にしなくちゃいけないんだということが、ですから、ルールと一緒に、今増税をしないで地元の業者がまた悲鳴を上げているというのも事実なわけですよ。地元の業者がそこで頑張れなかつたら、雇用にも向かないし、地域の経済に還元しないじゃないですか。

○高橋(千)委員 私の集会に来る人はどういうことをおっしゃったので、予定外ですが、安住大臣がいらっしゃつた秋田の安心集会全部ネットで見ました。財務省の言い分をなぜ参加者がみんな

政支援など、必要な支援をこれまで行ってきています。

一方で、今回の一体改革は、全世代対応型の社会保障に改革をするということ、ツケ回しをやめて持続可能な社会保障制度を構築するというこ

と、これは全国民共通のものでございますので、被災地の方々にも、丁寧に御説明をして、理解をしていただきたいということふうに考えております。

○安住国務大臣 私は、地元に戻つたら、高橋さん、先生と同じことを実は言つているんです。復興のお金は十九兆近くかかるけれども、主な財源は、二十五年わたつて所得税を納めてくれる国民の皆さんからお預かりして皆さんのこと

に届いています。だから私は、被災地の自分の地元に帰つても、被災地へ行くたびに、これを絶対無駄に使つちゃいけませんし、ルールにのつとつてちゃんとやつてもらわなかつたら、率直に言つて、それは財務大臣というよりも地元の議員としても、これは黙つていませんからねと、逆にあえて厳しいことを申し上げております。

と同時に、確かに高橋さんのおつしやるように、生活に大変だという方はおられます。しかし、一方で、私は、財務大臣としての責任でも、被災地であろうと東京であろうと同じことを申し上げております。

やはり社会保障のお金はどうやつたつて足らなければ、これはしかし、財務省が預かつて好きなだけから、これは急速にふえたと。だけれども、そこで地元の業者がまた悲鳴を上げているというのも事実なわけですよ。地元の業者がそこで頑張れなかつたら、雇用にも向かないし、地域の経済に還元しないじやないです。

だから、やはりそこは内需をふやす方向に、消費を促す方向にしなくちゃいけないんだということで、本当に地元の業者に回るような方向にしなくちやいけないんだということを言つておきたいと思います。

○高橋(千)委員 私の集会に来る人はどうぞ。

○高橋(千)委員 はい、どうぞ。

○安住国務大臣 高橋さんも大館の御出身だし、私も、家内も秋田でございますから。

ね。(安住国務大臣「委員長」と呼ぶ)
○古本委員長代理 大臣、いいですか。

○高橋(千)委員 いやいやいや、一言感想を言つただけですから、必要ありません。

それで、例えば一番最後の、五月二十六日に開催された一関市の対話集会、これは五十嵐副大臣が参加をされています。これでも、仮設に住む人が一〇%になつて払えるかとか、被災地からも、増税はやめてほしいという声がありました。やはり答えは、ほかの施策があるからということしかりわけなんですね。やはりこれは、私はあれこれではなく、増税しないことが一番の応援だと思

います。

安住さんが言つたのは、被災地であろうと東京であろうとというふうにおっしゃいました。私は、今言つているのは、被災地を応援するためにも全体が今増税しないことがいいんだということを言つてゐるんです。

宮城県の求人が一・〇四倍に増加した、復興特需だということがけさも言つていてますよね。建設の求人が急速にふえたと。だけれども、そこで地元の業者がまた悲鳴を上げているというのも事実なわけですよ。地元の業者がそこで頑張れなかつたら、雇用にも向かないし、地域の経済に還元しないじやないです。

だから、やはりそこは内需をふやす方向に、消費を促す方向にしなくちゃいけないんだということで、本当に地元の業者に回るような方向にしなくちやいけないんだということを言つておきたいと思います。

あと年金の議論に行きたいと思いますので、こ

こは要望に……

○古本委員長代理 大臣、よろしいですか。

○高橋(千)委員 はい、どうぞ。

○安住国務大臣 高橋さんも大館の御出身だし、私も、家内も秋田でございますから。

復興の需要は、雇用を今大変創出していると思います。秋田でも大工さんがとても足りなくて、わざると、東北四県の合計額が約五千億円になる觀点から、医療保険の一部負担金免除に対する財

そういう意味では困ったことも起きていました、人件費が高騰したり、そういう意味でのハレーションといいますか、大きな意味での供給不足をどう補うかというのは一つ課題としてあると思います。

さなんだと表現をしています。では、特例水準というのには、いつ、どのような経緯で設けられたのでしょうか。

言われていた。それから、据置措置はやめた。しかし、据え置いた分、一・七%の解消までは、高齢者に配慮して踏み込まなかつたと思います。こ

とはしなかつたということをまず確認したかったのです。

先ほどお話をあつたように、とはいへ、物価が

どう補うかというのは一つ課題としてあると思います。

○小宮山國務大臣 現在の特例水準の年金は、平成十一年から十三年に物価が下がった際に、本来

しかし、拝見置いた分、一・七%の角膜までに高齢者に配慮して踏み込まなかつたと思ひます。こ

とはしなかつたということをまず確認したかったのです。

それで、さつき松下副大臣がお話をしさせていた
だいたい話なんですかけれども、実は、ちょっと補足
をすると、確かに、消費税をほかの税でとか、い
ろいろなサポートで賄つてあるからいいじゃない
かという議論はおかしいという高橋さんの議論な
んですけども、例えば住宅を買うにしても、消
費税に対するいわば負荷ができるだけ抑えようと
いうことで、被災地は特にいろいろな意味でサ
ポートをしております。だから、そういう点から
いうと、細かなことはもう申しませんが、比較的
ほかの地域に比べれば手当てはさせてはいただい
ております。

のルールであれば、平成十二年度から十四年度の年金額が三年間の累計で一・七%引き下げられるということになるところなんですが、当時、大変厳しい社会情勢であったということもありまして、年金受給者の生活の状況などに配慮をして、これは特例的に年金額を据え置く、そういう措置を講じたことから始まつたのです。

○高橋(千)委員 今お話をあつたように、当時の厳しい経済情勢があつた、それから、高齢者の、年金受給者の生活の状況に配慮したということがあつたと思うんですね。私は、その出発点が変わっていないのではないか、その出発点はやはり

ただ、だからといって、庶民生活の中にこれが私、申し上げません。ですから、年金、医療、介護という、皆さんのために使わせていただくといふことを透明性を持つてはつきりやらせていただきたいということで、お願ひして歩いているということでございま

資料の二枚目に、「特例水準とスライドの自動調整との関係」というグラフ、厚労省のグラフをつけました。

この下の方のかなり急降下しているグラフが本来水準、物価指数に忠実にやった場合はこんなに差があるんですというのが本来水準であります。

○高橋(千)委員 消費税の問題、後でもう一回質疑をしますので。

住宅ローン減税がありますよとか、そういう答弁をされているものも聞いておりました。でも、やはり今、増税などということや、補助されていいるものは打ち切りなんだというメッセージが出てくる中で、被災地から悲鳴が上がっているんだということを正面から受けとめていただきたい、こう指摘をして、次に進みたいと思います。

上の太い方が特例水準ですね。二〇〇九年、平成二十一年に、一ヵ所だけ山山があります、物価が少し上がりました。そのときに、特例で据え置いてきた分があるからということで、年金を上げることなく、その差が〇・八%まで縮小されたということです。しかし現在は、その後も下がったのことで、結果として一・五%開きが残っているということです。

特例水準の問題を質問したいと思います。二〇〇〇年から三年間年金を据え置くという特例水準の解消が今回提案をされております。政府は、本来、物価が下がっているんだから、下げるところをしてこなかつた、いわば年金のもらい過

六年改正」というのが書いてあります。この意味について確認をします。

このときには、年金額と特例水準について法定化がされておりますけれども、この中身について、これは現役世代との公平感ということも当時

○高橋(千)委員 ですから、言いたかったのは、最初の特例をつくったとき、それから法定をした二〇〇四年のときも、当然、現役世代との公平感と言ひながらも、同時に高齢者にも配慮をすると、いうことで、一遍にたまつた分を下げるというこ

○小宮山國務大臣 この政権では、後世へのツケは、もうたまつちやつたから、しかも物価が上がらなくて解消にならないから、もう一気にやつてしまえ、力ずくでやつてしまえと同じことじやないです。

七%、物価がいすれ上がりつていけば解消されると
思つていたけれども、思いどおりにはならなかつ
たという説明だつたと思います。
確認をしたかったのは、そのことがまず一つ
と、もう一つ、趣旨説明の中で、当時は坂口厚労
大臣でしたけれども、現役世代に考慮をしつつ、
かつ高齢者に配慮しつつという両方の側面があつ
た、この点、よろしいですね。

○小宮山国務大臣 そのとおりです。

口経済スライドも働かない、ストップバーになつて
いるということもありまして、後世まで持続可能
な、公平な年金制度ということでは、ここでやは
り解消に踏み切らなければいけないということだ
と思って います。

るということにしたものなんですね。
これは資金、物価が上昇することを想定していましたので、ところが、平成十六年改正以降、資金、物価の下落傾向が続いている。そのことによりまして、本来水準と特例水準との差が縮まらずに、特例水準の解消に至っていないというのが現状ということです。

述述べています。

ただ、三年で無理だと言われますけれども、これは一気にやるのは無理ですから三年に分けようということなので、この特例水準の解消というのは、やはり年金財政を安定させるためにも、この分がずっと後世にツケ回しをされていつたら世代間の公平にもならないわけですので、これを解消しないと、百年安心といって設計されましたマク

いですか。（高橋千子委員済みません、よろしいです」と呼ぶでは、復興副大臣、結構です。○小宮山国務大臣 平成十六年の年金制度改正では、賃金、物価が上昇する局面で、法律上本来想定している年金額、本来水準は一定の調整を行ながり引き上げる一方、特例水準の年金額は、賃金、物価が上昇しても据え置くということにしました。

このルールによりまして、賃金、物価の上昇に伴い、本来水準がいずれ特例水準の年金額を上回ることになるので、それ以降は本来水準の年金額に切りかえるという方法でこの特例水準を解消す

が当然二・五%までなつてしまつた。そうすると、十年以上かけて二・五%の差が開いたものをいきなり三年間で解消というのは余りに急激ではありませんか。なぜ三年間ですか。

○小宮山国務大臣 先ほど申し上げたように、物価が上昇しないという状況の中で、平成十六年以降、年金の特例水準が全く解消されない。本来の給付水準に比べて、毎年およそ一兆円の給付増となつてゐるんですね。これは、年金財政の安定、それから世代間の公平、こうしたことを図るために、二月十日に提出した法案では、早急に特例水準、計画的に解消を行う必要があるということを

○古本委員長代理 高橋さん、復興副大臣、よろ
かし 技術面でいかで一九四九年の解消までに 高
齢者に配慮して踏み込まなかつたと思います。こ
れでよろしいですか。

とはしなかつたということをまず確認したかったのです。

は、もうたまっちやつたから、しかも物価が上が
らなくて解消にならないから、もう一気にやつて
しまえ、力ずくでやつてしまえと同じことじやな
いですか。

口経済ストライドも働かない、ストップバーになつているということもありまして、後世まで持続可能な、公平な年金制度ということでは、「ここでやはり解消に踏み切らなければいけない」ということだと思つています。

ただ、三年で無理だと言われますけれども、これは一気にやるのは無理ですから三年に分けようということなので、この特例水準の解消というのは、やはり年金財政を安定させるためにも、この分がずっと後世にツケ回しをされていたら世代間の公平にもならないわけですので、これを解消しないと、百年安心といつて設計されましたマク述べています。

○小宮山国務大臣 先ほどから委員がおっしゃつて、一気にと言われますけれども、三年間で下ていく中で、当然、この社会保障と税の一体改革とあわせて経済成長、デフレ脱却ということを、賃金とか物価とかが上がっていけば、この解消のペーセンテージというのは減つっていくわけで、政権は力を入れていきますので、そういう意味で、賃金とか物価とかが上がつていて、この改革とあわせて経済成長、デフレ脱却ということを、賃金とか物価とかが上がつていて、この解消のペーセンテージというのは減つていて、この改革とあわせて経済成長、デフレ脱却ということがあります。ですから、そういう方向でも一生懸命努力をしたいというふうに思っています。

現在の年金財政の仕組みでこの特例水準が解消されないと、これは先ほど申し上げたように、マクロ経済スライドの発動がおくれて、その分だけ予定よりは高い給付が行われることになり、それは行つていかなければならぬ。そうでないと、毎年毎年一兆円の、それだけの負債がある意味、後世にツケ回されていくことになるというふうに思っています。

○高橋(千)委員 一つずつ話を整理して議論したいなど思います。

では、その三年間で下げるという話ですけれども、資料の四枚目を見ていただきたいなど思います。

これは、物価が全く上がりも下がりもしなかつた場合、三年間で二・五%、〇・九%、〇・八%、〇・八という形で引き下げていくというものであります。それで、大臣がおっしゃるのは、一気ではないのだと。年金額の推移は、基礎年金の方で五百三十四円額で減るし、厚生年金の方は千八百八十五円、これはあくまでも標準世帯でありますけれども、減るんだと。もちろん、これだけで大きい気がしますが、この程度だよというふうに見えるんですね、若干。ところが、このグラフの下に小さく、ほとんど読めないような字で書いておりますのは、平成二十四年四月には二十三年の物価下落に応じてマイナス〇・三%の物価スライドを行つていうこと

で、既に下がることははつきりしている。つまり、〇・九プラス〇・三で、一・二%の減だと。だから、厚労省が書いている資料から、既にもう下がつているということが一つあると思います。

○小宮山国務大臣 それを指摘した上で伺いますが、特例水準が解消されれば自動抑制装置であるマクロ経済スライドが発動するのか、伺います。

○小宮山国務大臣 現在の仕組みのもとでは、特例水準が解消された後に物価や賃金が上昇して年金額が増額改定される場合には、マクロ経済スライドが発動して年金額の伸びが抑制されることになります。ただ、現在、このマクロ経済スライドが物価や賃金が上がつていくことを想定している

ところは、今後検討していくかなければいけない課題だと思います。

○高橋(千)委員 現在のもとでは発動しないのだということをおっしゃった上で、デフレ下での発動を検討しているという答弁だったかなと思います。

先ほど来議論になつていて、人口が減少して担い手が減つていく、そういうことを考慮して、総枠の中で年金額を抑えていく、自動的に抑えるのがマクロ経済スライドだったと思うんです。

ですが、物価が下がり続けているので一度も発動されなかつた。それが問題だということで、デフレ下でも発動せよという議論がございます。昨日も公明党的議員さんが盛んに発言をしていたかな

と思います。

そこで、法案をつくる年金部会あるいは集中検討会議などでも議論があつたと思いますが、今まで回、デフレ下で発動ということを盛り込まなかつた理由、それから、もともと、〇四年改正当時、確定、下限を設けた理由と、それでも一

回、マクロ経済スライドを設けた理由と、それでも一

回、簡潔に。

○小宮山国務大臣 社会保障審議会の年金部会では、社会保障・税一体改革成案に基づいて、デフレ

財政の安定化を図ることについて検討をいたしました。その後、ことし二月の社会保障・税一体改革大綱では、まずは今回は特例水準を解消して、その状況に基づいて引き続き検討をするということにいたしました。

また、二〇〇四年にマクロ経済スライドを導入した際の考え方、これは、賃金や物価の上昇に応じた年金額の改定について、現役人口の減少ですか平均余命の伸びを反映させることで、年金額の伸びを抑えて年金財政の安定を図るというものだつたと承知をしています。

○高橋(千)委員 今のは、まずは今回はという答弁でしたので、いろいろな意見があつたなと思うのですが、今のお答えぶりは、今は見送つたけれども発動する方向だというふうに聞こえるなど思つております。

まず確認をしますが、一般的にマクロ経済スライド〇・九%という数字を使っていましたけれども、発動しないうちに状況が大きく変わりました、二〇一五年になると率がどのくらいになるのか、それを当てはめると負担はどんなふうになるのか、伺います。

○小宮山国務大臣 御指摘の〇・九%、これは、平成十六年の改正当时、当面およそ二十年間のマクロ経済スライドの調整率、これの平均として示されています。実際にマクロ経済スライドを行なったものの数の過去三年平均の減少率を用いるので、毎年度異なります。平成二十七年、二〇一五年度のスライド調整率は、数値が確定するのは平成二十

六年度なんですが、平成二十一財政検証の見込みでは一・二%です。

また、本来水準と特例水準の差である二・五%を三年かけて解消する場合、基礎年金と厚生年金を合わせた給付費への影響額は、平成二十四年十月の〇・九%分としておよそ〇・四兆円、平成二十五年四月の〇・八%分としておよそ〇・四兆円、また平成二十六年四月の〇・八%分としておよそ〇・四兆円、合わせて一・二兆円程度と見込

まれています。

○高橋(千)委員 まさしくそれだけのお金が、また年金が減るという形で、高齢者にとつては負担増だということだと思います。

お話しにならなかつたなと思つますが、国会に詰らなくとも自動的に年金額を引き下げることができる、これは本当に、きき過ぎては、どこまで下がるということになつては大変だということ

でやはり歯どめがあつたのではないかと思うんです。そこも大事にしないと。そういう議論だつた際に、これは本当に、きき過ぎては、どこまで下がるということになつたわけですね。それが何かもう既定路線のようになつちやうのはどうも、集中検討会議でいろいろな議論が出たといふのを厚労省がまとめたものであります、「報道機関からの提言と集中検討会議委員からの指

して、当然年金部会の中であつたわけですね。それで、資料の五枚目につけておきましたけれども、集中検討会議でいろいろな議論が出たといふのを厚労省がまとめたものであります。

それで、資料の五枚目につけておきましたけれども、資料の五枚目につけておきましたけれども、「報道機関からの提言と集中検討会議委員からの指

して、朝日新聞、産経、それから日本テレビの解説委員などが名を連ねおりまして、いずれも同じことを言つておきました。

まず確認をしますが、年金の将来を考えると、デフレに対応して水準を引き下げる必要がある。少子高齢化が進む中で、年金の持続性を高めるため、マクロ経済スライドを着実に実行し給付額を実質的に抑える。給付の名目下限を外し、デフレ下でも適用する。デフレ經濟下では機能しないマクロ経済スライドの

見直しが必要であり、新たな自動調整機能を導入する必要がある。

こうやつて、ともかくデフレでは発動しないのが大問題だということで、引き下げよということ

が盛んに報道機関からも出されている、そういうことなんですね。私は、これは余りにも乱暴じゃないですか。どこまでも下げてもいい、最低限の歯どめだったのさえも取つ払つてしまふ、そういう議論に小宮山大臣は賛成なんですか。

○小宮山国務大臣 社会保障集中検討会議では、マスコミ各社ですとか有識者から、今御紹介いたしましたように、また、社会保障審議会の年金

部会でも、年金財政の安定化のために、デフレ経済下でもマクロ経済スライドを適用できるようにすべきだという御意見を多くいただいています。ただ、一方、委員もおっしゃるように、こうした報道を受けて、受給者などからは、慎重に検討してほしい、そういう御意見もいただいている。

年金制度を所管する立場の私といたしましては、年金財政の安定化を図るということ、これは非常に重要なことだと当然ながら考へています。この特例水準の解消の状況も見ながら、社会保障審議会年金部会等の場で、引き続き皆さんの方を伺つて検討していくたいというふうに考へていていま

す。これは、例えば児童扶養手当とか特別児童扶養手当なども連動して解消ということで、一・七%，三年間で引き下げるといいます。

それで、いわゆる負担と給付の関係ではないこ

れらの手当も同じように引き下げるというのは、やはりやるべきではないと思ひます。しかも、ま

さに現役世代、将来世代にもかかわる、貧困の連

鎖を防ぐ上でも大事な手当でもあるわけです。連

動しないで、減らさない、あるいは拡充できる

ケースも考えるべきではありませんか。

○小宮山国務大臣 児童扶養手当などにつきまし

ては、これまで、年金と連動して同様のスライ

ド措置をとつてきました。例えば、離婚等の場合

に支給される児童扶養手当、これは死別の場合に

支給される遺族年金を補完する形で、両者で一体

となつて一人親家庭に対する所得保障を行つてい

ます。こういう関係にある両者の間で特例水準の

解消を異なる取り扱いにするということは、な

かなそれは難しいことだというふうに考えます。

○高橋(千)委員 何種類も手当はあるのに、そこ

だけ例えれば、どういふのも大変おかしいと思ひます

よ。しかも、小宮山大臣よく御存じのように、児

童扶養手当を受給されているケース、やはり死別

ではなく生別の方が多いですよね、離婚がふえて

いますので。それは、ちょっとそれだけでは理由

にならないだろうと思ひます。

それで、私、ちょっと今の話に偶然にも関係す

るんですけども、手当つながりで一つ、ぜひ小

宮山大臣に決断していただきたいなと思うことを

言います。

今回の法案で、遺族年金を男性も受給できるよ

うになりました。これは、女性しか受給できない

ということを指摘したいと思います。やつてはなら

ないということも指摘をしたいと思ひます。

それで、少し資料を戻りまして、四枚目。

先ほどの特例水準の解消について、この下の方

にある資料は大変似ている形をしておりますけれ

ども、「これまで年金と連動して同じスライド措

置が採られてきた手当について」と書いてあります。

それで、遺族年金は八万四千円、これに該当す

す。これは、例えば児童扶養手当とか特別児童扶

養手当なども連動して解消ということで、一・

七%，三年間で引き下げるといいます。

それで、いわゆる負担と給付の関係ではないこ

れらの手当も同じように引き下げるというのは、

やはりやるべきではないと思ひます。しかも、ま

さに現役世代、将来世代にもかかわる、貧困の連

鎖を防ぐ上でも大事な手当でもあるわけです。連

動しないで、減らさない、あるいは拡充できる

ケースも考えるべきではありませんか。

○小宮山国務大臣 児童扶養手当などにつきまし

ては、これまで、年金と連動して同様のスライ

ド措置をとつてきました。例えば、離婚等の場合

に支給される児童扶養手当、これは死別の場合に

支給される遺族年金を補完する形で、両者で一体

となつて一人親家庭に対する所得保障を行つてい

ます。こういう関係にある両者の間で特例水準の

解消を異なる取り扱いにするということは、な

かなそれは難しいことだというふうに考えます。

八千円もらうために四万二千円もらえない、こ

れはどう考へてもおかしい。生活費を補填できる

だけの年金ならまだしも、こういうことはもうや

めでよい。年金があるんだから返しなさいと言

われたんですよ。

○高橋(千)委員 何種類も手当はあるのに、そこ

だけ例えれば、どういふのも大変おかしいと思ひます

よ。しかも、小宮山大臣よく御存じのように、児

童扶養手当を受給されているケース、やはり死別

ではなく生別の方が多いですよね、離婚がふえて

いますので。それは、ちょっとそれだけでは理由

にならないだろうと思ひます。

それで、私、ちょっと今の話に偶然にも関係す

るんですけども、手当つながりで一つ、ぜひ小

宮山大臣に決断していただきたいなと思うことを

言います。

今回の法案で、遺族年金を男性も受給できるよ

うになりました。これは、女性しか受給できない

ということを指摘したいと思います。やつてはなら

ないということも指摘をしたいと思ひます。

それで、せつかく時間をもらったのでいっぱい

問い合わせたいと思うんです。

今回、基礎年金の国庫負担二分の一について、

法案が二つに分かれました。要するに、年金交付

国債でありますという法案と、その財源を特定す

るのは最低保障機能強化法案に入つて、二つの法

案になつてゐるわけですね。それはなぜかとい

うのが不思議に思ひます。

この特定年度、つまり、消費税で基礎年金の二

分の一を手当でしますと決めるのは二〇一二四年度

であります。それで、二〇一二年度は年金交付国

債。そうすると、一年あくんですね。それは検討

するとき書いておりません。そうすると、もう

一回年金交付国債を発行するのでしょうか。

○小宮山国務大臣 昨年、財務省といろいろな財

源のことも含めて検討した結果、総合的な判断の

中で年金交付国債ということにいたしました。

ただ、二十五年度をどうするかということは決

めで、併給可能にすべきではありませんか。

○小宮山国務大臣 今委員がおっしゃったよう

に、現在は年金を受給できる人に対しまして

は、児童扶養手当の併給を制限しています。この

ような取り扱いについては、今御紹介いただいた

ように、少額の年金しか支給されない場合も児童

扶養手当を受給されない、こういう仕組み

は改善してほしいという声が寄せられています。

○小宮山国務大臣 今は年金を受給できる人に対しまして

は、児童扶養手当の併給を制限しています。この

ため、今後、具体的な支給方法ですとか必

要な財源措置、こうしたことにも留意をしながら

なければ、結局、償還額が倍に、年間三千億ですか

ね、そういうことになってしまいます。そういうこと

も、もうあらかじめ、しようがないというのなら

いいことなので、これは今後改めて検討をする

ということです。現在決定しているものではござい

ません。

○高橋(千)委員 ですから、まだこういう部分が

残されているんですね。年金交付国債をさらにと

うことで、年金交付国債ということにいたしました。

ただ、二十五年度をどうするかということは決

めでいませんので、これは今後改めて検討をする

ということです。現在決定しているものではござい

ません。

○高橋(千)委員 ですから、まだこういう部分が

残されているんですね。年金交付国債をさらにと

うことで、年金交付国債ということにいたしました。

毎日この問題をやられていまして……（発言する者あり）ああ、そうですね。会うたびに言われて

うか。あるいは、一体、この差のうちどれだけ消費税をふやすつもりなのですか。財務大臣と小宮山大臣にそれぞれ伺います。

二十日
たいに、高齢者に何か重い責務を負わせるよう
な、そういうことが言われるから、感じられるか

あつて一利なしの提案なのではないかとすら思つてしまいります。

ら言つて いるので あります。

あつて一利なしの提案なのではないかとすら思つてしまひます。

が、十三・五兆ですね。そのうち二・七兆は充実でございますが、残りの十・八のうち二・九が、今御指摘あつたいわゆる交付国債ですね。それから、〇・八が、消費税を引き上げたときの社会保障の公共的な部分で引き上げたりするものの経費でござりますから、それを引くと七兆ということ

十・八兆円程度となるため、差額が二十四兆円程度になるということです。

社会保障が目的税だということで言えば、それで国民は納得するわけではないんですよ。目的税だと言つてしまえば、社会保障がふえれば増税しなければならないという構図になるではありますなんか。逆に、増税が嫌だというのであれば社会保障を削れ、そういうことになってしまふんです。今回、一体改革の特別委員会にはまだ出されて

けれども、先ほど来これも何人か御指摘ですが、消費税を社会保障の目的的税化するというお話をすすぐれども、年金、医療、介護にプラス育てまでも入れたんだということでもあります。これは、逆に言えば、年金、医療、介護がこんなに大変だから消費税を上げようやという連動にもなりかねないという問題もありますし、逆に、私は、今皆さ

今回、一体改革の特別委員会にはまだ出されていない医療や介護の法案は、まさにこそういう抑制

けれども、先ほど来これも何人か御指摘ですが、消費税を社会保障の目的税化するというお話ですけれども、年金、医療、介護にプラス育てまでを入れたんだということでもあります。これは、逆に入れば、年金、医療、介護がこんなに大変だから消費税を上げようやという連動にもなりかねないという問題もありますし、逆に、私は、今皆さんが考へているその仕合本草の中身に欠けるも

という考え方だと思うんですけれども、そこでちょっとと考えてみたいのは、小宮山大臣が四月十七日の厚生労働委員会で、二〇一一年度の財源構成において社会保障四経費と消費税の差額が十九兆円だということを説明されて、その相当部分が

まして社会保障費、既存のものを賄うことにして
いますので、その結果、その二十四兆から七兆を
引くと、十七兆円程度差額が残ることになります
す。

方向の法案が準備されているんですね。そういうことになつていくんじゃないかということを指摘しなければならないと思います。

そもそも、社会保障はツケ回しではなくて、税金の主たる役割ではないかと思うんです。国税庁

のがあると思います。

一つは雇用政策、それも積極的な雇用政策です。実は、既に一九九〇年代、ヨーロッパで、ブレアが教育、教育、教育と言い出したときは、何があの国一番問題であったか。成熟社会に向か

後世への負担としてツケ回しことを表現をされましたが、さらに、毎年一兆円規模の高齢化等に伴う自然増が加わってツケ回しが拡大していると御発言。きょうも同様の趣旨の発言をされていると思ふんですけれども、社会保障のために借金があるてきただん、だから消費税だという議論が盛んにされている。みんなツケ回しという表現に変えられるということは非常に耐えがたいものがあるな

cioè che il governo ha deciso di imporre un tasse sui consumi per sostituirla alla tasse sui guadagni. Il signor Matsukata, ministro degli Interni, ha detto che non si poteva fare altrimenti perché il governo non aveva altri mezzi per raccogliere i fondi necessari per le spese sociali. Ma questo è un punto su cui non c'è accordo fra i due partiti. Il signor Matsukata ha detto che bisognava fare qualcosa per ridurre la spesa pubblica, ma il signor Nakamura ha detto che non era possibile fare a meno di questa tassa.

か説明している小学校や中学校の社会科の教本などを見ても、税金の役割というのは、格差を是正するんだ、公共サービスやインフラの整備とあわせて、再分配をして、それで格差を是正する役割を持っていると説明をされています。所得のない人にも税金をかけていく消費税が税収の主役になれば、格差を縮めるどころか、逆に拡大をしてしまう、再分配ではなくなつてしまふ、だから反対なんだということを指摘して、終わりたいと思いま

とうとするとき、みんな高齢化いたして、そして、高齢化しながら、若年層では失業率が拡大していく、あるいはニートとかの問題が非常に大きくな影を落とす。私たちの社会も、今、貧困化をして若い方たちの不安定な雇用という問題が非常に問題でしようよと思います。だって、その方たちが担い手なんだから。

と同時に、私は、もう一つ、このブレアが言つ

それで、予算総則上は、消費税の収入は三経費に充てるとこれまでも言つてまいりましたよね。それを図にしたのが資料の六であります。最後の紙であります。

り、また効率化も図っていく、さまざまな努力をしていきたいというふうに思つております。

○中野委員長 これにて高橋さんの質疑は終了いたしました。

た教育という問題は、実は、皆さんの提案では、子育てという、保育か幼稚園にするかという人生のごく初期のところで論じられていますが、もつと、生涯教育であると言つてもいいし、若い世代の小中学校、義務教育や、あるいは高等教育などをどうしていくのかという全体の社会像を提案して

高齢者の三経費 今までには三経費と言っていました。医療、介護、年金。その経費と消費税収の差額というのがありますて、何と一 年度から

をおつしやいましたては今の提案にそれ以
上ふやかなことによろしいですか。
○安住國務大臣 ふやすとも減らすとも申し上げ
おりません。さもざまな努力をするとこうこと

社会民主党中央委員会・市民連合の阿倍矢子です。
冒頭、社会保障と税の一體改革と言われながら、医療関係の法案もない、介護関係の法案もないす。

の小中学校義務教育やあるいは高等教育など、をどうしていくのかという全体の社会像を提案しないと、本当に部分的なお金の配分で、こっちが足りない、あっちをとつてこようという話だけに

ので、差額かくこと広がったんですね。十九兆三千億円。それで、一二年度は差額がさらに広がりまして、二十一兆を超えているというふうに、図にするところとなるわけです。

おつしやいましたては今のが案にそれ以上ふやさないということでおろしいですか。
○安住国務大臣 ふやすとも減らすとも申し上げております。さまざま努力をするといふことでござります。

冒頭、社会保障と税の一體改革と言われながら、医療関係の法案もない、介護関係の法案もなない、年金もない、ないない尽くして、あるのは消費増税だけではないかと皆さんに指摘されております。私も本当にそう思います。

そして、昨日お尋ねしたように、急に降つて湧いたような六千円をお渡しする事が、逆に今ある保険制度を危うくするとなれば、これは百害無一利です。

の小中学校義務教育やあるいは高等教育などとどうしていくのかという全体の社会像を提案し案がないと、本当に部分的なお金の配分で、こっちが足りない、あっちをとつてこようという話だけになつて、向かうべき未来像が見えないと思います。

た場合に、これから我が国がここに本気で、実は、ここにこそ本気の施策を打たないと、この国は将来がないと私は思います。どうお考えですか

○岡田国務大臣 言われましたが、我々、現に、子ども・子育てで三本、年金で二本の法案をこの委員会に出しておられますので、その内容についていろいろ御議論があることはわかつております、しかし、きちんと我々としては提案をさせていただいている。別に税法一本だけを出しているわけではございませんので、そのことをまず申し上げておきたいというふうに思います。

のは、それはおっしゃるとおりであります。そういったところについて我々はしっかりと力を入れなければいけないし、現にそういうことも進めているところでございます。

社会保障の充実、これを対の形でやつてもらいたいといううのは私は国民の声だと思うんです。消費税を上げるときに、何に使つたかはつきりしないじゃないか、やはり社会保障のためにやつてもらいたいというのが多くの国民の声で、確かに、そこに教育や雇用も入れると、かなり金額が広がります。とても消費税の収取では貯えない、といふか今でも貯えないとですが、さらに広がつて、非常にぼけてしまします。

そういう意味では、我々社会保険四経費これを消費税で賄っていく、少なくとも増税分は全てそれに使うという、わかりやすく説明をさせていただいているところでございます。

「 と、教育なんですね。子供はもちろん小さいころは保育ですよ、あるいは幼稚園でしょう。でも、いつまでもゼロ歳や三歳であるわけではないのです。その先が見通せない。今、教育費の負担も教育の質の問題もあります。ですから、社会保障なんですから、この社会をどういうビジョンで語るかというところがないから、そこだけが突出

していると言われてしまふ。
年金問題も一緒です。本来は、御党は新たな年
金システムを出すとおっしゃつていた。そこには

二千二百十八ですが、このアンケートは、この間
出てくるいろいろな政府のアンケートと違いまし
て、被災地にもお伺いをしているということであ
ります。百七十五ポイント全国でとりましたが、
そこに被災地が入っている。

それで、ここで何を聞いたかですけれども、五
年前と今と生活はどう変わりましたか、生活実感
です。これはあくまで実感ですので、その方がど
う感じているかを、五年前を今からさかのぼって
聞いたことであります。

現在の感じ方では、東北三県では、大変苦しいとやや苦しいを合わせて六割近くであります。もちろん岡田副総理も御存じのように、今、子育ての世帯で半数が苦しいと他の都道府県でも感じております、五割と六割、しかし差はあると思いまます。そして五年前、五年前もデフレでありますた、楽ではありません。これはその他の地域で三五%程度でしょうか。東北三県でも四割にいく。すなわち、ここには二つの特徴があつて、この

社会の中堅である子育て世代の半分以上が苦しいと感じ、被災地にあっては六割が苦しいと感じて いる中、消費増税を行なうわけであります。岡田大臣はきのうの御答弁の中で、前回二回 の、消費税導入と三から五%の引き上げのときには減税措置も打つたと、きょうもおつしやつたと 思います。今回は何らそういうことがありませ ん。前一回打たれた減税措置、岡田副総理が覚え て、いらっしゃる限りで教えてください。一九八九年 一二一七二年、ごくな税免告書を丁寧にして

○岡田国務大臣 私は記憶が非常に悪いので、聞かれても正確には答えられませんが、所得税の減税が一回目も二回目もあつたのではないかというふうに思います。そのほかに、所得税以外ちょっとと思い浮かびませんが、基本的に増減税ということでいえれば、減税規模の方が一回目は多かつた記憶がしますし、二回目は基本的には同額という位置づけだったのではないかと思います。

○阿部委員 所得減税といえば所得減税なんですか。

けれども

○安住国務大臣 今、岡田副総理がおつ

ことと基本的に同じでござります。

から御指摘いただきましたが、減税額の方が大きくて、先行してやつたと。当時は、財政再建も重

要でしたが、もう一方で直間比率の見直しをやることが高齢化社会に向けての重要な税制改革だつたというふうに竹下総理は感じておられたので、そういう所得減税等について先行しておやりになつたといつうふうに思います。

はどちらかというと景気への配慮ということを中心に対策をやつたというふうに記憶しております。

であったと思ひますけれども、このときに公的年金控除を入れました。それから、いわゆる手元に残る可処分所得を毀損しないために、例えば配偶者控除の見直しとかもろもろ、要するに生活をしていくのに大事なものを残しておこうという考え方があつたと思います。

私は、ぜひ、今回、岡田副総理にも安住さんにも、もう一回、あのときの二回の消費増税、二回目は村山政権であります。村山政権では暮らしの目である地方で使えるお金をふやそうという二回

で、初めて地方消費税を1%と決めました。もし、皆さんを考えられるように、この国は何らかの形で消費税に頼つていかざるを得ない、それを一つの財源と考えざるを得ない、いとすれば、少なくとも二つの配慮が必要だと思ひます。先ほどの高橋さんがお尋ねになつた、可処分所得が一体どのくらい残るのか、生活をしていくけるのかという配慮であります。日本はそもそも基礎控除が極めて少ないです。ドイツなどに比べると半分であります。今、三十八万円であります。手

元に残るものの一一番代表は、この基礎控除であります。そのほかに、先ほど申しました配偶者控除や年金の控除というものを入れて、そして手元に、生活だけをどうやって守れるかという目がなければ、これは生活破壊の大増税になってしまいります。

私が今投げたことへの御答弁を、この次、お願ひしていいですか。どうぞ。

○安住国務大臣 確かに、六十二年、六十三年次で特定扶養控除の創設をいたしております。人の控除の引き上げもやりました。今先生御指摘のように、平成六年のときは、地方消費税分、要するに一%分は地方に回します、それから、給与所得控除ややはり人の控除の引き上げを行っているということは事実でございます。

ちょっと反論するようでは恐縮ですが、可処分所得のことと反論するようでは恐縮ですが、可処分所得のことで、よろしいですか。大変言いくらいのことでもあるんですけれども、しかし事実なので、日本の皆さんも高い方のことばかりおっしゃるわけで、統計で見ますと、実効税率で見ますと、日本の場合、五%や一〇%の所得課税層が非常に多くて、そういう点での実は問題点も、私は率直に言わせていただければ、あると思つております。ですから、そういうことも全部総合的に勘案をしないと、ただ税収機能が落ちているから高いところからとにかく取れというふうなことではなくて、真に累進率はどういうことかということを考えないと、これはグラフなんですが、私が示すわけにはいきませんが、相当、五%、一〇%台の低い所得税率の方が八〇%近くいるということをぜひわかっていただきたいと思います。

○阿部委員 今の御指摘は私の質問への答えではありません。私は、暮らし改成り立つように、少なくとも今までの消費増税の中では自配りをしてきました。これが東京の鴨下先生の足立区だと伺ったわけです。

税収全体でいえば、今安住大臣の御答弁のよう

で、どうしますよということだと思いますんですけれども。

私は、例えば一億円あたりのところからその方の資産収入や金融証券による収入がふえてくるんです、だから包括課税にしたらいいと思つています。でも、きょうここでその論議を残念ながらするつもりはありませんので、次回、またよろしくお願いいたします。

きょう言いたいことは、こうやって生活の中まで踏み込んで、基本的な暮らしづを破壊するような形で増税をしてはならないということです。逆に言えば、暮らしに優しい消費税というのだってあるかもしれません。知恵の出しどころだと私は税制上は思つております。

私は、きょう、一枚目が、子育て世代、五割ないし六割が苦しいと言つている、そこでやる増税ですよということを踏まえていただきたいのと、とりわけ苦しいのは被災地だと。そして、被災地に住む子供たちにとって、もちろん幼稚園、保育園、そして学校生活、ここがどうなつていてるかと

いうことでのデータをお示ししたいと思います。教育費とか、例えば学校で受ける歯科健診とか、就学援助という仕組みを御存じだと思います。

あるいは学校の就学のための鉛筆とかいろいろなものが、そういうものが家庭で負担できないうお子さんに対する支援と、教育費とか、例えば学校で受ける歯科健診とか、就学援助という仕組みがあります。

これが、生活保護世帯もそうですし、それに準

ずする世帯も受けおられます。でも、そのさつきの補助の額がまだ残っています。でも、そうではない部分は一般財源化されました。二〇〇五年のことになります。一般財源化されると、それは地方の市町村から出すことになります。それで、その市町村負担分を勘案して、二の、岩手、宮城、福島などで今出されている額が、例えば五億十六億、十四億となつてございます。簡単に言えば、今までの倍数の子供がいるんだけれども、果たしてこれで本当に不足していないかどうか

かなんですか。

高井副大臣に伺います。いかがでしょうか。実際はどのように聞いておられますか。

被災した子供たちが、できるだけ今までどおりの環境の中で安心して学ぶことができるようになります。これが、震災の後、子供たちがどのような状況に変わつていったかということです。

上が震災以前、平成二十二年で、平成二十三年に、では、所得税の累進度を上げるといつたつ

各県に寄せ集めたものを聞きますと、今までこの三県で四万六千人がこの就学援助を受けていた。

委員御指摘の就学援助事業を含めて、被災して経済的に就学困難な児童、児童生徒を支援するため、平成二十三年度第一次及び第三次補正予算において、被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金という形で約百四十七億、全額国庫負担という

ことで創設をいたしまして、学用品等を支援するとともに、平成二十四年度以降は、当面三年間に就学援助の子供たち、何人ふえたと思われますか。

○安住国務大臣 わかりませんけれども、あれだけの被害ですから、統計上はそぐなるんではないかと思います。

私の母校も閉校しまして、三つの学校を小学校一つにしたり、今さまざまやつていますので、それはやむを得ない部分はあると思います。

○阿部委員 私は、悪いと言つているんじやなくて、足りないんじやないですかと言つているんですね。

○阿部委員 というのは、生活保護見合いであれば、国からのさつきの補助の額がまだ残っています。でも、

○阿部委員 私は、悪いと言つているんじやなくて、足りないんじやないですかと言つているんですね。

私は、生活保護見合いであれば、国からのさつきの補助の額がまだ残っています。でも、そのさつきの補助の額がまだ残っています。でも、それはやむを得ない部分はあると思います。

○阿部委員 せひ、そのようにお願いしたい。子供たちにとって、学校に行き、勉強し、給食を

食べる。食事などの問題も、学校だけが唯一、きちんととした食事が食べられるような場になつていいというのも多いです。

私は、国の方もまたしばらくすると資料が出る

ところです。その市町村負担分を勘案して、二の、岩手、宮城、福島などで今出されている額が、例えば五億十六億、十四億となつてございます。簡単に言えば、今までの倍数の子供がいるんだけれども、果たしてこれで本当に不足していないかどうか

かなんですか。

高井副大臣に伺います。いかがでしょうか。実際はどのように聞いておられますか。

○安住国務大臣 所管の大臣じゃないですけれども、大変失礼ですけれども、私は、修学旅行に来た地元の中学校なんかは、ことしも二十数校会つていますけれども、全部、校長先生なんかにも話を聞いて、帰るたびに学校に寄つたりもしていま

すけれども、あなたがおっしゃっている話は公的なお金だけなんですよ。

例えば日赤から来たとか、例えば私の近くの学校では、京都の方から何か支援物資が来て、そこに消しゴムがたくさん入っているとか、一切そういうのを抜きにして、国の金だけで、足りない、足りないというのは、よく地元を歩いてください。そして、その上でお話を聞きますから。

○阿部委員 もちろん、この震災に対して、国だけでなく、多くのNGOや、あるいはユニセフまで来ているわけですから、今、安住大臣の言つたとおりです。しかし、これは基本的な就学に係るお金の問題であります。

もちろん、それ以外の、例えばNGOの皆さんが中学生のために、山田町では四十人規模で軽食を提供していたりもします。もちろん、そういうことはわかっています。でも、基本的に学校生活にかかるものだから、私はお伺いをしているわけであります。

次の質問に移らせていただきますが、では、そういう実態を見たときに、家庭の、職業を失う、貧困とか崩壊状態などがあつたときに、学校にいわゆるスクールソーシャルワーカーを配備してほしいということを、私は伊吹さんが文科大臣だったとき伺つたように思います。少しづつ配備はされてしましましたが、この震災以降、東北地方にあつてはどのくらいふえたでしょうか。高井副大臣、お願いします。

○高井副大臣 御指摘のとおり、スクールソーシャルワーカーの活用ということは大変大事だと思います。

教育委員会や学校に派遣できるように、平成二十三年度一次補正予算並びに三次補正予算で、緊急スクールカウンセラー等派遣事業ということでお金が三十四億、これも全額国庫負担で、復興特別会計という形で措置をしております。

被災地の支援については、地元の教育委員会等

の要望にできる限り応えていくことが重要と思つていまして、これまでの被災地からの御要望に全て応える形で、スクールソーシャルワーカーを平成二十三年度には三十九名を派遣し、二十四年度においては五十四名を派遣する計画でございま

す。

これからも、この点、適切に拡充していくよう、適切な支援がなされるよう努力していくま

としが五十四とおっしゃいましたが、学校の数は、例え岩手、小中五百六十二校、宮城六百六十校、福島三百三十八校です。子供たちが学校で問題を抱えながら、家計も、家庭の親の仕事の問題も全部含めて、いろいろな福祉的な支援を必要としているという状況に、私はもう少し大幅な配

置をお願いしたいと思います。

もう一つきょうはお聞きしたいので話題を移らせていただきますが、お手元の資料三枚目、消えた子供たちの問題であります。

私が昨年の予算委員会で、いわゆる学校の学籍簿に名前がありながら一年以上学校に来ていない子供たち、これを消えた子供たちと称するといふことを取り上げて、そして、その結果、教育委員会にもう少しきちんと調べていただきたいとお願ひ申し上げましたところ、平成二十三年度では、その前年が三百二十六人のところ、千百九十一人と大幅に増加したというべきか、きちんとフォローすれば、実は把握されていない消えた子供たちがまだまだいるかもしれない。

またことしの分の結果が出ると思うのですが、この消えた子供たちの問題でも、生まれて学校に行くまでの間、誰がどこでどのようにこの子たちにかかわってきたのか。そして、学籍簿に載るときが、載つてからも一回も来ていない子供たちもいるんですね。例えば、小三のときに何かのきっかけでいいといふことがわかつて大騒ぎになるけれども、どこからなかつたかわからない。

○阿部委員 まさにこの子たちを一体どのようにしたら消えさせないことができるのかというこ

とで、小宮山大臣にお願いがあります。

子供は全部、生まれれば出生届を基本的には出し、お母さんには母子手帳が行きます。そこから健診を受け、予防接種を受け、あるいは児童相談所に行き、福祉的な何かを受けたりするかもしれません。そして、その後に学校が来ます。今必要なのは、一人の子供に着目して、生まれたときから健診を受け、予防接種を受け、あるいは児童相談所に行き、福祉的な何かを受けたりするかもしだす。それから福祉的データ、そして学校のデータまでを一連してつないでいく作業だと思いま

す。

今までに子供台帳ということをお伺いしたことがあります、これは去年よりこどし格段にまた多い数であります。学校に行つてからではもう見つけようがないくらい、いつから不明だつたのというケースが多いです。根つこの取り組みをお願いしたいが、いかがでしようか。

○小宮山国務大臣 さまざま理由で支援が必要な子供については、今委員がおっしゃったように、福祉、保健、教育、医療、そして警察など、いろいろな連携が必要だと思っています。

今は、虐待などを受けた子供を対象に支援をするために、子どもを守る地域ネットワーク、この設置を進めています。

このネットワークでは、虐待を受けた子供が当面対象ですけれども、例えばこうしたところを少し拡充するとか、そうしたやり方も現状ではあるのではないか。

台帳とということについては、それぞれのプライバシーの問題とか、事務量がふえるという問題とか、幾つか課題はあるかと思いますので、何らかの形でその子供たちをフォローできるような仕組みは私も必要だと思うので、検討させていただければと思います。

私は、これだけの大改正を行つて、この子ども・子育て新システムの導入によって、やはり待機児童問題の深刻さ、それが子育て世帯に与えてくる大変な負担感、こういうものは御理解いただけるだろうと思います。

○柿澤委員 大臣も私も東京の人間ですから、待機児童問題の深刻さ、それが子育て世帯に与えてくる大変な負担感、こういうものは御理解いただ

ました。御苦労さまでした。

次に、柿澤未途君。

○柿澤委員 みんなの党的柿澤未途でございま

す。

さきょうは、子ども・子育て新システム法案及び関連法案についてお伺いをいたします。

まず、基本中の基本なんですけれども、この法案の提出意図の主要な部分に待機児童問題の解消がある、こういう理解をしていいのかどうか。まず、真っ先、冒頭にお伺いをしたいと思います。

さきょうは、子ども・子育て新システム法案及び関連法案についてお伺いをいたしました。

○小宮山国務大臣 新システムの導入の背景には、おっしゃるように、都市部を中心にその保育が不足をしていて待機児さんがいるということ、また、子供が減っている地域では幼稚園、保育所が単独では成り立たなくなつて、また、核家族とか、地域のつながりが弱まつたり、子育てに孤立感とか不安があるというような、そういう幾つかの背景がございますが、そうしたことバッタにして、待機児童解消ももちろんですけれども、質の高い学校教育、保育を就学前の必要な全ての子供に保障する、そうしたこと全体をあわせて今回はこの新システムの中に入れたいというふうに思つてゐるところです。

私は、これだけの大改正を行つて、この子ども・子育て新システムの導入によって、やはり待機児童問題の解消につながつていかなければならぬ、ましてや、一兆円規模の公費を投入していこう、こういうものでありますから、なおさらそううだといふふうに思つてます。

それで、今回の子ども・子育て新システム法案の中核部分である総合こども園、この総合こども園への移行による待機児童解消効果については、これは定量的にどのぐらいであるといふうに分析しておられるんですか。

○小宮山国務大臣 二十三年四月一日現在で二万

五千五百五十六人の待機児さんがいます。ただ、これが秋になると、途中で入りにくいこともあります。そしてまた、本来は働くかというのではなく難しい。

ただ、今回、入れたいと思う方からは全て受け取るというような形で、ニーズをしっかりと把握して、それを認定して、必要な仕組みのところに財政支援をするというような形でいたしますので、必ず現在よりは待機児童の解消につながると思っています。

幼稚園から総合こども園に移行をして、幼稚園でのすぐれた教育も生かして保育の需要にも対応していくなど、また、幼稚園など、総合こども園がパックアップ施設になつて、小規模保育とか家庭的保育も今回は基準を満たせば財政支援の対象にしますので、必ず多様な受け皿ができますから、今よりは待機児童の解消にかなり役立つというふうに思っています。

○柿澤委員 後段の御答弁の部分は後でお伺いをいたしますとして、しかし、私は、総合こども園への移行が、待機児童解消効果、どのくらいであると考えているのかと。これは定量化はできないけれども必ずつながる、こういうふうな御答弁だったと思うんです。

そうはおっしゃいますけれども、やはりゼロ、一、二が待機児童の八割以上ではありませんか。この年齢の受け入れ義務がない総合こども園では、やはり待機児童問題の解消にはつながらないというふうに思うんですけども、この点、もう一度お答えください。

○小宮山国務大臣 おっしゃるように、待機児の八割がゼロから二歳です。今回、総合こども園の、幼稚園が移行するところに三歳未満を義務づけなかったことから、待機児解消につながらないという御指摘を再三いただいているんですけども、それはやはり、全ての地域で待機児がいるわけではないので義務づけなかつたということと、

学校教育は三歳からということがございましたので、今回、ゼロ、一、二歳は義務づけています。で、今回、ゼロ、一、二歳を面倒を見るというのほかに、やはり、今幼稚園は三割あきが実はありますので、そこは、そのゼロ、

で、今回、ゼロ、一、二歳は義務づけています。

ただ、ゼロ、一、二歳を受け入れる幼稚園に対

してインセンティブをこの安定財源をもとにかけ

たいと思っていますので、そこは、そのゼロ、

で、二重取りには決してなりません。

一、二歳、手がかかる分、単価を上げるとか調理室をちゃんと面倒を見るということのほかに、や

はり、今幼稚園は三割あきが実はありますので、

五%の幼稚園で、三歳以上ですけれども預かり保

育をしている。そこにしっかりと財政支援をすると

いうことで、少なくとも三歳以上の部分について

は、多くの幼稚園がそのインセンティブによりま

して移行してもらえると思います。

三歳以上を自分のところでやつていれば、もち

ろん自分のところでゼロ、一、二歳を見てほしい

わけですけれども、そうでなくとも、小規模とか

家庭的保育と連携をしても成り立つような形、い

ういろいろな形を取り入れていますので、幼稚園で必

ずそれは受け入れていただける形に持つていて

いるふうに思っています。

○柿澤委員 るる希望的観測を語つていただきま

したが、しかし、今回、幼保一体化といなが

ら、幼稚園は、直ちに総合こども園になるわけ

ではない、これまでと同じ形で残れるようになつた

わけです。幼稚園のままでは、待機児童、深刻な

ゼロから二歳を引き受けける義務がないわけです

ね。

○柿澤委員 今度、社会福祉法人立の認可保育

所、これが総合施設化した場合に、これも私学助

成の対象になるということになつたわけですよ

ね。

○小宮山国務大臣 今回の子ども・子育て新シス

テムでは、現在の私学助成の一一般補助、これは幼

稚園運営の経常的経費、それと幼稚園就園奨励費

補助、これは原則として、さつき申し上げたよう

に、こども園給付に統合します。

また、特別補助のうち、預かり保育ですとか子

育て支援に対する補助は、私学助成ではなくて、

市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業と

して新たに再構築をすることにしています。

一方で、特別補助のうち、特別支援教育など、

多様なニーズに対応する質の高い特色のある取り

組みについては、引き続き私学助成により支援を

行う。その際に、こうした部分について、社会福

祉法人が設置する総合こども園についても、学校

教育を提供する施設として学校法人と同様に助成

の対象とするということですでの、これは幼児期

の学校教育を進めるという点からこういう組み合

わせでやるので、ダブつてもらうということでは

ないといふふうに考えていました。

今までやつてあるところがびた一文変わらない

決してございません。

○柿澤委員 でも、お伺いをしていると、既存の

幼稚園が幼稚園のままでいる、あるいはこども園化す

る、こういうときに、今までよりも運営費補助

でいえば、多く投入されるようになる。一方で、

このゼロ、一、二の最も待機児童が深刻な部分に

ついで、何がしか、ある種義務として受け入れな

ければいけないかという、そうではない。

つまりは、既存の施設が今までどおりの運営で

あったとしても、今よりも手厚い、多額の運営費

補助をもらえる、こういう制度になつていて

じゃないですか。

○小宮山国務大臣 もう少し具体的に示して

いたくといいんですけれども。

例えば、幼稚園が預かり保育をしていたところ

は非常にそこの財政支援が薄かつた、そこについ

ては今回厚くなりますので、そこの部分は今まで

より多くなるということはあります。

ただ、今は、学校教育と保育を一体的にやつ

ていただくということを推進していくインセン

ティブをかけていきたいと思ってますので、今

までどおりのことをしていくところが今まで

より多くなるということはあります。

ただ、今は、学校教育と保育を一体的にやつ

ていただくことを推進していくことを

いたくと、このことをしていきます。

○柿澤委員 今までどおりのことをしてい

ます。

ただ、今は、学校教育と保育を一体的にやつ

ていただくことをしていきます。

ただ、今は、学校教育と保育を一体的にやつ

て

かどうかというのは、これから設計、こども園給付をどういうふうに設計をするかにかかっています。

○柿澤委員 基本的には、今までの運営費に対する補助、これは私学助成であるにしても、あるいは保育園に対する補助であるにしても、基本的には、今までよりも既存の施設に対する公費投入の水準が上回る、こういうものになるのではないかというふうに思うんですけども。

○小宮山国務大臣 今、私学助成などをどのように移行するかということを整理している最中なんですが、先ほど申し上げたように、こども園給付をどのように設計をするかということにかかっています。

ただ、原則としては、両方やつていただくところにインセンティブをかけたいと思っていますので、その財源の中でどういう制度設計をするかで、今そこをどう整理するかを検討しているところです。

○柿澤委員 私の理解では、私立幼稚園が、例えばこども園に移行する、あるいは幼稚園のままでい続ける、こうしたことを選択する際に、幼稚園のままでいるという選択をすると将来的に公費で負担をされる補助が減らされる、こういうような逆インセンティブといいましょうか、あるいは、この部分は、ある意味では、全体を束ねて、違う給付の形にするという仕組みを使いながら、結果的に既存の施設にも多く投入されるような、こうした整理がなされているのではないか、こういうふうに思っているんですけども、いかがでしょうか。

○小宮山国務大臣 それは、必ずしもそういうことではないというふうに思っています。今までのものが減らされるのではなくて、今回新しく、今の認定こども園でやっているような、

学校教育と保育を両方やつている先駆的な取り組み、これを、先日来議論しているように、課題が二つあって、二重行政と財政支援が少ないこと、

それを、今回給付を一体化する、そして二重行政でないようになりますことで支援をしたいということ

で、率先して新しい、両方やる、一体化の施設をやつていただくところにはインセンティブとして上乗せをしたいと思っています。

だけれども、今までのが減らされるということではございませんので、今回、質も上げていきました

いと思ってますから、今委員がおっしゃったのは、そういうことではございません。

○柿澤委員 では、この質問の最終の確認として、既存の、今運営をされているとおりのままで

新システムの中へ入つていく、それは現状の幼稚園にとどまる、あるいはこども園になる、いろいろなケースがあると思いますけれども、しか

か、そうしたこととに資する部分のないこうした施設に対しては、現状における給付の水準と何ら変わることはない、減らすまではないにしても変わらない、こういう理解でよろしいわけですね。

○小宮山国務大臣 もちろん、安定した財源がちゃんと手に入れば全体に質を上げていきたいとかと言われるけれども、その先の施設に関しては、確かに、小規模保育サービスがあればふえます。そういう陰にあるようないんセントимерも働くのではないかと思います。

○柿澤委員 今前段おっしゃったことは、むしろ変わらない状態で、しかし公費の投入が今より多額になる、こういうことはないんですね。御確認させてください。

○小宮山国務大臣 今までいて下がるということはありません。

もちろん、インセンティブとして、手掛け方式でやつていただくで、総合こども園として学校教育、保育をやつていただくところは一層手厚く順番はあります。

○小宮山国務大臣 今のそのまま残るところに順番はありますが、今のそのまま残るところに

ついても、財源がしっかりと確保できれば質の改善はしていきたいと思つてますので、優先順位は総合こども園の方が先だというふうには思いま

すが、今の幼稚園も、今までよりも改善をすると

いうことは、順番として後にはなりますが、あります。

○柿澤委員 そういう三つのことを申し上げました。

○小宮山国務大臣 ですから、小規模や家庭的保育はゼロ、一、二歳を中心に行います。そこで三歳になつた子供を、総合こども園になつた幼稚園型のこども園が受け入れてくれます。そうする

と、つながるから、全体として待機児の解消につながるということを申し上げています。

○柿澤委員 いや、私の理解が本当に悪いんで

しょうね。ゼロ、一、二に関しては小規模保育でやる。そのゼロ、一、二が待機児童の八割以上で

ある。どうしてこれで総合こども園が待機児童の解消につながるんだという結論になるのかが、私は今もつてよく理解できません。

○小宮山国務大臣 私が申し上げたいのは、要するに、既存の施設に対して、今までどおりで今より多額の公費の投

入をしても、それは、待機児童の解消という今突

緊の課題の解決に向けてでいうと効果に乏しい

ということを申し上げたいんです。そういうところに、限られた資源、なおかつ、増税してまでつ

くり出す財源を投入するというのはおかしいので

はないか、こういうふうに思うんです。

その点、要するに、既存の施設を今そのまま補助を手厚く拡充しよう、こういうものに結果として一兆円あるいは消費税増税分の七千億円が使われることになつてしまふのではないか、こういう懸念を申し上げているんですが、いかがでしょうか。

○小宮山国務大臣 整理して申し上げているつもりなんですが、ずっと先のことまで言うとわからなくなつてしまふのだと。

今の段階でいいますと、総合こども園として、両方の、保育型の子供を受け入れてくれる幼稚園にはインセンティブとして今までよりもいい財政支援をしたいと思ってます、いろいろな形です。ですから、義務づけてはいませんけれども、幼稚園からなつた総合こども園でも、ゼロ、一、二歳を受け入れてくれるところは出てきます。

自分のところで受け入れなくても、ゼロ、一、二歳を受け入れている小規模とか家庭的保育、三歳になつたら行き場がなくなりますから、その子供たちを三歳以上の総合こども園として保育と教育をやつているところが受け入れてくれれば、それはやはり全体として待機児の解消につながる。当面は、その両方をやつてくれるところにインセンティブとして優遇をしていきたいと考えています。

○柿澤委員 今回、制度に移行する上に当たつて、幼稚園のまま残るという選択肢も残されました。幼稚園に関して、では、総合こども園に移行しますか、ゼロ、一、二を幼稚園のまま預かりますか、きょうの報道で発表されていますけれども、大変低い数字になつています。今おつしやられたように、まさに総合こども園そのものも、ゼロ、一、二を受け入れるという、そのものが義務的に課されているわけではないですね。そういう中で、待機児童問題の核心であるゼロ、一、二の受け入れ容量の拡大ということに本当につながるんだろうか。これは非常に私にとっては心配になつてしまふようなスタートだと

いうふうに思つてます。

逆に言うと、そういう中で、一体この七千億といつのをどういう形で使っていくつもりなんだろうか。結局は、それは、今運営をされている方々が新システムに移行する、そのことをある意味で理解して受け入れてもらう、そのためのインセンティブとして、既存の施設の経営に対して、今より手厚く投入することによって、必ずしもろ手を挙げてみんな賛成だったとは言えないこの新システムへの移行に関して幼稚園にも保育園にものんびり手厚く投資することになつてしまふのではないか。このことはぜひとも御答弁ください。

○小宮山国務大臣 そういうことはございません。

これまでよりも、指定によつて、今まで小規模保育とか家庭的保育では薄かつたわけですが、そこをやつてくれるところへしっかりとしつかります。それから、先駆的取り組みの認定こども園も、財政的支援が少ないと

言つてはいるそういうところにも支援をしていく。そういう意味で、これから移行していく、幼稚園と保育所を一体化した学校教育、保育を進んでやつてくれるところに手厚くしていきますので、今までのままのところを厚くするというのではなくて、今回、量的拡大に当面〇・四兆円、それから質的な拡大に〇・三兆円、そういうことを考えております。

○柿澤委員 今回、制度に移行する上に当たつて、幼稚園のまま残るという選択肢も残されました。幼稚園に関して、では、総合こども園に移行しますか、ゼロ、一、二を幼稚園のまま預かりますか、きょうの報道で発表されていますけれども、大変低い数字になつています。

今おつしやられたように、まさに総合こども園そのものも、ゼロ、一、二を受け入れるという、そのものが義務的に課されているわけではないですね。そういう中で、待機児童問題の核心であるゼロ、一、二の受け入れ容量の拡大ということに本当につながるんだろうか。これは非常に私にとっては心配になつてしまふようなスタートだと

が共通してしまつたんですね。

もちろん、推進派の方は、小規模保育サービスであるとか、あるいは指定制であるとか、こういうのをどういう形で使っていくつもりなんだろうか。結局は、それは、今運営をされている方々が新システムに移行する、そのことをある意味での総合こども園で、とても待機児童の受け入れ量が飛躍的に増嵩するとは思えない、こういうふうに賛成派も反対派も口をそろえておつしやるんですか。

○小宮山国務大臣 それは、現場の方とか利用者の方も含めて、今回の新システムの狙い、どういふ形になるかということがまだ伝わり切っていないという、そこはもつとしつかりと丁寧に御説明をしていかなければいけないということは感じます。

ただ、今回の総合こども園は、何回も申し上げているように、非常に先駆的取り組みで施設側からも利用者側からも評価が高い認定こども園の課題でありました二重行政と財政措置に対する公平性の確保、こうしたこと解消するためにやつていく形にしていきますので、都市部では待機児解消につながりますし、地方では、それぞれ単独ではやつていけないところが成り立つようになるということです。

今回は、ばらばらである子育て支援を、財源、それからその所管をするところを一元化して、一定程度に、ただでさえ少ない子育て予算を何とか集めて有効にやるということ。これは市町村が実施主体で、それぞれの地域に見合った形でやるということで、自治体の方からは一定の御評価をいただいています。そこで、自治体の方からも御理解して非常に対応していただきました。

○柿澤委員 御答弁をいただきました。

総合こども園について、先日、子ども・子育て新システム法案の一環として、いろいろヒアリングをさせていただきました。

子ども・子育て新システム法案を早期に成立させほしいという推進派、あるいは、この法案に

あるゼロ、一、二歳の受け入れ容量の短期的な急速な増加には、やはりつながらないのではないかと思います。

しかし、この法案の中で、例えば小規模保育サービス、また家庭的保育、こういう部分については賛成なわけですか。どちらも、しかし、今回

私は、今回導入される現状における総合こども園の制度では、待機児童問題の核心で

の部分については大変意義があると思つています。

ですから、むしろ、ここに對して集中的な注力をしていく。つまり、市町村の指定制と、また、小規模保育サービスの拡大、こここの部分に的を絞つて、特に大都市部において展開をしていくことが最も待機児童の解消につながるのではないか。

○柿澤委員 私は、今回導入される現状における総合こども園の制度では、待機児童問題の核心で

あるゼロ、一、二歳の受け入れ容量が全然足りない、こういうものができないわけではないですか。

こうしたニーズに対しても的確に対応できるとすれば、まさに今申し上げたような小規模保育サービスを展開していく、これが最も迅速にマッチが起きてしまうのは、箱物の保育園をつくつて対応しようとすると、やはりスクラップ・アンド・ビルトができる、だから、がらがらの保育園がある一方で、受け入れ容量が全然足りない、こういうものができないわけではないですか。

○柿澤委員 私は、今回導入される現状における総合こども園の制度では、待機児童問題の核心で

思つてます。

承りますが、今も待機児さん、都市部については、先日来お話をしているように、先進的に取り組んでいる東京の区部ですとか横浜市さんからとにかくいろいろ伺つて、どういうふうにすると待機児に対応しやすいかということで、子供の安全にとかわらない規制などを取つ払つたり、必要な補助をするようになりした結果、横浜市では、今回、自覚ましく待機児さんが減ったわけですね。そういう取り組みは、今も安心こども基金なども使ってやっています。

いろいろ御答弁ありがとうございました。
新年金制度のことについては、先日二十四日の特別委員会での質問でも、財政試算の内容についてお聞きをさせていただきました。岡田副総理の御答弁は、これは党がつくったものがあるので党に聞いてほしい、こういうニユアンスの御答弁でありましたので、副総理の御答弁としては、正直、いかがなものかなということも感じさせていただいたところであります。

つくりになつた百年安心プラン、そのときの数字をそのまま置いてる。なぜならば、それは比較可能にするためにということでござります。それから時間もたつて、異なる前提で試算をしてみると、一つは一つ価値のあることかも知れませんが、そういうことについては今後の検討課題。今置くとしたら、やはり同じ数字で計算、比較をするしかないということであります。

それから、割り戻しの話ですけれども、結果局

○柿澤委員 平成十六年の財政検証までは、この利子率で割り戻した数値というのは厚生労働省も出していただんです。しかも、それ以前の場合はそもそも利子率で割り戻していく、こういう経過もあるんです。だからこそ、私は、このやり方をやつた方がいいのではないか、受け取る年金の現在価値に照らした価値を算出するには、経済状況がその先どうなっているか、こういうことを踏まえた上でもやはり正しい計算になるのではないか

待機児の対応というのは、今までずっとやりとりさせていただいたよな仕組みで、多様に、それぞれの地域によってニーズが違いますので、いろいろな仕組みを使う中で、今御評価いただいた小規模保育、家庭的保育も有効に使いながら待機児を解消するというのが一つ。最初にも申し上げたように、今回は、それだけではなくて、親の働き方にかかわらず就学前の必要な子供に学校教育と保育をするということ。それから、家庭での養育、また地域の子育てを支援する。この三つの目的があつてやっていますので、そこを相まって、今回こういう形で、それぞれの市町村の中でニーズにふさわしいものが選べるよう、多様なメニューを用意させていただいているところです。

○柿澤委員 限りある財源を使って、子育て世代が増税に見合った受益を実感できるには、私は、やはり目に見えて、預けられなかつたというところが、預けられるところが見つかった、こういうふうにならなければ、なかなかこうした巨額の公費投入に対する理解が得られにくくなってしまうのではないかと思うんです。

先ほど横浜のケースもおつしやられましたけれども、その成功事例を聞いてみると、なおさら、総合こども園を一つの中核としてこの子ども・子育て新システムを進めていくということがどう子育て世代の受益の実感ということにつながるのか、ということだが、何となく理解しにくくなってしまった

とてもないんです。財政試算の前提として使って
いる、皆さんのが野党時代には批判していた平成二十一年財政検証の甘い見通しを下回ると、七万円をみなし運用利回りで伸ばして賃金上昇率で割り戻した五・八万円、これ自体七万円に及んでいないわけですから、しかし、これすらも下回ってしまうのではないかということをおおさせていただいたと思います。

みなしさ運用利回りによつて伸ばした数字を賃金上昇率で割り戻して年金支給額の現在価値を導いているわけですけれども、そもそも、現在価値に割り戻すのに賃金上昇率を使つてゐるというのが、これまたちよつと首をかしげてしまひます。手取りのお金の価値を現在時点の価値で比較するわけですから、経済学的には利子率で計算するのが正しい計算のはずだと私は思うんです。

賃金上昇率より長期金利はほぼ確実に高い。これまで、トレンドとしてそうでした。長期国債金利によって割り戻した場合というのは、そうすると、現在価値というのは五・八万円より低い、経済前提が外れればもつと低い、そして、利子率で割り戻して経済学的に正しい現在価値を導くともつともと低い、こういうことになつてしまふのではないかと思うんです。

とんでもない低い額になる、低額の年金支給を約束しているにすぎないということになつてしまふ。○岡田国務大臣 まず、前提として置いている数

現在価値を表示する方法として、生活水準との対比で実質的な金額を示す必要があるということでの年金制度において賃金上昇率で割り戻すといふことは一般的なことであつて、委員のおっしゃるよううに長期金利で割り戻すというのは私は余り聞いたことがないので、そういう例がもしあればお教えいただきたいと思います。

○柿澤委員 四十年後、あるいは何年後でもいいですけれども、四十年後に受け取るお金が現在の価値に照らして幾らになるのかとということを算定する際に、そういう意味では最も中立的かつ正しい数値を導き出せるのは、やはり利子率なんじやないですか。(発言する者あり)いや、給付はそうです。給付はそうです。その給付の額が今のが価値に戻して幾らになるのか、これを割り出す場合分けは、やはり利子率で割り戻すのが妥当なのではないかというふうに思うんですけども。

○岡田国務大臣 ですから、もし、ある程度公式なそういう試算で利子率を使っているものがあれば具体的にお教えいただきたいというふうに申し上げているわけです。普通は実質賃金ということでお、賃金上昇率で割り戻すというのが普通だといふふうに私は思っております。

試算等で、これは党で正式に認めたものではあらませんけれども、この前公表しました試算では、二〇一六年度七万円を二〇六五年度価格に直すと十九・八万、それを賃金上昇率二・五%で割

と思ひますけれども、残念ながら、この部分については御答弁をいただけない。残念です。

二十四日にも同じ質問をさせていただいたんですけれども、新年金制度への移行開始時の二〇一六年時点で、基礎年金保険料の定額分の減収額よりも所得比例年金への移行による增收額が上回つていなければ、その時点で追加費用が発生をしてしまう。二〇一六年から二〇三五年まで消費税率引き上げがほとんど不要という財政試算の数字は、そうなると、最初から崩れてしまうというふうに思うんです。

小宮山大臣は、所得の高い人は多く払うので、全体としてそんなに差はない、こういうふうに繰り返しお答えになられていますから、そうおっしゃつていてるということは、減収分と增收分の差額がこれになるから追加的な負担は発生しない、こういうことがもう既に導き出されているんだと思うんですけども、この差額がどのくらいになるかということについて、数字があれば出してください。先日もお話をさせていただきましたが、改めてこのことについてお伺いをさせていただきます。

○小宮山国務大臣 それは、全体的な状況として、低い人は低い保険料、高い人は高い保険料を払うということを申し上げましたので、今その制度設計は党内で行われていると思いますので、具体的な数値は、今、持ち合わせていません。

○柿澤委員 これは再三再四お尋ねをさせていた

しました。

次に、小林正枝さん。

○小林(正)委員 新党きづなの小林正枝でござります。

連日、長時間にわたる審議について、委員長並びに委員の皆様には敬意を表するところであります。

私は、政府が提出いたしました一体改革関連法案を拝見し、まずもつて、これは消費増税をするための方便でしかないと強く感じました。とりわけ年金機能強化法案と被用者年金一元化法案に関しては、増税のために年金のシステムをいじつていると感じましたし、さらには、無理をしてでも今の制度を維持しようとしている、そのように考えておられるという強い思いをいたしました。

私たち新党きづなは、再三にわたり、今の状態の今まで消費税率を上げることには反対と申し上げてきましたが、ここは、消費税の問題を一旦切り離して、将来の年金システムをどうするのかという点に集中して論じるべきだと思います。そこで、まず、年金機能強化法案の中で低所得者への年金額の加算が提案されていることについて質問させていただきます。

政府のお考えは、低所得者の方々の年金に一律月額六千円を上乗せして、免除期間に応じた額を加算するなどの措置をとろうとするものであります。恐らくこれは、保険料を四十年間納付して得られる月額六万四千円の年金に六千円を足せば、民主党が当初マニフェストで言っていた最低年金七万円という額になるという单なる数合わせであると推測いたします。あるいは、単身高齢者の基礎的消費支出が七万円弱であるという数字を根拠にしているのかもしれません。

そこで、政府として七万円の根拠をどこに求めているのか、まずその点についてお聞かせください。あわせて、加算する月額六千円というその数字の根拠についてもお聞かせください。

〔委員長退席 古本委員長代理着席〕

○小宮山国務大臣 七万円の水準は、統計によりますと、近年の単身の高齢者の基礎的消費支出が

月額六・七万円から七万円であることを参考とします。

これは、今申し上げたように、高齢者の基礎的

水準を解消した後の老齢基礎年金の満額六・四万円との差額として設定をいたしました。

この六千円という加算額は、この七万円と特例

消費支出、これが月額六・七から七万円であるこ

とを参考にしてこういう水準として設定をしたわ

けですけれども、衣食住、それから光熱費など必

要な金額が地域ごとに少しづつ異なるということ

は考えられます。今回一律としたのは、老齢基

礎年金そのものが全国一律の額ですので、こちら

の加算も一律としたということで、こういう設定

になっています。

○小林(正)委員 ただいま御答弁をいただきまし

たが、もう少し掘り下げて伺いたいと思います。

七万円という額は、退職した後において最低の

認識を持たれているようですが、その場合、都市

部での生活者と農村部での生活者をそれぞれの

よう位置づけて、幾らあれば生活ができるとい

う試算をされているのでしょうか。また、持ち家

の人とそうでない人の差もあるかと思います。そ

のあたりを詳しく、国民が納得いくように御説明

願えますでしょうか。

もちろん、厚生労働大臣がおっしゃったよう

に、生活必要経費が各人、各地域によつて異なる

ということは私も理解しております。よろしくお

願いいたします。

○小宮山国務大臣 先ほどの答弁の後半で一部お

答えをしてしまいましたけれども、本体の老齢基

礎年金が、これは全国一律なんですね。ですか

ら、もともとの老齢基礎年金も、各地域ごとに衣食住や光熱費など必要な金額が異なつても同額で

ござりますので、今回はその老齢基礎年金への加算ということでお聞かせください。

とです。

○小林(正)委員 今、御答弁をいただきましたが、仮に政府の判断を是として、今現在の生活費が七万円かかるという判断であるとするならば、なぜ二〇一五年十月の消費税一〇%に合わせて基礎年金の額をふやそうとするのでしょうか。今の時点ですいう認識をされているのであれば、消費税の議論とは関係なく基礎年金の額を論じなければならぬはずです。なぜ三年間先送りにするのですか。私は矛盾を感じます。いかがでしょうか。

これについては、財務大臣と厚生労働大臣、お二人の立場からお伺いしたいと思います。

○小宮山国務大臣 今回の最低保障機能の強化を図る法案、これの財源は、消費税の増税分を用いて一定の低所得の人に対して年金加算を行うといふことにしているので、それは消費税が上がったときにスタートをするということです。

それを確保しないまま負担の軽減だけを先にしますと、その分がまた将来へのツケの先送りになってしまいますので、今、世代間の公平を図ろうとしていることとの整合からしても、これはしっかりと安定財源である消費税の增收を得たときからスタートをするということをございます。

○安住国務大臣 低所得高齢者に対する最低保障機能を強化していくことは、年金制度上の重要な課題の一つと思っております。しかし、財源の裏づけもなくこうした課題に対応することは、単に後の世代に負担をツケ回すことにはかならないので、問題が大きいと思っております。

このため、今回の一体改革では、消費税引き上げによる安定財源確保を前提に、社会保障の充実策を実施していくこととしております。その上

で、低所得者への年金加算は制度実施に一定の準備期間が必要であるため、二十六年四月

の消費税引き上げではなく、二十七年十月の消費税引き上げに合わせて実施するものと承知しております。

○小林(正)委員 次に、少し角度を変えてお伺い

像したような御回答をされました。財務大臣は財源がない、厚生労働大臣は世代間の公平を図るために、そのようにおっしゃられました。

今の御答弁に関連してお尋ねいたします。

受給期間を二十五年から十年に短縮するという件について、私は同じことが言えると思います。なぜ今直ちに行おうとしないのでしょうか。少なくとも、消費税八%へ税率アップするときに合わせてするものが筋ではないでしょうか。一〇%に移行するときと限定しておっしゃっていますが、この点についてもう一度、財務大臣と厚生労働大臣に、それぞれのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

件について、私は同じことが言えると思います。なぜ今直ちに行おうとしないのでしょうか。少なくとも、消費税八%へ税率アップするときに合わせてするものが筋ではないでしょうか。一〇%に移行するときと限定しておっしゃっていますが、この点についてもう一度、財務大臣と厚生労働大臣に、それぞれのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

例えば、四十年間全額納付を免除されてきた人の例で考えてみます。今回の改正で年金が加算されることになったとしても、年金以外の収入もその他の資産もなければ、この方は生活保護の対象となります。法案が通ったとしても、基礎年金の満額の三分の一である月額約二万一千円の支給から、定額加算の月額六千円と免除期間に応じた免除加算の月額約一万円がプラスされ、トータルで約三万八千円が支給されるということになります。

こういった例を考えてみると、せいぜい生活扶助費の支給額が変わるくらいですので、今回の改正でどれくらいの効果が期待できるのでしょうか。財政的な面における行政効果、そして社会保障面における國のあり方としての効果、それがあるのだとするならば、財務大臣と厚生労働大臣にお伺いいたします。

○安住国務大臣 低い額の年金を受け取りながら生活保護を受給している方については、新たに低所得者への年金加算を受けても生活保護から脱却できず、生活扶助費の支給額が変わらなければ、生活保護対象ではなくても低所得が苦しい高齢者の方に対する所得保障を充実することができ、場合によっては生活保護に陥ることを防ぐこともあります。

一方、低所得者への年金加算により、生活保護対象ではなくても低所得が苦しい高齢者の方に対する所得保障を充実することができ、場合によっては生活保護に陥ることを防ぐこともあります。

今回の改革は、社会保障制度のうち、老後の所得保障の柱である年金制度を充実させるとともに、必要な財源は消費税引き上げにより確保することでの財政規律にも配慮しており、こうした改革の意義について、ぜひとも御理解いただきたいと思います。

○小宮山国務大臣 今回の低所得者への年金額の加算は、現在の年金制度で実際に低年金の人が存在する中で、最低保障機能の強化を図るために、一定の低所得の人に基礎年金の加算を行うことにしているのです。これは、年金の持つ所得保障の機能を高める趣旨で、御指摘のような生活保護

からの脱却だけが目的でないということは御理解をいただきたいと思います。

また、四十年間全額免除されてきた低所得者の場合は、今回の年金加算によって、最大で月額およそ一万六千円程度加算されることになります。

○岡田国務大臣 現在、老齢基礎年金を受給している人の年金給付に対する国庫負担割合は、平成二十年度以前の加入期間に対して計算される年金額の国庫負担割合が現在三分の一になっているということではありません。

したがい

自身の年金として支給されること、これにはやはり一定の意義があるというふうに考えています。○小林(正)委員 私は、財務大臣にも厚生労働大臣にも、今回の改正でどれくらいの効果が期待できるのかというのを伺いましたが、残念ながら、いずれも、効果があるのかといった点についてはお答えいただけませんでした。

しかししながら、私の解釈では、財務大臣は、やはり生活扶助費の支給額が変わるということを認めているということは、本音としては効果が薄いという認識をされているのではないでしょうか。また、厚生労働大臣は年金の意義とおっしゃいましたが、それは、生活保護と低所得者の年金を合わせてもやはり低所得者そのままということで、私

の質問に答えていただいているとは私は思いました。○小林(正)委員 いずれにいたしましても、消費税一〇%ありきの議論がなされています。結局は、このことは年金不信が高まるばかりだと私は思います。

一番最初の質問でも、厚生労働大臣は、世代間

の公平を図るためにおっしゃられましたが、国民年金に関して言えば、既に年金未納率が四二・四%にも上っています。政府は非正規労働者の増加が原因であるとお考えのようですが、本当にそれが何の若者は、自分が年をとるところには年金制度が破綻しているのではないかと考えているの

です。年金保険料を意図的に納付しないのです。四年間きちっと支払えば、掛けたお金の一・五倍は戻ってくると幾らか政府がPRしても、それを信ずる経費の国庫負担割合は平成二十一年四月から二分の一に引き上げられましたが、それまでは二分の一でした。

今まで掛金を納付してきた方からすれば、これはどう考へても矛盾すると思います。つい最近、金と言えるのでしょうか。私は、制度を部分的に取り繕つても、既にシステムはもとに戻らないと言つていいかと思います。

四割以上の人人が加入していない年金を国民皆年

金と言えるのでしょうか。私は、制度を部分的に取り繕つても、既にシステムはもとに戻らないと言つていいかと思います。

○岡田国務大臣 国民年金加入者のことを委員御指摘ですから、今回の年金の改正の中で国民年金にかかる部分というのは、一つは、消費税によって基礎年金国庫負担の割合を恒久的に二分の一にすること、もう一つは、これは国民年金だけではないのですが、国民年金にも関係するという意味で、年金額の特例水準を解消すること、この二点が国民年金にかかる改正だというふうに思っています。

前者につきましては、恒久的な財源を確保する

ことで、国民年金あるいは基礎年金の信頼を高め

復活するとお考えなのでしょうか、厚生労働大臣と岡田国務大臣に御見解をお伺いします。

○岡田国務大臣 今、今回の改正で国民年金の不

信が払拭できるかどうか、そういう御質問でした

が、今回の改正のどこの部分が国民年金の不信解

消に意味がないというふうにお考えなんでしょう

ることにつながるというふうに私は思います。

後者は、ちょっと中身は違いますが、年金制度、世代間の負担の公平という観点からいと、やはり物価スライドをきちんと適用して、下げるべきものは下げるということは、若い世代にとって、将来年金制度が持続可能であるということを一つ補強することにはなるというふうに私は考えています。

○小宮山国務大臣 今回の一体改革では、給付、負担の両面で世代間、世代内の公平を確保して、持続可能で、若い世代を含めた国民が安心して信頼できる社会保障制度、これを構築しようとしています。

具体的には、消費税収によって基礎年金の国庫負担割合を恒久的に二分の一とする、また年金額の特例水準を解消する。このことによって、若い世代の保険料負担が過重にならないようにすると、また若い世代が高齢者となつたときも安定した制度から年金を受給することができるようになるということ、これは若い世代にとってメリットだと思います。

また、短時間労働者に対して厚生年金の適用拡大を行うことで、今、非正規が若い人は多いわけですから、非正規の年金保障を拡充するといふけれども、非正規の年金保障を拡充するといふこと、また、産休期間中の厚生年金保険料を免除して、女性が産後も就業継続できる環境整備を行ふ、こうしたことはみんな若い人たちにメリットのあることだと思います。

世代間扶養を基本としますこの年金制度を安定向的に運営するに当たりましては、制度に対する若

い人そして高齢者双方の信頼を得ることが重要で

すので、若い世代にとってメリットがあることを

丁寧に説明していくことを考えています。

○小林(正)委員 厚生労働大臣がおつしやられる

ように、年金を支払う人たちが、自分たちが次の

世代のためにといふ理解を示すことは必要だと思

います。しかし現実は、今受給している人たちと

支払っている人たちの差が多いというのが現実で

す。そして、その差を縮めるために過重な負担を

減らす、若い世代にとってはメリットとおっしゃられるのが、実際には若い人たちにつながっていない

ような気がいたします。

私は厚生労働委員会に所属しておりますので、もっと詳しく、その点について、これからも伺つてまいりたいと思います。

最後に、年金の一元化法案についてお伺いいた

します。

二〇一五年十月より、共済年金は、国家、地方、私学の三制度が廃止され、厚生年金に統一されます。しかし、同時に、公的年金としての三階建て部分の職域部分を廃止した後、新たな年金については別に法律で定めるとしています。

中小民間企業には企業年金がない会社も多い中で、新たな年金をつくるとされている意味が私はよく理解できません。なぜ新たな年金なのか、多くの企業経営者も非常に気にしているところだと思いますので、国民の皆さんにもわかるように説明をお願いいたします。

○岡田国務大臣 委員御指摘のように、職域加算

の部分を廃止した後、新たな年金のあり方について、別に法律で定め、必要な措置を講ずるというふうに被用者年金一元化法案に書いております。

その具体的中身についてはこれから検討すると

いうことで、私のものと有識者会議を開きまし

て、次回以降、第四回目になるんですが、この問

題を集中的に御議論いただくことになつて

おります。

○岡田国務大臣 委員御指摘のように、職域加算

の部分を廃止した後、新たな年金のあり方について、別に法律で定め、必要な措置を講ずるといふ

ふうに被用者年金一元化法案に書いております。

○古本委員長代理 これにて小林さんの質疑は終了いたしました。

○白石洋一君 次に、白石洋一君。

○古本委員長代理 これにて小林さんの質疑は終了いたしました。

○白石委員 民主党の白石洋一と申します。

五十分であります。ちょっと私、ベース配分をつかみかねるところがありますので、考え方直して、質問要旨の三番目、歳入庁の方から、短く済む方からやらせてもらいたいと思います。

歳入庁の設置についてでございますけれども、やはり社会保障と税の一体改革というのは、消費税と社会保障だけじゃなくて、入る方、税の徴収、そして社会保険料の徴収、これを一体、そして一本化していくという意味もあるんじゃないかなというふうに思うわけであります。そして、この歳入庁の設立というのは、党では決定しておりまして、年末そして年度末の素案、大綱の議論の中でも非常にこの部分は念押しをされているといふものであります。

○小林(正)委員 私は、國民にもわかるようにと説明を求めました。これから有識者会議を開いて議論するということですが、それでは國民の皆さんは納得しないと思います。もっと岡田国務大臣

が国民に、自分たち、この政府は何をしたいのかというのを、本当にこの制度を始めるのであれば、しっかりと力強く述べてみてください。

○岡田国務大臣 制度の中身はこれからです。これから有識者に御議論いただくのに、私がそれに先立つて何かを言うべきではないと思います。

ただ、言えることは、先般の人事院の調査で、官民の退職給付、これは年金と退職金の合計ですが、その官民格差が四百万強あるということが明

らかになりました。この官民格差についてはなく

すということで、そのなくす上で、それを全て退

職金でやるのか、あるいは年金はやめて残りを退

職金で調整するのか、そういう議論が残されてい

る。いずれにしても、官民格差四百万は、これは完全に解消するということであります。

○小林(正)委員 時間が迫つてしまいまいましたので、そこで質問を終わりますが、厚生労働委員会は開かれると思っていますので、そちらで質問させていただきます。

○岡田国務大臣 ありがとうございます。

○古本委員長代理 これにて小林さんの質疑は終了いたしました。

○白石委員 次に、白石洋一君。

○古本委員長代理 これにて小林さんの質疑は終了いたしました。

○白石委員 民主党の白石洋一と申します。

五十分であります。ちょっと私、ベース配分をつかみかねるところがありますので、考え方直して、質問要旨の三番目、歳入庁の方から、短く済む方からやらせてもらいたいと思います。

歳入庁の設置についてでございますけれども、やはり社会保障と税の一体改革というのは、消費

税と社会保障だけじゃなくて、入る方、税の徴

収、そして社会保険料の徴収、これを一体、そし

て一本化していくという意味もあるんじゃないかな

というふうに思うわけであります。そして、こ

の歳入庁の設立というのは、党では決定しており

まして、年末そして年度末の素案、大綱の議論の

中でも非常にこの部分は念押しをされているとい

ふるものであります。

○安住国務大臣 党からいただいた結論は私も読

みましたし、それを受けて、今度は、今、三類型

について政府でやつておりますので、そうした岡田副総理のもとでやつておられる議論を私としては見

守りたいと思いますが、ただ、言うべきことは言わせていただきます。

そもそも、国税庁自身に大きな問題があつてこない話が発生したのではなくて、これは御存じのとおり、年金機構のいわばあり方、このずさんな管理とでもいいますか、ましてや、本来しつかり徴収しないといけないものを取つていい、そういう問題が大きいわけですね。

私は、国として、これが一体化することによって全てよくなるのであれば十分やつたらいいと思ひます。何もそんなことで私がそのことを反対しているわけではありません。

ただ、問題は、保険料の徴収業務と、国税というのは長い年限をかけて、いわば取りにくいところにもどんどん行つて取つてきて、時には批判はされます。しかし、私は、国民の中で税の公平中立なイメージといいますか、国民に定着、浸透させてきた貢献というのはやはり大きいと思いま

す。

今でも国税庁に対する、税務署といいますか、そんなに国民は、さまざま官庁はありますけれども、決して悪い評判ばかりではなくて、むしろ私は信頼感があると思います。今度の大震災でも、相当な業務を仙台国税局管内でこなしてくれました。能力の高さもあります。そこに、単に一概に、できが悪いと言つたら大変失礼ですけれども、年金の徴収ができないからそれをくつつけちゃえというのは乱暴ではないかと。メリットがちゃんと生かせるように、ちゃんとやつてほしい。

それで、今、白石さんからお話をあって、要するに、年金機構の職員を引き継がなくていいんだ、だからいいじゃないかと。まあ、言われればそうかもしれません、だけれども、そんなに人の生首を簡単に切つて、この業務だけ私どもの国税庁が引き受けますということが現実的にできるのかといふと、私は、政治の世界、家族もいれば、年金機構の中にも優秀な方もいらっしゃるわけで、むしろ私は、年金機構がなぜそういう体质

なのかと。

これはちょっと脱線しますけれども、NHKの受信料を集めるのもだめなんですよ、NHKといふのは。それとむしろ私は年金機構はよく似ているなど、これは個人的な感想ですけれども、思つているんですよ。

国税庁の方が全然違う組織で、むしろ精度が高いんですよ、やはり。それは、変な話、いろいろな問題のある組織にだつてすべき入つていて、税金を取るわけですから、場合によつては、そこが、統合することによってよくなるような体制にしてもらえやすいということです。

○白石委員 懸念点はわかりました。ですから、懸念点を克服するよう、社会保険料もしっかりと取る。それが目的ですから、そのための体制といふのをしいていかなければならぬと思うんです。

岡田副総理に御質問します。

副総理は、効率がアップするかどうかわからぬい、つまり、対象が違うじゃないかと。税の徴収というのはかなり限られた高所得の方なのに対し、社会保険料というのは非常に幅広いというところでは、それを徴収機関を統合して、効率といふのはアップするかどうか疑問である、このように私はとつたんすけれども、やはり共通の部分といふのはあるわけで、機能といふのはあるわけでも、それを統合することによって効率はアップすると思いますし、やはり情報面でも、同じ組織でくことができる、このように思うわけであります。

なかなか難しいというところがあつたら、だからそれを敬遠してしまうのではなく、それを克服するというスタンス、姿勢が大切だと思うんですね。岡田国務大臣 白石さん、これはマニフェストにも書いてありますし、私は基本的に歳入庁をつくる方向で議論しております。

ただ、今、安住財務大臣も言いましたが、やは

り本当につくるということであれば、いろいろ悩まなければいけない点があるわけで、それはぜひ党の方でも同じ意識で議論していただきたいと思います。

先ほど言つた、やはり機関の人はもう切り離すとおっしゃいますが、多分、支払いのところは残るとは思うんですけども、だから全員じゃないと

にしてもらえやすいということです。

○白石委員 懸念点はわかりました。ですから、懸念点を克服するよう、社会保険料もしっかりと取る。それが目的ですから、そのための体制といふのをしいていかなければならぬと思うんです。

そして、私が一番悩んでいるのは、国税庁の所得税の申告者数は二千三百万、それに対しても、年金機構の国民年金の一號被保険者は千九百万人、しかし、そこの間にかなりオーバーラップしている部分もありますが、そうでない部分がある。特に国民年金の一號被保険者の中には、自営業者あるいはパートで働いておられる方、いろいろありますから、かなり所得の少ない人がたくさんおられて、国税庁の対象から外れている方がたくさん見えていこうとすれば、それは人も相当ふやかにならなければいけないし、やり方も、国税の徴収とまた違うノウハウも必要になつてくる。そういうことが果たしてどうやつたら実現できるかという

ことをやります。

大臣は、それは厳しいからとも挙げられ

ておりますけれども、やはりこれは、厳しい家庭も確かにあると思うんですが、しかし、これ

は適用しているのは全ての年金受給者であります

ので、二階もある。あるいは三階もある、非常に

高額の年金を受け取つてゐる人も全てに適用され

るものでありますので、これは金額にしたら大変

なるものだと思います。

年金というのは毎年五十兆円支払いがある、そ

のうち税金が十兆円ですけれども、ですから、

二・五%だつたら毎年一・二五兆円、意図せざる

払い過ぎということになつて、国費は〇・二五兆

円、二千五百億円ですけれども、年金保険料財政

から出すものが一兆円であります。この一兆円と

いうのが大きいものであります。低所得者加算が

〇・六で何とかやろうとしている。でも、一兆円

は、これは高額年金受取人がある人も含めてでありますから。

ですから、今、積立金が公的年金で全て百七十兆円あるということなんですか、厚生年金はきょうの朝の百四十兆ですけれども、ほかのと

のでありますので、前提となつておりますので、ぜひよろしくお願ひします。

次が、特例水準について。これは通告していませんが、特例水準の解消、私は民主党の年金ワーキングチームの事務局長ということで、政府の議論と同時に意見具申をさせていただいております。

それから、かわりに新人を探つて教育すればいいと言いますが、国税庁のプロの皆さんを育てるには、それは相当な時間と手間暇をかけているわけで、そんな、新人を大量採用してかえればいいというものでもない、現実を考えたときに。

そして、私が一番悩んでいるのは、国税庁の所は、今まで千円で買えていたものが千三百円になつたら、その分、年金は上げる。しかし、逆に、千三百円で買えていたものが千円で買えるようになつたら、そのときは年金もそのようになります。

それで、やはり、まず物価スライドというのには、過去、二〇〇〇年から三年間、物価低下があるにもかかわらず引き下げられなかつた。

大臣は、それは厳しいからとも挙げられておりましたけれども、やはりこれは、厳しい家庭も確かにあると思うんですが、しかし、これは適用しているのは全ての年金受給者でありますので、二階もある。あるいは三階もある、非常に高額の年金を受け取つてゐる人も全てに適用されるものでありますので、これは金額にしたら大変なるものだと思います。

年金というのは毎年五十兆円支払いがある、そのうち税金が十兆円ですけれども、ですから、二・五%だつたら毎年一・二五兆円、意図せざる払い過ぎということになつて、国費は〇・二五兆円、二千五百億円ですけれども、年金保険料財政から出すものが一兆円であります。この一兆円と

ころもあわせて百七十兆で、それで毎年毎年一兆円、余分に意図せざる支払い過ぎ、過払いがあつたとしたら、これはやはり次の財政検証のときに大変なことになりかねないとということで、これはぜひ同時に配慮していただきたいなど。

もちろん、一気にというのは、これは大変ですから、今二・五%になつていて、それを三年間かけて、〇・九、〇・八、〇・八。マクロ経済スライドが〇・九ですから、それに見合つた水準で段階的にやろうということで、これは是認せざるを得ないなというふうに思うわけであります。

これは意見として申し述べさせていただきました。

そして、これまでの小宮山厚労大臣の年金に対する答弁を聞いて、確認したいことが二点ござります。それは、低所得者向けの加算についてなんです。

この制度についても、年金ワーキングチームで議論をしてきて、もちろん、その中には、納付意欲を阻害するものであつてはならないというものであります。これは議論に参加した議員も共通認識であつたと思います。

低年金である方々、特に基礎年金に満たない方々は、いろいろな事情があつたと思ひます。払つてきた人は汗を垂らして真面目に払つてきたということなんですかねどもでは、払つていな

い人は眞面目じゃなかつたのかというと、そういう人には眞面目じゃなかつたと思うわけあります。その中で、意図的に払わなかつた人、これはやはり、わかつていながら払つていなんだから、やむを得ない部分があるということだと思います。

ですから、加算の中でも、六千円があるということなんですかねども、もう一つは一万円相当の加算も用意していく、一万円というのは、これはやはり納付意欲に配慮して、免除期間に応じて、免除期間というのはやはり理由があつて払えなかつたわけですから、その期間に応じて満額一万円を支払うということがあつたわけですね。

合計一万六千円のうち一万円については、免除期間に配慮して、払わなかつたにせよ、やむを得ない事情があつた方々について満額一万円付加します。

この部分は国費の部分であります。税金負担ですので、やはり裁量的なところはあると思うんですけど、納付意欲に配慮しないといけないのは、保険料の部分というの、これは非常に配慮をしないといけない。一方、この税金負担の部分というのは、裁量があつて、福祉加算的にできるんじやないかというふうに思ひます。

いかということだと思うんです。

ですから、大臣、いずれにしても、保険料を納めていただき、そして将来受給するという保険制度に基づく基本的な仕組みを維持しながら、不公平感を生じないように配慮していくといけないというふうに思ひますが、大臣のお考えをお願いします。

しかししながら、若いときに、高齢になつてからの程度の収入があるかというのは予測できないものでありますので、加えて、一番最初の質問にもありましたように、払わないといけないものは払わないといけないということであります。

ですから、今、低年金の問題、これは行く行くは、ほつておけば生活保護に結びついていくものであります。収入をどう使うかというのは、基本的にその個人の自由でありますけれども、税金というのはしつかりと取らせていただく。保険料というのは、これは國のおせっかいかもしれないけれども、やはり長生きしたときに大変なことになるよということで、ちゃんと徴収させていただこうというものであります。

このため、今回の法案では、両方のバランスに留意をして、今委員が詳しく御紹介いただいたように、低年金対策としての効果を出すという観点から、対象者に対して一律六千円、それから、納付意欲への配慮という観点から、免除を受けた期間に応じた割り増し一万円ということで、最大一

万六千円、こういうセットにしてございます。

現実に低年金の人がこれだけ存在しているといふことが喫緊の課題だということは、皆さん共に思っていただけると思うんですね。今回の年金加算につきましては、現在の年金制度の基礎的、基本的な仕組みを前提に、公平性に留意しながら検討してきたもので、ばらまきとか保険原理に反するといったものではないというふうに考えていました。

そして、昨日のやりとりの中で、この加算というのは、基礎年金の満額以下の年金で、かつ低所得者と認められた方といふことなんですかけれども、ということは、満額以下であれば、厚生年金受給者であつてもいいわけですね。厚生年金受給者であつても低年金である人は加算が受けられるんだから、働く意欲、そして保険料を支払う意欲がなくなるんじやないかという質問があつたと思います。

しかししながら、若いときに、高齢になつてからどの程度の収入があるかというのは予測できないものでありますので、加えて、一番最初の質問にもありましたように、払わないといけないものは払わないといけないということであります。

ですから、今、低年金の問題、これは行く行くは、ほつておけば生活保護に結びついていくものであります。収入をどう使うかというのは、基本的にその個人の自由でありますけれども、税金というのはしつかりと取らせていただく。保険料というのは、これは國のおせっかいかもしれないけれども、やはり長生きしたときに大変なことになるよということで、ちゃんと徴収させていただこうというものであります。

ですから、この制度というのは、現にある問題に対して我々はどう対処していくかということだと思います。だから、今現役世代の納付意欲を阻害するものと直ちには結びつかないものだと思ひますが、大臣の御意見をお伺いします。

○小宮山国務大臣 これも委員が御指摘いただいたように、自分自身が将来低所得者加算の対象には日本に二つあって、一つは老齢年金というも

なるかどうかということは若いうちはわからぬわけですから、今回の加算は保険料の納付意欲を阻害するということはないし私も考えていました。

今回の加算は、高齢期に低所得である人に対しても、これは福祉的に行うものです。高齢期の加算を期待して現在の自助努力を控えるというよりは、日本人の気質からすれば、高齢期に低所得にならないよう一生懸命働くということの方が考えられるのではないか。そうしたことを探していきます。

繰り返しになりますけれども、今のこの年金加算というのは、現実に低年金の人が存在している喫緊の課題に対応するためにこういう形を出してしまって、ぜひその問題意識を共有していただき、議論を詰めさせていただければというふうに思います。

○白石委員 確認させていただきました。ありがとうございます。

そして、質問要旨の一に戻させていただきまして、私は、年金の仕事に携わらせていただいて、これが一番問題だと思つてゐるところなんです。それをちょっと皆さんと共有させていただきたいな

○白石委員 確認させていただきました。ありがとうございます。

お手元に資料があると思うんですけども、基本的に、日本の社会というのは自由経済であります。私、年金の仕事に携わらせていただいて、これが一番問題だと思つてゐるところなんです。それをちょっと皆さんと共有させていただきたいな

の、そしてもう一つは生活保護の半分。生活保護でも、きょう問題提起されていましたけれども、働ける世代と、そして、六十五歳以上を超えたから、個人差はあるんですけれども、なかなか働くことが難しい、自助を求めるのは酷だという部分がある。ですから、生活保護の半分と言いましたけれども、人数でいったら四割は高齢者の生活を支える制度だと思います。

一番最初のところでありますけれども、六十五歳以上の生活保護受給者というのが、被保護人員百六十七万人、これはちょっと古いんですけれども、その中で、全体の四割は高齢者、六十九万人、まあ、七十万人おられる。そのうち年金を受給していない方というのは三十七万人であります。

低所得者加算あるいは今回法案に出しているものもう一つ、これは受給資格期間の短縮、十年にするということなんですねけれども、このことによつて、無年金者、四十二万人いたものが十七万人救われるということありますけれども、無年金者ほとんどが生活保護を受けているというふうに思つたんです。この無年金者、四十二万人と三十七万人の間の五万人というのは、何とかほかの方法で生活されているということだと思います。

この高齢者の割合、人数がふえています。平成二十四年二月、ことしの二月になると二百九万人にふえるということで、高齢者の割合が一定と仮定すると八十三万人になるわけであります。

生活保護には、四つぐらいで構成されています、生活扶助と住宅扶助、それから医療扶助、介護扶助とあるわけであります。それで、生活扶助というのが生活の基本的なものを支えていくくといふことになると思うんですけども、その予算が一兆二千九百三十億円であつて、そこで四割ですから五千三百億円であります。生活保護全体でいふと、さつきと同じ計算式で、全体で三兆七千億円は受け取つていらないんだけれども、二階部分は受け取つてゐる人がいるので、多いことになつてますね。

これらのサイズ、大きさですけれども、さつき言つた、年金五十兆円を毎年支払う、うち十兆円というのが公費なわけであります。一方、同じ高齢者の生活を支える制度である生活保護の高齢者に向か生活保護費というのが一兆五千まで來てゐるわけですね。これは非常に大きなことだと思うんです。つまり、年金の生活保障の機能は低下していると言わざるを得ないなというふうに思うわけであります。

そもそも年金というのは国の大きなおせつかいであつて、得られた収入を使うのは自由でありますけれども、やはり、その中からある程度保険料を義務的に払つてもらつて、長生きリスク、老後の生活に備えさせる、強制的にさせるというものだと思うんですね。

そのあるべき年金というのは、まず第一に生活の最低保障機能、これが一番大事なことだと思うんです。二つ目に働き方に中立であつて、そして三番目に財政的に信頼性が置かれる、こういうことをただ思うんです。その一番大切なところがぐらついているんじゃないかということです。

次の方々の老齢基礎年金の平均の金額というのは五万四千円であります。しかし、この中の多くの方は二階部分を受け取つてゐる。

この内数として、右側に行つて、基礎のみの方、この方々は八百五十五万人いて、それらの方の平均は四万八千九百円であります。五万円を切つているわけですね。

年金受給者の方々は、その六割が年金でしか生活していないという統計が出ております。六割の方が年金でしか生活していない。もしその年金が五万円を切つていて、しかも単身者だったらどうなりますかということなんですね。これをまたる申上げますので。

その内訳として、また男子、女子と分かれております。男子は二百万人、女子は六百五十万人となります。男子は三百万人、女子は三百万人となります。この基礎年金のみの中には三号のなつています。この基礎年金の中には三号の方も含まれております。一号、二号、三号が全であります。一号は自営業者を中心で、二号というものはサラリーマンあるいは公務員です。三号というのは被扶養配偶者。これからは、ちょっとわからない方、一号は自営業者を中心で、二号というものは被扶養配偶者。これからは、モデルケースということで専業主婦を念頭に申し上げさせてもらいますけれども、専業主婦の三号が含まれている。ですから、この女子の六百五十万人のうち、三号が相当含まれております。

おられます。

それはさておき、この一番下のところなんですねけれども、毎年毎年、百万人ずつふえていつているわけですね。百万人ずつ六十五歳になつて、年金を受け取つてゐるということであります。ただし、その中には低年金者の方もおられるということがあります。

次のチャートでありますけれども、老齢基礎年金の年金月額の分布であります。

これの総数で、赤丸をしましてけれども、合計二千五百人と、さつきの国民年金とほぼ平仄は合つてですね。さつきの国民年金というのは、障害者年金、遺族年金を受け取つてゐる人も含んでいますから、それを差し引けば大体平仄は合つてます。

その方々の老齢基礎年金の平均の金額というのは五万四千円であります。しかし、この中の多くの方は二階部分を受け取つてゐる。

この内数として、右側に行つて、基礎のみの方、この方々は八百五十五万人いて、それらの方の平均は四万八千九百円であります。五万円を切つているわけですね。

年金受給者の方々は、その六割が年金でしか生活していないという統計が出ております。六割の方が年金でしか生活していない。もしその年金が五万円を切つていて、しかも単身者だったらどうなりますかということなんですね。これをまたる申上げますので。

男性は五万四千円と、五万円を上回つてゐるんですけれども、女性の方は四万七千円であります。三号とおぼしき上位のところを除けば、三万円から四万円のこの山は一号の方だと思います。

また再度、女性は長生きされますから、これでやつていくのは非常に厳しいということです。

それでも、男性と女性に分けて見たものであります。

次の方々の老齢基礎年金の平均の金額というのは五万四千円であります。しかし、この中の多くの方は二階部分を受け取つてゐる。

この内数として、右側に行つて、基礎のみの方、この方々は八百五十五万人いて、それらの方の平均は四万八千九百円であります。五万円を切つているわけですね。

年金受給者の方々は、その六割が年金でしか生

活していないという統計が出ております。六割の方が年金でしか生活していない。もしその年金が五万円を切つていて、しかも単身者だったらどうなりますかということなんですね。これをまたる申上げますので。

その内訳として、また男子、女子と分かれております。男子は三百万人、女子は三百万人となります。この基礎年金のみの中には三号の方も含まれております。一号、二号、三号が全であります。一号は自営業者を中心で、二号というものは被扶養配偶者。これからは、

モデルケースということで専業主婦を念頭に申し上げさせてもらいますけれども、専業主婦の三号が含まれている。ですから、この女子の六百五十万人のうち、三号が相当含まれております。

三号の方は、御主人が御存命であれば、御主人の一階、二階、人によつて、公務員であれば三階も含めて年金がありますから、そう困らない。もし御主人が亡くなつても、遺族年金で二階部分の四分の三相当金額がもらえるから、まあいいでしようということなんですね。けれども、でも、やはり女性は長生きします。そういうことなんですね。

それもこの中にたくさんおられると思うんです。

それはさておき、この一番下のところなんですねけれども、毎年毎年、百万人ずつふえていつているわけですね。百万人ずつ六十五歳になつて、年金を受け取つてゐるということであります。ただし、その中には低年金者の方もおられるというこ

とであります。

次の方々の老齢基礎年金の平均の金額をヒストグラムにしたものであります。

ラスアルファがおられる方もいますけれども、やはりそれでも、年収百五十万円あるいは二百万円以下でやつてくれといったら相当厳しいんだと思ひます。

もちろん、扶養家族、今話題になつております

三親等の方は扶養しないといけない、仕送りしな

いといけない、お小遣いを上げないといけない、

そういう義務はあるにせよ、単身で暮らしていたらなかなかそうはいかない。むしろ、孫を連れて

きて小遣いをせびられるというふうに言つていま

したけれども、今の御時世、なかなか子供が親を

扶養するというわけにはいかないのが現実だと思います。

加えて、また再び、年金のみで暮らして

いらっしゃる方は高齢者の六割であります。

ですから、そのことを考えれば、単身世帯とい

うのは非常に厳しい状況にあるという現状であります。

六ページ目ですけれども、これまで現在でした、これから将来について考えてみたいんですね。

年金というのは非常に足の長い制度ですので、将来どうなるかということをやはり考えながら、制度を改善するなり、つくつていかないといけないと思うんです。

それで、この年齢別人口なんですけれども、これは二〇〇九年ですから三年前、一番下の年齢に三を足さないと今の年齢にならないんですけれども、それでも、大体、今まで六十五歳以上の方

というのは非常に山としてはなだらかだったとい

うことだと思うんです。それでも、世界一の長寿国、高齢者が二三%を超えているということなん

ですけれども、今まさに団塊の世代の方々が六十五歳の一つの区切りを超えていっているということだと思うんです。

団塊の世代の一番のピークは一九四九年に生まれた方で、その学年、その一年に生まれた方は二百七十万人だったわけです。そして、今その方々が二百三十万人ぐらいですか、八割の方は六十

五歳まで生きられて、高齢者としての生活を迎え

るということになつています。ここをまず一つど

うするか、量的に非常に拡大していくわけですね。

それから、五十代になつたら大分ピークは落ち

てき、人數的にも百数十万人になつてきている

わけでありますけれども、ただ、今五十代の方々

というのは、社会人になつたときの一九八〇年代

で、そのころから雇用均等法も同時に施行されま

したけれども、そのころから派遣という職種とい

うか働き方ができ、当初はホワイトカラーのみ

でしたけれども、ですから、いわゆるパートの、

遣が解禁されたからなお一層だと思います。そ

れませんけれども、それがだんだん本格化し

て、一家の大黒柱が派遣になつてくる、製造業派

遣が解禁されてからなお一層だと思います。そ

れましたけれども、それがだんだん本格化し

て、一家の大黒柱が派遣になつてくる、製造業派

遣が解禁されてからなお一層だと思います。そ

れましたけれども、それがだんだん本格化し

て、一家の大黒柱が派遣になつてくる、製造業派

遣が解禁されてからなお一層だと思います。そ

れましたけれども、それがだんだん本格化し

て、一家の大黒柱が派遣になつてくる、製造業派

遣が解禁されてからなお一層だと思います。そ

れましたけれども、それがだんだん本格化し

て、一家の大黒柱が派遣になつてくる、製造業派

遣が解禁されてからなお一層だと思います。そ

万人であります、それが二〇四二年には三千九百万人と一千万人ふえるわけですね。一千万人高齢者がふえるうち、二百五十一万人は単独、単身世帯であるということであります。

そして、次のページが、一号被保険者について見たものであります。

一番下のところ、平成二十年調査は、一号被保

険者というのは、そもそも自営業主とその家族從業員、大体お父さんと経理等を手伝うお母さんを想定してたわけありますけれども、その想定の方々というのは一五・九%と一〇・三%で二

五%程度しかいない。一方、常用雇用あるいは臨時・パートの方々が四割なわけであります。それは、この九年間で非常な伸び、九年前は二五%だったのが四〇%になつてます。それ

パターンは三五%から二五%に下がつてているとい

うことなわけですね。

加えて、無職のところも無視できない人数がお

られると思ひます。三割であります。一号被保険者というのが今加入者が二千万人でありますか

ら、六百万人が無職ということなんですね。これ

も無視できません。もちろん、学生とかおられますけれども。

そして、次の十ページ目が、就業状況の中でも完納者。上の表ですけれども、完納者というの

は、自営業主、家族従業者というの六割程度で

あるのに対し、常用雇用、臨時・パート、いわゆる非正規雇用の方々が四〇%、三四%と非常に低

いということです。免除を受けて納めているとい

ことだと思うんです。それらの方の本人の所得

も、下に見られるように、非常に低いということ

であります。

それで……(発言する者あり)もうちょっと済みません、最後の方に出てきますので。

十一ページ目では、被保護世帯数の推移とい

うことなんです。

これは、一番最初に申し上げたことをなぞる部

分もあるんですけども、被保護世帯数というの

が百二十七万戸あつて、そのうち五十八万戸が高

齢者世帯であるということであります。その伸びたるや、この二十一年度で見ると三万九千戸伸びているということなんです。もちろん、その他の世帯、つまり、この方々の多くは、働ける世代

年齢の方々は、リーマン・ショックの後、急激に伸びている、四〇%伸びているということなん

で、高齢者の生活を支える制度である生活

保護、これについて、水準はどうなつてますか

いと、この十三ページのものであります。单身の生活扶

助、東京は八万円であります。ほかの、都市に

よつて金額は違うのであります。二の一のところ

でいうと、松山市、地方の県庁所在地であります

が、そこは七万三千円。一方、地方の中堅都市

である、西条、新居浜、四国中央市、この辺にな

ると六万六千円。このところでちょうど基礎年

金の額にあるわけですね。

水準的にも、生活保護の水準の方は生活扶助の

レベルで高いし、生活保護世帯というのはほとん

ど家を持っていませんから、これに住宅扶助がつ

くわけですね。住宅扶助がついて、東京だったら

五万円程度、八万円とそれに住宅扶助の五万円が

ついて、月額十三万円。そこに、高齢者ですか

ら、医療扶助がついていく、あるいは介護扶助がついていくということであります。

こういう現状があつて、そして次のページが國

民年金の今後についてであります。

国民年金の今後を二十二年の財政検証で、この

経済前提、非常に非現実的であるということなん

ですけれども、運用利回りだけではなくて、物価

上昇率が賃金上昇率に比べて低いということも

あると思うんです。このことによつて大きく助け

られていると私は思うんです。運用利回りだけ

じゃなくて、ここも非現実的。

つまり、年金というのは、裁定するときは賃金

で決めますけれども、その後のスライドは物価ス

ライドですから、物価スライドであるならば、物価上昇率が低い方が助かるわけですね。保険料は賃金上昇率で増収するのに対して、支払いというのは裁定後からは物価スライドですから、助けられている。この非現実的と言われている前提であっても、国民年金はマクロ経済スライドを二十七年間やらないといけないと、いうことが出ているわけであります。加えて、特例水準もあって、意図せざる支出があるということなんですね。

十五ページなんですかけれども、物価上昇率ゼロでマクロ経済スライドを行うと仮定したらどうなるかということです。

特例水準の解消はどんな状況でもやるんですねけれども、その後、デフレ下のマクロ経済スライド、これをやつたと仮定したら、二十七年後、二〇四一年、ちょうど高齢者の数がピークになると基礎年金の満額は五万七十二円になります。このことを考えたら、今まで、高齢者がふえてくる、量的にふえてくる、これからは、質的に格差のある方がふえてくる、单身世帯が占める割合、構成がふえてくるということであります。生活保護にどんどん今入ってきてる状況に、これから三十年間、この国民年金の生活保障機能低下を何とかしなければならないと思うわけであります。

これで、質問なんですけれども、小宮山大臣、ちょっと法案のことはもうできませんでした。この社会の流れに対して、どのような政策の方向性で対処されようとしていますか。よろしくお願ひします。

○中野委員長 答弁いただきますと、せっかくですが、時間が実はなくなりました。簡単に。

ちょっと近藤君の了解をいただいて。食い込みますが、厚生労働大臣小宮山洋子さん。○小宮山国務大臣 なるべく短く。

今、るる御説明いただきましたけれども、国民年金制度ができてから五十年余りたつて、いろいろ

ろな状況が変わった中で、何とか年金を信頼できるようにということで、今回、財政基盤と最低保険機能の強化を図ろうとしているところです。

また、御指摘があつた生活保護との関係について、年金、生活保護、そしてできれば最低賃金、仕組み横断的に、どういうレベルがいいのか

ということも含めて、高齢者がふえていく中で、安心できる社会保障の仕組みをどうつくるのか、そこにしっかりと取り組んでいきたいというふうに考えてます。

ら見ると、私はマニフェスト違反だとは思いません。

しかし、ぎりぎりセーフ、オンラインみたいなもので、余りいい形ではないことは間違いない。国民の皆さんから見てその期待を裏切ったということは事実で、そこはまことに申しわけないことがあります。

ただ、マニフェストというのは四年間の間にやる約束ですから、状況が変わるということは当然ある。例えば、私は幹事長のときに、高速道路無料化というのをやめて、そしてその分は被災地の復興に充てるべきだ、こういうことでやめさせていただいたわけあります。ですから、大事なことは、きちんと説明するということではないかと思います。

この数年間の欧州の状況を含めて、世界経済の激変、あるいは日本の財政がより厳しくなって、今や予算の半分は借金で成り立っているということ、そういう状況の中で社会保障を持続可能にするためには、これ以外の道はあり得ないということだと思っています。

○近藤(和)委員 ありがとうございます。

済みません、野党の皆さんに火をつけてしまいまして、大変申しわけなく思っています。

私は自身、思っていますのは、マニフェストといふのは、やはり、副総理がおつしやられたように、方針であつたり目的、最終的にこれをやりたいということではないかというふうに本当は私は思っています。そして、具体的なものを書いたことが今大きく問題となっているんですが。

ちなみに、岡田副総理には、私の選挙区には今まで五回入つていただいています。一番石川県に来ていた大いにいるんですけども、三重県から来ていた大いに、また東京から、いろいろな形で来ていただいているんです。

その際には、例えば、東京から能登半島に行く

という、一つ、行くという目標があつて、そして、小松空港便を使う東京から行きますよと半島に小松空港便を使つて東京から行きますよと

いうのが今のマニフェストであつて、この目的と手段というものが混同していたというところが、今のこのマニフェストについての、世間の一般的な声はやはりいかがくあります。

しかし、能登半島に行くには、小松空港だけじゃなくて、能登空港からも行けるんですね。能登空港からも行けますし、上越新幹線を使って、「はくたか」を使って、「しらさぎ」を使っても行けます。京都からは「雷鳥」、「サンダーバード」。これら鳥の名前ばかりですけれども、いろいろな手段で最終目的地に行くことはできるんです。

そういうところで、小松空港を使えないからもう目的地に行くのはやめるとなると、私の方とでも、例えば岡田副総理に私の地域に来ていただく、ただ 小松空港が使えないから岡田副総理が来ないということになると、やはり本末転倒になるんですね。そうなので、目的地に達するためには、その手段というものはその都度適時変えていく、これが大切なことではないかなと私は思っています。

そこで、とはいながら、今回の消費税増税については、違和感は間違いくなるあるかと思いまして、これは大切なことではないかなど私は思っています。

当初は、金融関係者の多くの方々は、ギリシャはユーロの小国であつて、しかも粉飾を行つてたんだですが、それに対して、影響はほとんどないだろう、大したことないよというのが多くの評価でした。その当時のレポートに目を通していただきながら、大したことがないよというふうに思っています。

二〇〇九年、一年の半ばぐらいまでは、私が大好きである亀井静香さんが数十兆円、百兆円単位の景気対策が必要だということをいつもおつしゃつていらつしやいまして、私も、そのときまでは全く同じ思いを持っていました。たしかに、ギリシャからどのような状況になつたかとい

うの会社が不祥事を起こしたり、大きな問題を起したり、海外でどんでもないハプニングがあります。

そのときには、やはり入社して二年目、三年目ぐらいのときには、お客様には、ごめんなさい、売つてくださいとは言えませんでした。それは、お客様からの私に対する、おまえがきのう言つたことと違うじゃないかとの批判を恐れて、本当に売ることが損失を小さくする最大の手段なんですか、その正直なところを私は言うことがなかなかできませんでした。

たしかに、数年間、こういったことは相場の世界ですから何度もあります。むしろ、正直にお客様に対して、環境が変わりました、申しわけないです、売つてくださいということをしっかりと言つていくこと 자체がお客様の利益を守つていくことになつてきます。大切なのは、自分のプライドではなくてお客様の利益です。

民主党政権にかわって間もなく三年になります。そういう点では、国民の生活が第一であつて、自分のプライド、保身に走るのではなくて、正直に環境の変化を有権者の皆様に申し上げていく必要があります。

その中で、私自身が感じている最も大きな環境変化というのは、二〇〇九年から一〇年に出てきたギリシャの債務の問題です。

当初は、金融関係者の多くの方々は、ギリシャはヨーロッパの小国であつて、しかも粉飾を行つてたんだですが、それに対して、影響はほとんどないだろう、大したことないよというのが多くの評価でした。その当時のレポートに目を通していただきながら、大したことがないよというふうに思っています。

私も、証券マンとして、お客様にいろいろな株式や債券、いろいろなものを買つていただきたいことがあります。買つていただいて、その夜に突然

うのは、今皆様が多く共有をされていらっしゃると思います。

ギリシャの人口は一千百万人、世界で七十四番目です。ユーロ圏の中では、GDPはわずか二・三%しかありません。世界経済の中では、わずか〇・四%しかありません。わずか〇・四%しか経済規模がない国の世論調査で、世界が、株式が、債券が、為替が一喜一憂する。金融の人間にとってみれば、朝が来るのが怖いんですね。今そのような、ギリシャだけでも大変な状況になつてきているということは認識をしていく必要があるんだと思います。

一枚目の表を少し用意させていただきましたけれども、ここに日本を書くことがいかがなことがあります。それは、日本の国会議員としてどうかなどいうことは、日本がどうなるかわかっていないところはありますけれども、私はあえて日本を書かせていただきました。

ただ、この表で申し上げたいことは、ギリシャだけではなくて、今、スペインにまで問題が飛び火をしてきています。ちなみに、スペインの経済規模は、GDPの中では一・四%。ギリシャは一・三です。イタリアは一六・八%です。こういったところに飛び火をすれば、どのような状況になるかわからぬと思っています。今後あり得るかもしれない、あり得るというのは、こういつた、違う、ギリシャ以外の国が大変だということここでお伺いをしたいと思います。今後あり得るかもしれない、あり得るというのは、こういつたことを飛び火をすれば、どのような状況になるかわからぬと思っています。

このところ、ポルトガル、スペイン、イタリアの国債金利が上昇しておりまして、危機の深刻化が起こりかねないという状況だと思います。

今近藤委員がおつしやつたように、これが進みますと、為替がユーロ安になつて、日本が、逆に

じゃないかというふうに思っています。

そこで、これは質問通告を出していいなんですが、一つだけで結構なので、今回の改革を乗り越えたらこんなことになるんだということ、非常にわかりやすい一つだけで結構なので、小宮山大臣、よろしくお願いいたします。

○小宮山国務大臣 なかなか一つだけというは難しいんですけども、今回、子供の方にもしっかりと社会保障の受益感があるような仕組みをつけていますので、そうするとこれから支え手もふえていきますから、そういう意味で御高齢の皆様の生活の安心にもつながる。

ただ、残念ながら、超少子高齢社会でいろいろと負担がふえていくことは確かなので、それをどうやって公平に分かち合うかということなので、バラ色の未来をお示しするということは私も手品師ではないのちよつと見せられませんが、なるべく公平に、そして将来世代に、ツケだけじやなくて、夢が持てるような日本をつくりたい、そういう思いでやっています。

○近藤(和)委員 ありがとうございます。手品師ではないという正直なお答えだったと思います。しっかりと政治家それぞれが正直に申し上げなければ、多くの皆さんが、よし頑張ろうという気持ちになつていただけるのではないかというふうに思います。

そして、増税に対して、やはり今でも否定的な意見というのはあります。与党の中でも、野党の方からもいただきます。特にこのような景気の悪いときには増税すべきではないといった意見があるんですけれども、実際には、私の問題意識としては、景気はいいんだというふうにはなかなか、実際に過去を振り返って、いいときでも、そのときにはいいと思っている人は少ないというふうにも感じますし、また、増税は、景気がいいときであつたとしても、増税賛成だという意見が過半数を超えた時代は恐らくはなかつたというふうに思っています。

配、支出に的な要因がもと、本年であります。討会議において構造的な方向や重視するところを動かす年までを念おるところ平成二十五年であります。以上です。

○近藤和也の対応かというふうで私はなみに、二二二二年であります。さも行つて、一とであります。ちなみに、した。何を的立場で買うといふ、か、株式で十年の間に、に流動化していくことクをとつて、に対する過去、詮議はないのにし目に遭つて、懷疑的な見

わたる経済の好循環を妨げている構造あると考えられます。こうした認識の四月以降、閣僚級のデフレ脱却経済検討会議に、人を動かす、物を動かす、お金を適切なマクロ政策と同時に政府を挙げて課題にしつかり取り組んでいるところ。この四つを原則として、平成二十五年度予算編成プロセスにおいて反映したいというふうに考えております。

委員　ありがとうございます。政府ども、ちと日銀は自画自賛という形になります。私はこのときまで日銀を疑っていましたが、そういうことでおっしゃっていただいたうに思います。

くと日銀は自画自賛という形になります。日銀は呼びませんでしたけれども、ちと日銀は自画自賛という形になります。〇一〇年の十月には、長期金利の引き上げたけれども、ETFやREITとした国債の買い入れを初めて行つてからは、ETFやREITの買い入れには、これは先進国の中では極めて異例なことだと思います。

いましたけれども、ETFやREITのことは、極めてリスクが高いといつたり、特に日本のこの失われた二つは不動産価格が下落して、これをいかでいくかということが日本経済をよくとだと、そのことについて日銀がリスクを見方をがらりと変えました。見方のときには、上げるべきときで上げてしまつたり、二度、三度、痛いいますので、今までには日銀に対してもありましたが、よく頑張つていてる方であります。まさに正直思っています。

を受けてから、マネタリーバーのグラフを使ふのがよくおつゝ。圈と比べては、数倍しかなく、見としてある模でいえば、ヨーロッパで見るといふこと、九年のときには、日本は大入りになつてしまつた。そこで、長々と話もござります。当然としてね、たらすため、いう意見もござつた。通貨の末路は落ちと国債の異性があります。本当に怖いであります。ちなみにアテ不指数がですね。少ない状況起きれば、然、事業会社リスクはない。円安は、やはり負けない。円高は、やって持つていて、そして、土

ら、国債買い入れ等の規模について、ベースの増加割合がアメリカ、ユーロ低いんではないか、山本幸三さんなどしゃつてますが、三枚目の資料、上使つて、アメリカは四倍、日本は一・五ありますし、特に、一〇〇八年、ともありますけれども、実際には、GDP規左側にありますアメリカであつたりめつたりよりも日銀が国債を買つて、いんじやないか、そういつたことも意りますけれども、実際に、GDP規則にアメリカのマネタリー・ベースの方がついていますけれども、信用スプレッドしたことはないのに海外は大変なことに、これを火消しする結果としてマネス等々がふえたということは、私たちの状況の違いというものは把握をしなればいけないんだと思つています。

長期国債等々を買つていいといいますが、財政ファイナンスの懸念も起きてしまいます。そして、円安をもとに金融緩和をどんどんやるべきだとありますけれども、一旦信認を失つたは恐ろしいものであります。通貨の暴落はセットとなってやってくる可能金融機関もまたなくなりますし、当アテネ指数というものがあります。か、この三年余り、二割になつている十が一になつてているんです。もうとんでもないです。もし日本でそういう状況があるということは、やはり共有の認識といかなくてはいけません。

の暴落は、国の財政の圧迫よりは、そもそも企業会計を直撃する。特に、日本は七割の企業が赤字だというふうに言われていますが、その大半が借り入れを行っています。内部留保がここ数年間で積み重なっているということはありますがあくまで大企業中心であって、中小零細、自営業者、ジス・イズ・ザ・ジャパン、日本の多くの企業においてはこういった状況は当てはまらない。

その中で円の信認を落とすという施策は、国債の暴落、借り入れを行う日本を苦しめる。これを私はやるべきではないというふうに思っていますし、為替に対しても金融緩和効果を発揮するために今はできるような状況じやない。

財政再建をして、いざというときに、そういうときに初めて金融緩和が通貨安をもたらすという施策が行われるんではないか。政策手段の選択権を取り戻す、そのため財政再建の必要性があるんだと私は思っています。

それでも買い増せという意見がありますけれども、しかし、先日はどういう基金による国債買入の札割れが起きてしました。これが意味するところは、金融機関がこれ以上キャッシュを持つ意義を感じてこなくなつたということであり、ひいては、これ以上の金融緩和のもたらす効果が薄くなつてしまっていることもあります。

これは、こちらの最後のページになりますけれども、「金融機関の貸出運営スタンス」、このゼロの線よりも日本が下になつています。これは、金融機関は貸したいんですね。金融機関は貸したい。ただし、この下のグラフでいきますと、預貸率は七割、都銀に至つては六割と、貸したいけれども貸せないというこの状況を認識していく必要があります。

今の経済にとって大切なことは、金融緩和によってこれ以上お金をじやぶじやぶにすることではなくて、いかに、じやぶじやぶになつたお金を金融機関が貸し出す状況をつくるか、さらには、

民間企業が投資を行つて借りたくなる状況をつくるか、この部分については国の保証をどうしていいかというところは考えていかなくてはいけない

くかというふうには思いますが、さらには、消費者が金を使いやすい状況をつくるか、これが本当に重要だというふうに思っています。

この点では、繰り返しになりますが、日銀にこ

れ以上責任を求めるることは、逆に、政治がなすべき責任を果たさないことになるんじやないか。先ほど石田副大臣からおっしゃつていただきまし

た、このじやぶじやぶになつたお金をいかに回し

ていかかという施策をしっかりと進めていただきまして、このじやぶじやぶになつたお金をしていかなくてはいけないんだというふうに感じます。

個人金融資産の活用について質問をさせていた

だきます。

今回、相続税を引き上げ、贈与税を引き下げ

るという施策、これは私がずっと訴えてきたこと

であつて、この中に取り入れていただいたことは

非常に感謝をしています。

○五十嵐副大臣 相続税について、乱暴な改正である

この相続税の改正について、乱暴な改正である

と野党の委員の方から質問がございましたけれども、この点について、見解を教えていただけたら

と思います。

そこで、私の実感として、教育にしっかりとお金を使う、お金のある人がしっかりと子供や孫にお金を使っていくと、そこがまだ周知徹底されていないのでないかというふうに思っています。

ここについては、相続税法第二十一条の三に書いてあります。生活費または教育費について

は、孫やひ孫や奥さんに対してはこの部分は非課税だということ、贈与税の、計算しないといふことが書いてあるんですね。ただし、これは、一般的の、資産をお持ちの方は認識が非常に薄いと思っています。

ちなみに、通達の中で、生活費や教育費の枠が書いてあるんですが、私は、ここをよい意味で拡大解釈していくべきだというふうにも思つていまし、また、お金を使っていくためには、住宅だけではなくて、五大支出というものがありますが、車、ローンなんですが、この車などについても、非課税の適用というものを行つていくことがありますので、そうした問題はほとんど起きない

と思つております。

○近藤(和)委員 ありがとうございます。

小規模宅地の評価減がしっかりと残っている、これは乱暴ではないということを確認させていた

だきました。

この中で、日本には個人金融資産一千四百兆円があると言われています。これをいかに活用していくかが日本にとって極めて重要なことです。

ファイナンシャルプランナーとして少しお話をさせていただければと思います。

人生には三大支出があると言わっています。それは、住宅であり、教育であり、老後資金ということになりますが、今、住宅に対する、今年度の税制改正でも特例の拡大、期間、枠の拡大というものが行われていますし、住宅、教育、老後資

金ということは、まさしく社保と税の一体改革そのものの姿ではないかなというふうに思つてます。

次回は、明三十一日木曜日午前八時四十分理事会、午前九時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

○中野委員長 これにて近藤君の質疑は終了いたしました。

午後六時二十五分散会

とができるんじやないかというふうに思います。

以上で質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

平成二十四年六月十五日印刷

平成二十四年六月十八日発行

衆議院事務局

印刷者　国立印刷局